

を立つる計畫をなすこと此派の運動によりて發企せられたり、クラコフに於ては一の秘密結社ありフランシスニコは此社の社長なり、此人はイタリヤの田舎者にしてフランシス派に屬しボナ女王の教悔師たりしものなり、此人はローマ教反對の書籍を多く造りたりしが是等の人を集れる時ベルギー牧師バストリスなるもの三一教義を攻撃したり之は已にセルベトスの攻撃せるものなれども此時出席したるもの、中驚愕一方ならざるものありクラコウ派アンテ、トリニタリアン派が始めて其意見を發表して之を唱導したる論戰地なるもの、如し、然れど此運動の實際の首領は二人のイタリヤ人レーリユース、ソシナス、トフカウスト、ソシナスにして此異端の斯く名つけられたるは之によれるなり、レーリユース、ソシナスは一千五百二十五年一月廿九日シーナに生れ法律を以て有名なる家門より出て監督を受けてポローナに於て法律學を學びたり、レーリユースは聖書を學ぶに至りたるは畢竟此法律學研究のためにして此研究によりて終にローマ教會の迷信を觀破し之を信せざるに至れり、壯年に及びてレーリユースはイタリヤ宗教運動の中心たるベニスに行きけるに宗教裁判の尋問嚴しくして一千五百四

十七年其本國を遁れ、スキス、フランス、ゼルマン、オランダ等に漂泊旅行せり、此人門閥貴く且快活なる人物なりければ至る處に朋友を造るを得たり、一千五百四十九年ゼチバス、トリツクにより翌年にはヘブル語研究のためにウキテンベルグに行けり、一千五百五十二年政治上時事感ずる所ありイタリーに歸り、一千五百五十四年再びズーリツクに趣き爰を第二の故郷となして、一千五百六十二年五月死にたり、

カルビンもメランクトンも異端たりとは聊も疑はずしてソシナスを受けたりしがカルビンの警眼にはレーリユースの思辨勝なる性情を看破したり、雖も友誼破れず通信絶ることなかりき、總ての宗教改革論者の中にてブリレゲルはソシナスの最も信密なる朋友なりき、又最も賢明なる朋友なりき、此アンテ、トリニタリアンはソシナス始め復活豫撰悔改サクラメント等の教義に於て神學說の困難なることを發見したりしがソシナスが始めて三一に疑を起したりしはセルベトスの恐ろしき死に様を見て此教義に其心を傾けたりし時なりし、一千五百五十四年ソシナスは此根本的教義に付不注意なる觀念を發現し、グリーンゲルは之がために慎



重にレーリユースの信仰を尋問し明白なる正統教義の告白をなさしめ後之を書かしめたり(一千五百五十五年七月)然れど之より外のことを尋問する権位を用ひずと云ふて寛大なる意を示したり、レーリユースとオキの神學問題の極端なる討論に於て同じ方向に強く働きたることは少しも疑なしと雖も三人共に其生存中は教會の懲罰を免れたり、

フカストス、ソシナスはレーリユースの甥にして其の性行甚だ異なれども此派の名が依て起る所は此人にありき、レーリユースは常に宗教的真理の精神的根據を研究して切磋琢磨の功を積まんことを欲し、フカストスは是よりも其心稍健壯にしてキリスト教の倫理教義の根據として外部の権位を求めたり、サストス、ソシナスは一千五百三十九年十二月五月シーナに生れ其父三十五才にして早死したるを以てフアストスは正則の教育を受けることを得ざりしかども其家庭内の博學俊秀なる婦人の力により強き道德的觀念を興へられたり、此人其叔父セルソーによりて其知識的啓發を受けたり、一千五百五十七年シーナの有名なる専門學校の教員に擧げられたりしが此頃青年秀才の聞ありき、後年法律家たる人物なるべしと

の評判なりしかども才氣煥發せるフアストスは法律の勉強を卑しきこと、思へり、單歌を作ることに従事せり、一千五百五十八年ルートの説を信するものなりと疑を受け、一千五百六十一年商業に従事せんとてリヨンに行きしが其翌年はゼチバに行きイタリヤ人の會衆に加入したり、去りながら、改革論者は極端なることを好むものなれば福音的運動のみを以て満足する能はず、已に其同輩と神學説を異にしたり、一千五百六十二年ソシナスは約翰傳の解釋をなすに當りキリストは固有の神性ありしにあらす職務的神性を興へられたるのみと云へり、翌年公にしたる手紙に於て彼は人間の自然的不死の説を非認せり、一千五百六十三年末頃よりフアストスは再びローマ教會に加入しそれより十二年間イタリヤに於て中ば法廷に月日を送れり、一千五百七十年彼は聖書權威に就てと云へる書籍を著し一千五百七十五年タスカニーの大公フランセス固くイタリヤに止まれと勧め玉ひしかども彼れイタリヤを去りてベールセルに赴き専ら聖書の研究に従事せり、聖詩を普通の詩體に書き改むることの事業に着手し耳彌々聳するを厭はず、神學上の議論等の首領なりとの評判を受けたり、一千五百七十八年ソシナスはアンテ



トリニタリヤン派の監督フランシスデヒツドを改宗せしめインカルチーシヨ  
 ンに從はしめんためにトランシルバニヤに招待されたりしが此こと著しく失敗  
 したり、そは議論四ヶ月に亘りテビツトは遂に如何なる形式に於ても公にキリス  
 トを禮拜せすと云ひ張るに至りたればなり次にデビドの審問となりたる場合に  
 ソシノスはデビドを顧みず突然ポーランドへ逃げ去れり、  
 邪説を抱ける監督は獄中に其一生を終りたりソシノスは其殘年をポーランドに  
 送りぬソシノスはデビド改宗せしめんとしたる議論は異端の意義を以て蔽ひか  
 くしたるものにして彼自らアンテトリニタリアン派なりと云ふこと克く世に知  
 れ渡りたれば彼は教會の運動に加はることを全く赦されざりき去りながらソシ  
 ノスはトランシルバニヤの異端教會の役員にして朋友の交りあるものに手紙を  
 送り之れが牛耳をとり其得意なる意見を深く人民に感銘せしめたり彼は一千五  
 百八十六年ポーランドの貴族の娘エリサベス、モルステンを娶りたりしが翌年一  
 女子を産みて後數ヶ月にして死にたり、ソシナス又た長く腸を病みたりしが一千  
 六百六十四年三月四日クラコーより三十哩距りたるラスローエスに於て死にた

り彼の墓碑は石灰にして次の如き銘を記したり曰く

「バヒロン(ローマ)の事は悉く亡びたりルーテル其屋根を壊ちカルピン其壁を破  
 りソシノス其土臺を覆へせり」

ソシニヤン派の教義に付ては其派に歸依するもの聖書の教と權位に大なる重き  
 を置たるを注目すべし聖書中には所々に矛盾の記事あれど點示の絶倫に重用な  
 ることに比すれば此等の矛盾は些々たることなりと云へりソシニヤン派は斯く  
 聖書を重すると雖もキリストの固有的神性を認めざる説は聖書に背かずと信じ  
 たり彼等はキリストを以て人間と見なしたれど聖靈によりて胎まれたるが故に  
 只の人間にはあらずと云へり神の子と唱ふるを得たるものにして即神の子なり、  
 キリストは其公事業に着手する前に此權位を與へられんがために高くあげられ  
 て親しく神の御前に出ることを許されたり又模範的人及教師立法者等の資格  
 を以て從順なりしことの大なる報酬として遂に神たる主宰權を許され或意味に  
 於ては父と同等なるものとせられたり此理由を以て我等は神を禮拜する特別の  
 尊敬と混同するにあらざる限りは一等下りたる尊敬をキリストに對してなすは



當然なり之れと自然同じ筆法を以てツシノスは聖靈の有心者なること、其神たることを非認し且神の恵の性質と効力に就て不都合なる觀念を現はせり彼は其神學に於て原罪の事を少しも云はず又キリストの死は罪によりて覆へされたる人と神との關係を改悛するものなりとは少しも思はずキリストは其立派なる摸範によりて人を勵まし克己悔改の行をなさしむ其力ある執成によりて人の天性の惡の傾向に打勝つ助けとなる斯くツシニヤン派の神學には中保贖罪の志想全く缺け居るが故に罪人の義とせらるゝは神の裁判官的行爲に歸せらる神は之によりて總てキリストを默示を現はすもの、信するもの、道德修まるを見て辱けなく其罪を赦し玉ふものなりサクラメントに就きてはツシノスはアナバプテスト中の純理學派の説と自己の特別なる説との間にありて一定せず來世の事に於てはツシノスは罰せらるべきもの、決極虛無に歸すべきことを斷定したれども前者の解釋によれば永遠と云ふ言は萬物遂に皆本原の有様に立歸らんと云ふ意義を含めり、

第四 新教神秘派

宗教改革前數百年前西部教會内にゼルマン神教派なるもの現はれたることありたればルーテル時代の物騒がしきにつれて之が再發を見るは怪むに足らず此の種類のも目立各派はセエンプエルデアン派と云て其名は創立者なるスバル、セエンプエルドに因したり彼はシルシヤの貴族にして一千四百九十年に生れたるものなり彼はコロオン大學と其他の大學に於て教育を受たりしが當時一般貴族の受たる教育よりは遙に高尚なるものなりき大學を出てよりリーグエツフの侯爵に使ひたりしがセエンプエルドが此人に及せる勢力は大なるものなりきシエンプエルドは先に嚴格なるローマ教徒として教育せられたりしがタウレルやルーテルの著作を讀むに及びて深く覺る所あり一千五百二十二年ウエツタンベルグに遊び此の感念彌強くなりぬシエンプエルト、カस्ताット及ムンゼルと交を結びしがルーテルよりは却て彼に縁近き方なりきリーグリツツに興るに及びてシエンプエルドは盛にシレンシヤ地方に宗教改革主義を宣傳せりされど彼れは其弟子等に警戒して信仰によりて義とせらる教義を亂用する勿れと云へりこれ此教義を濫りに用ふるときは更に大なる罪を犯すの口實を造るに至るべければなりルー



テルと説を異にしたる第一着歩は一千五百二十四年聖餐式に關する議論起りし中にありき、シエンフェルドはルーテルとズキングリーとの中間説を立てんどの計畫をルーテルに示し賛成を乞ひしかども其効を奏せざりき、こゝに於いて彼は又ルーテルをして、モラビヤン同胞會の如き嚴格なる懲戒律を用ひしめんとしたれど之も失敗せり、一千五百二十七年頃アナバプテストがシレンシャに根據を有するに及で、シエンフェルドが彼等に同情を寄せたるやの疑ひ起り、ルーテル黨、ローマ黨も力を合せて彼を免職せんことをリーブリッツの侯爵に求めたり、シエンフェルドは夫れよりストマスベルグに退き一千五百二十九年より五年間新教僧侶の中に入りて閉日月を送れり、然れど一千五百三十三年彼れは其著したる書籍中にある宗教自由論のことに付き、ブツセルと争を始め、其結果遂に此町より逐出されたり、シエンフェルドは是より南部ゼルマンの諸都府を遊歴し、諸方の貴族と廣く文通せり、貴族は大に彼と親み彼自ら御殿に於て其説を述べるとを許したり、一千五百三十五年シエンフェルド、其反對黨との讓合の調和行はれ、彼は爾來教會の平和を妨害せざること、彼等は彼を迫害をすることを止ることを互に約束せり、さ

れど此の平和は長く保たざりき、一千五百三十九年シエンフェルドは其の最も得色とする憎むべき教義を施したるキリスト人性を神とすること、名づくる書物を公にしたればなり、ユウテキアン主義、ルーテル派の迫害を招きて以て彼はウルムより放逐せられたり、其の翌年シエンフェルドは大部の書物を著して反對黨に答へたり、此の書物は一層強く自説を主張したるものなりければ、ルーテル派中の聖餐式争論をも調和せんとしたる折柄、此の書物の出たるは偶々彼らの説の調和しがたき點を明らかならしめたるが故に、斯教にとりては甚しき不便利なりしがため、シヌルカルドより、シエンフェルドに破門を申し渡し、其著作は新教書目中に加へられ、彼は宗教的罪人と宣告せられたり、爾來彼れは至る所に野獸の如く追逐せられぬ、其弟子等はルーテル教會より退き、其サクラメントを受す自ら獨立の一派を組織したり、勇悍なる神秘派の隨一たるシエンフェルドは終生至る所生命危険にして漂泊所を定め、す一千五百六十一年十二月十日七十二歳にしてウルムに死ねり、臨終のとき彼の身邊に集りたる親友等彼の説を固く順奉せんと誓ひたり、



シエンフェルド死してより一宗派を其跡を遺したり。これはシエンフェルド派と唱へられたることとあれど彼れ自はキリストの榮を告白するものと唱へたり。彼れの遺したる多くの著作は永く其説を後世に傳へたり。彼に依任したる人々は彼の死せし後、ベルマンの各地に散在したれど、現世紀に至るまで其黨未だ絶えず合衆國にも歐洲諸國にも彼等子孫を見ざるはなし。シエンフェルドの神秘説は新教正統派と分離したる原因にして、又其特色なる宗教的神學的立論の根元なり。彼れは目に見ゆる方法を用ゆれば神の恵みあるの説に反對し、これによりてサクラメントや教會の習慣を掌るは無益なりと考へたり。其キリスト學に於て彼れは其所謂キリストの肉か神の如くせられたりと云ふ説を主張したりしが、これはキリストの事業を神秘的に考ふる説と密接に關係したるものなり。彼の説に因は處女より産みたる中よりキリストは神たり且人たりと雖も昇天するに至りて始めて其充分なる榮光を受て充分神の位に現れたるなり。信仰によりてキリストと一つになりたる人々に彼の神たる生命を分け與ふことは天上の榮光にあづかり玉へる中より始められりと云へり。

第五 新教リベルテン派

宗教的改革時代を通して人間の墮落と誤謬共に至る所に現はれたり。例せばソニヤン派の如きは其知識に於て大に誤れるものにして、アナハフテストの如きは亂行極まるものなり。されど聖人君子の假面を蒙りて肉欲的教義を發達せしめたるものは實に愛の家族即リベルテンとして知られたる一派にぞありける。此粗暴なる熱狂主義を始めて唱道したるものは、ヨハンデビド、ジョルジ、或はジョクスと云ふてオランダ國デルフトの市民なり。此人は一千五百〇一年の生れにして、宗教改革の主義を研究して之れを奉したりしが、甚だ誇張なる辨舌を振ふて其の信仰を告白したりしかば、デルフトに於て是れがために烙刑の罪に處せられ、其の額に赤く焼きたる鐵をうがちてさんぐに辱かしめられ、都より追出されたりかくて四方に流浪しける中に不圖アナハフテストに出あひ、其の派の宣教者の一人ジョクスは主より受領せしものなりと認めれば、彼忽ち神の契約に連なれり。ジョクスはこゝに於てデルフトに歸りリヤステツク、アタシソク派と云ふものを創立して自から其のメシヤなりと稱へたり。政府は斯る亂行を禁止せんとて其の創立



者を捕縛せんとしたりしがジョクスは常に逃れぬ其の逃れ方餘りに巧なること折々なりければ人々は彼其身を隠す奇術を行ふならんと迄云ひはやせり其の會員たるものは絶對的に其首領に心服してこれがために死ぬることを喜ひとし或は獄牢に亡ぶるも又其願なりと思ふ者さへありたること是なりジョクスは、かゝる心服を利用して莫大なる金を集め一千五百四十四年其金と妻子を携へラバトセルに移りブルツクスのヨハントと名のり何食はぬ顔して彼處に住居せり市民は只斯大なる富める市民一人加はりたるのみと思へり兼て聞及へる悪名天下に知れ渡りたるデヒド、ジョクスならんとは少しも氣つかざりし此頃解し難き神秘説粗暴なる肉欲的文字を並へたる小冊子大に公衆道徳を妨害して彼れの悪名甚しかりき、一千五百五十六年彼の死せる後此事實世に曝露したればペーゼルの市役所は命じて此事を審問せしめ、ジョクスの死體肖像書籍悉く人の多く集りたる所にて獄吏の手を以て焼盡され家族の生き残りたるものは一千五百五十九年大會議堂に於て公に懺悔懲戒の處分をうけたり、一世紀以上猶世に残りおれり、ジョクスは自ら第二のキリストと唱て昔の豫言は彼に於て全く成就せるものなりと斷言

せり神の言は悉く精神的に彼に現はれたるものなれば彼は人間を奴隸の苦役より救ひ上げ古き支配を脱して且一層高き支配の下に導き入んがために此世に送られたるものなり是れは完全なる正義と無上なる仁徳を以て其特色とする世界なりと云へり、

ジョツクスの亡ぶる前に之と似て却てこれよりも肉欲主義を現實にしたる一派起りたりき、これは一千五百年頃アムステルダムに生れたるヘンリー、ニコラスなり一千五百三十三年ムンステルのアナハフテスを鎮壓せらるゝや彼れウエストフリースランドのユムデンに逃れ、こゝに彼は新舊兩教に反對する神學を以て戦を挑みたり、此低地國に於て彼は所謂愛の家族なるものを組織せり、義の鏡と題する一書に於て彼教て曰く此の家族となり愛の家庭に來らんとするには、其前に恐ろしき敵の守り居る四の城を通過せざるべからず、即其の第一はジョン、カルビン第二はローマ教、第三はマルテン、ルーテル、第四はアナハフテスなりとニコラスはヲランダを去りて英國に渡り大陸に於けるよりも巧みに會衆者を多く得たるもの、如し、一千五百五十二年には早くもケントに其の根據をすへ政府が鎮壓に



盡力したるにも拘らず諸方に蔓延すると甚だしかりき、メリー王朝の頃には國內至る處其形跡を存せざるはなかりき、一千五百八十年エリサベスは此派の審問を命じ、其後強硬なる鎮壓の法令を布きたり、ジエムス一世の頃には殆ど滅亡したりと云も可なり、此派の重なる教旨は大概ジョックス及其宗徒の教と實質同一なりき、アナハフテストの一層神秘なる一派と福音時代には舊約の律法なしと主張する極めて粗暴なる教義を合せて出せるものなりと云ふ、此の神秘主義は特異なる教義を産出して曰くモーセは希望の預言者なりキリストは信仰の預言者なりニコラスは保守の預言者など云へり、一千五百七十五年此派は信仰告白を公にして改革論者と其意見を調和せんことに務めたり、此の運動はアナハフテストと混同視せらるゝこと多しと雖も、嬰兒洗禮を是認し、教會儀式に反對せざりき、會員の内其の行狀立派なるものありしか、暴行背徳至らざる處なきものありて、他の人々なれば罪となるべき行も彼らがこれを行へば罪とならずと云ひ逃れをなせりき

第六 獨立派若くはブラフテスト

此派は英國に起り其範圍も重に英國に限れり其名の起る所はロバード、ブラオン

と云ふ人にして後年組合派と云名を以て知られたる分派の精神的元祖なり、ブラオンは一千五百五十年頃英國トールソルプに生れ其父はパリイ公爵の親戚にして母は某男爵の娘なるを以つて門閥頗る貴かりき彼はケンブリツチに於て教育せられ一千五百七十一年ノルホルク公爵の家庭牧師となり、一千五百七十八年神學研究のために再大學に入り英國清教徒の初紀の主領たる、トウマスカートライトの熱心と才能に痛く心を奪はれ其黨に加入して英國教會の祈禱式又儀式組織等に反對し共に喧囂を極めたり、屢書を公に罵詈讕謔し雄辯にして勢力ありたれど傳道の免許を正則に受くることに心付ければ去てノルウキツチにゆき、一千五百八十一年少時其教のために入獄したり、ブラウン及び其弟子たちはそれより海を渡りて、ニウジラランドのミツデルベルクに行き爰に其の特異なる説を論述したり、書籍數冊を公にせり其内にのせたる教義は當時尤も清教徒等の嫌忌せる服制宗教裁判等の事を反駁せるものなりき、されどミツデルベルグに於ては思の外成功なくして、其門徒の内に分裂を生じたれば大陸より歸り來り、其會衆の數家を携てエジンバラに上陸せり爰に彼は新に其特異なる教理を宣傳しければ自然に



王の審問をうくること、はなり、又政府の官吏彼に親しみたるを以て彼は只數日間入獄したるのみ、又もや以前の如く其特異なる教義を宣傳して四方に遊説したれども誰も之を禁せざりき、彼は蘇國を去りて其本土に歸りたれど直に捕へられて獄に投せられたり、爰に彼は心も身も久しく大に勞み苦みたりしが彼の保護者なるパーリー公爵來りて彼を救へり、放免せられ一千五百八十六年ブラランは兼て頑固に攻撃したる英國教會に入らんとの奇怪なる決心をなしたり、彼は始にセントアレーブの中学校に校長の職を與へられしが、只々其反逆的傳道を止むることを誓ひたるのみならず、兎に角外部行次は英國教會の會員らしく生活したりさて輿論の反對漸く薄らぎたれば、一千五百九十一年パーリー公爵よりソルブに牧師の職を與へられ、爰に改良したる清教徒は四十年間教會の職を取り一千六百六十三年頃に死ねり、ブララニスト英國教會との争は教義の事に渡らずして専ら教會律例、教會政治の形式に關するものなりき、彼等は監督政治も長老政治も共に非なりとなし、彼等と共に交るは罪なりと思ふ人物を改革教會が之を許して其教會に加はらしむるかを以て、彼等に其教會に加入することを肯せりき、又結婚

は民法上の契約に過ぎれば、裁判官の執行すべきものなりとて、教會に於て婚姻することを禁じたり、又教會の會員たらざるもの、子女及充分宗教教育に心を用ひざるもの、子女には嬰兒洗禮を施すことを禁じ、式文祈禱は一切用ふべからずと云へり、主禱文は人間の祈の模範として與へられたるものなれば、其の儘用べきものにあらざると主禱文さへ唱ふることを禁じたり、又公開會議の撰舉投票に多數を得し者は聖職となるを得、又同じ投票を以て免職することをも得ること、せり、斯く教會は自ら獨立無上の權を有し、各自別々の事をなすも勝手なり、甲教會の牧師が乙教會に行き、サクラメントを施し、説教をなすは不法なりとせられ、教會の役員は牧師、教師一人若くは以上の長老一人若くは以上の執事なり、聖餐に與るもの、適不適を調査することに大に心を用ひたりしが、此心を用ふることは、ミツデルベルグに於て、ブラランの教會を破壊する原因となりたり、ブララニスト曰く、英國教會の組織中には憎むべきこと甚だ多く、祈禱文は其實質に於て法王の祭式文と異ならず、聖職就任の律例は神目を汚すものなれば、英國教會は全くキリスト教會の特質を失ふたるものなりと、一千五百九十二年フラウンニストが退會したる



頃にはサー、ウヲルター、ローリーの計算によれば彼の弟子の數二萬に下らざりしと云ふ共和的精神次第に此派の中に盛になり大反逆時代には一千六百四十二年より一千六百六十年全く英國を制御するに至れり、

### 第十一章

#### シエズエツト社會

我ら今や大陸の新教革新の勝ち誇りたる運動を抑制したる極めて盛大なる勢力の基原と運命とを講究せんとす、ローマ教は一時首領なる教會組織として實際不具者の如きものとせられざるにもせよ殆ど其要素を失はんとしたる折柄此勢力のために其失敗を補ひ其不幸の淵より救ひ出されたり是即シエズエツト社會の創設なりとす此新社會は後に舊教以外新教諸派の恐る、處ともなり又只教會のために迫害禁止せられんとする運命をも有したるものなりき、

(一)シエズエツト宗の歴史、ドンエニゴニー、ロベス、デ、レカールデは、イグチシアス、ロヨラとして能世に知られたるものなるが一千九百九十一年スエベン、のグキブスニアなる城内に生れたり此人幼年時代は記すべき材料甚だ乏しと雖ども、フェルデナンド、エサベラの朝廷に於て教育をうけたるものなれば其教育の範圍小



なりしならん此ロヨラト云詞を充分に解釋すれば中世紀の武士にして即ち放逸なる人浮世の快樂を貪ふる文學なり、一千五百二十一年、年三十にして敵軍フランスより來りパンプロナの城を攻め圍みける時此ロヨラも勇ましく之か防禦に力を盡し遂に其足に重傷を負ひ故郷なる城内に携ひられて看護をうけたり、彼病床にありて讀書せんことを願ひけるに、折しも武士の効業を記したる浮花勇壯の軍談類手に入らざりしかば教會の昔書を讀て之に耽りたりこれ即ち諸聖徒の傳記なりければ其説忽ち彼の心を動し全く改悛の志を起し唯々フランシス、ドミニックの如き聖徒等の行を學ばんと欲するのみならず直に我等の主の模範に習はんと思出したり病床をはなる、や直にモントモラツト修道院に赴き奇跡を行ふ効徳ありとの評判ある聖母マリヤの肖像の前に其甲冑を掛け美なる裝飾を變じて乞食の襤褸を着しヒンツサの洞穴に隠遁せり、此隠遁中ロヨラは暫く嚴峻なる道士の修行をなしたれど之に引かへて極めて榮光ある幻を興へられて神の恵を感じたり、恰も是と同時にウキツテンベルクの改革者も亦ワルトベルグの城内に幽囚せられ居りたるは奇遇と云ふべし、されどロヨラはルーテルとは違ひ聖書の智

識には乏しかりき彼れは神と和らぐ方法を示されたることなく精神の男らしきこと、神の恵に至るべき源を實際に悟るの智識を欠きたりき彼が遂に慰を受くるに至りしは夢想幻象の如きものを引續きて感得し傳しを以てキリスト教の極めて深き奥義を啓示せらる、所なりと信じ其深き感覺は生死も之を奪ふ能はず其喜のかくれたる潮流は永遠無久に至るまで溢るものなりと思へり、マンレツサに於てエクシナスは始めて有名なる靈性的修養と題する書を著したりこれ此の會の人々が神感によりて成れりと考ふるものなり此書物の精神はキリストの戦争的精神を教揚し、エルサレムに陣取りたるキリストの萬軍とサタンと其首府なるバビロンとを相對せしめて其戦争を畫きたるものなりき會員たるものが此の修養をするには三十日を要し精神凝結し宗教的感情を激昂せしめて感喜に堪ざる黙想をなし得るに至るべしと定められたり、ロヨラはマンレツサを去りて後にバルセロナに趣むき、それよりローマとベニスに歴遊し遂にエルサレムに趣き若しなし得べくんばこゝに回々教徒を改宗せしむる目的を以て傳導事業を起さんと企てたり、されど政府はトルコ人と衝突するの憂あるを以て妄



に斯かることをなすべからずと悟りたりければ、エグナシアスはスペインに歸り公に傳道するためには今一層修學の必要ありと感じてバルセロナの大學校に入りぬ時に年三十三なりき、一千五百二十六年ロヨラはバルセロナを去りてアルカラの新大學に入りこみ彼れの人物を慕ふ人々追々集り學生間に宗教の集りを開き私に市民を教へなごしたりか、る舉動をなしたるがために宗教裁判の審問を受けロヨラは獄に投せられ少時入獄の後サラマンカに移り又もや異端の嫌疑を以て獄に投せられたりと此度はパリに行かんと決心せり夫はパリに行かば其説を幾分か自由に宣傳して其成効期して待つべしと思ひたればなり、一千五百六十年ロヨラはパリに到着しバルバラ大學に入學せり、それより六年過ぎずして後彼始めて其の社會を組織するの計畫を定めり、一千五百三十四年兼てより彼の人物を欣慕して集りたる人々の内有爲の青年に其心事を露し聖地に傳道事業を起すこと及び如何なる誓約をなすや又如何なる働きをなすべきやとを一々語り聞かせて此計畫にして若しも實行に難きものと定りたらば彼らは直接に法王に申出て、何なりとも教役者に取立られんことを嘆願すること、せり一千五百三十

四年八月十五日パリモンテユルトン教會の地下室に於て誓約をたてたり、英國に於て法王の最上權を破壊したるは此の年なりき、此有名なる傳道隊の名籍に登りし、人名は左の如し、ロヨラ、ビートル、フエベル、テューギー、レーチル、アルホンソウ、サルメロー、アルホンソ、デーボウ、パテラー、サイモン、ロドリグチズ、及フランシスザビエルなり、此サビエルは後々日本にローマ教會的キリスト教を創立する運命を有したる人なりき、以上七人の内、フアベルはフランス人、ロトリグチスはホルトガ、ル人、其他は皆スペイン人なり、此新團體に與へられたる名はイエスの組合と云ふて、異情的武士なりとの意味なり、一千五百三十七年其會員三名増加して聖地へ出、教準備のために全會員ベニスに會しベニスより、ロヨラは他の會員等をローマに送り、パウロ三世より其傳道認可を得んことを請願したるに即時認可を與へられたるのみならず、若資格だに備らば全會員を長老職に就任せしめんと、の勅條ありければ、一千五百三十七年、パテスマのヨハチの日にアルバの監督の手をより、長老就任式をうけたり、偶々ベニスとトルコとの間に戰爭起りしかば、ハレステンへの旅行覺束なく、ロヨラ、フアベル、レーチルの三人はローマに引返し、他の會員は思ひ



思ひに北部イタリアに旅行したり、大學校所在地の都々を傳道せり、一千五百三十七年十一月ロヨラは其の仲間に報告して曰くかねて計畫の聖地旅行を斷然思ひ止まるべし爾來法王に服從して特別傳道隊とならんとシエセットの名を此の社會に與へたるは、ジョンカルピンなるが此の名を以て記録せられたるは一千五百五十二年頃なりき彼の三人ローマに達しければパウロ三世之を歡待し、フアペルト、レンチルをサエンズの神學校教師に擧たり此社會は法王の恩寵あるにも拘らず痛くローマ府の輿論に反對せらるる修道士社會か已に今の時世に有用なるものにあらずとの説識者間に傳へられ、これより起る弊害餘り大なるものなれば其數を増加するよりも寧ろ之を全廢するに若かずなど論するものありロヨラはこれを辯護して此社會は従前の修道士などは全く其性質に至りて世俗の人に自由に際し可成俗世界と異なることなき生活をなし居るものなりと云評判にて歡迎せられたり此の社會の設立せる大學の中尤も古きものは一千五百四十二年ホルトガルの王ジョンの設立せるものにして印度傳道事業のために傳道士養成の目的を以て立てられたるものなり此傳道事業には先是已にフランシス、サヒエル之か

監督をなせり又印度のゴアに於ては此社會に關係ある學校設立せられたりしがローマの外にたてられたる第二の大學なり一千五百四十六年にロヨラは法王より二ツの特許を得たり之は兼てロヨラが熱心に得と欲したるものにして此社會の前途に於て大切な要件なりと考へたるものなりき一は宗教の教務に與からざること二は女子修道院の院長たらざると又告白を聞く教師ならざることなり此内第一の方は有爲の人物を此社會よりぬきとらるゝことを防ぎ會長の思まに使役することを得て彼らは社會の外に働く望を斷ち全く専心一意其社會のため一度誓を立てたることは變ずることを得ざるものと思はしめ其會員たることを止めんには只此社會と法王との協力によるの外なしとするに於て力あるものなりき女子修道院の議論に干係せずこれがためにシエヌエツトは存在する程の効なしとの攻議を當局者に提出するものあり、されどロヨラと其同輩は其事業の遂には成功すべきことを確く信じたれば一千五百四十年九月廿七日法王は其の社の規則を深く審査したる上勅令を發して新社會設立の確認を與へたれば其會員の數は六十人に限り此制限は一千五百四



十三年の勅令を以て除かれたり一千五百四十一年四月七日全會一致を以てロヨラを會長に撰ひかたく辭したれども聞かれずして遂に就任せり同月十三日一同ローマ府市の聖パウロ寺院に於て誓約をなし會長は四十八日間人々に教義を傳へて先其事業を着手したりしが此事は爾來後認者の前例となりたり此事終りて後直に會員は各地に散してそれ／＼受持の働に着手したり彼等は至るところに歡迎せられローマの政府は其の事業を助け歐洲の重なる朝廷及國等にも侵入しシエヌエツトの事業はかく特別に法王に忠義なるものにして此時より着々進歩せりセルマンに於てはルーテル派の人と議論を上下するに足る程のものは只此社會あるのみなり女子傳道に與らざるには全くかゝるその爲に心を苦しめ時を費すを避んと願ひ出てぬ斯るものは此社會に益なしと信じたるによるなりされどロヨラは其同輩數人の不賛成なるにも拘らず機會さいあらば必ず天子皇后其他貴族の婦人等の告白僧となることを非常に重じたり此年即ち一千五百四十六年は此社會の歴史上特筆大書すべきことありたり即ち其大學に於て凡て無月謝の晝間學校を設立したること事實に教育事業の一大進歩なりロヨラは一

千五百五十六年七月三十一日ローマに於て死ねり一千六百九年ホウロ五世是に後祝福を與へ一千六百二十三年三月十三日フランシスサビエルと共に聖徒の位に列せられたり此創立者の死にたる時此大なる社會は已に自らローマの外に十三の屬地を有したり其中にスペインとホルチユガルに屬したるものなり誓を立てたる神父四十五人あり二千の通常會員あり一百餘の大學及家屋あり此社會の進歩は宗教改革事業の最も目ざましきものなり熱心なる會衆者貴賤貧富の差別なく之に輻湊したりシエヌエツトの取扱によりて建設寄付したる大學校の如きは其學問は始め宗教的のものにあらずと自稱したりしかども其教師たるもの精神的常備軍を各地に起して古き宗教のために一死を惜まず法王のために忠義とあれば血を流し命を棄ることを事ともせざる者を養成しつゝありきトレントの會議は此新社會の美名をあげしものに與りて大に力あるものなりきレーチズは一千五百五十八年より一千五百六十四年の間ロヨラに就て會長たりし者にして此會議に於て特別に法王づき専門神學者の一人なりきレーチズの下に始て此社會と法王との間に權利の要求に付て長き争を生じ會長の手に權力を集



中して益々法王の干渉を離れて獨立すること、なれり、此場合に於ても其後の場合に於けるが如くジエスエツトは狡猾なる要求を得たり、一千五百六十四年レーズ死したりしまでは屬地の數なる大學の數百三十に増加したりき、フランスポルギヤ(一千五百六十三年より一千五百七十二年)第三の會長となり、バイヤス五世より従前の特權を確認するのみならず、貧窮の誓約をなす將來の社會に與ふべき特權は如何なる特權にても此の社會に與へんとの約束をも結びたり、クラウデヤス、アクワビーバ(流れたる水)は其の次の會長にして著名の人物なりき、此の有爲剛情なる人が長く會長たりし間に此の社會の惡名益廣がりゆきて其の好評判をも取消さるゝに至れり、法王が公然ジエスエツトの敵なりと認められたるは之を以て始めとなす獨り法王のみならず此の社會の勢力を受たる歐洲の王侯等も大概之が敵となりぬ、彼等はエリサベス女皇を暗殺せんと企てたりとの嫌疑を以て英國より放逐せられぬ、ヘンリー四世に對しても同様の嫌疑ありとてフランスより放逐せられ、ゲントの仲裁を拒みたりとて、アントウアルク、ヲランダより放逐せられ、ポッロ五世がベニスの都に宗教制裁を加へたる時は彼れ等が法王の味方な

るべしとの嫌疑を受けベニスよりも放逐せられたり、固より此等の放逐命令は後に取消されたるものもありしかども至る所にかく帝王等の憎む所となり放逐の不幸に遭ひたるは、偶歐巴の朝廷が皆大にジエスエツトを恐れ居りしことを證するものにして、其理由とする所は彼等帝王を殺することを教へたりと云ふにありき。

チーブルス生れのアクワビーバに次て會長たりしものはローマ人ピラレスキにして、一千六百十六年より一千六百四十五年迄此會長時代に於て此社會は一千六百三十九年九月廿五日に其第一百年紀を祝したり、此時此社會に屬する領地の數三十六家屋八百會員一萬五千なりき、其翌年ジャンセン派のことに付き大爭論起れり、ローマ教會内に百年餘りも争となりたるものにして重大なる事件なれば、こゝに論述すべし、コルチリオス、ジョンセンは一千五百八十五年十月廿八日、北方オランダのアクオイの村に生れ、大學豫備の勉強終りたる後、一千六百〇二年ジエスエツト付屬大學に於て勉強せんとて、ルベンに行けり、彼間もなく其受くる所の教に満足せずなりしかども、一千六百〇四年ルベンに於て哲學課を卒業し、後パリに



行き六年間一心不亂に聖アウガステンの著作を研究したり此祖師の著作を斯も精密に研究したる結果遂にローマ教の神學者は古代教會の信仰に遠ざかりをるものと信するに至りたれば一千六百十二年ジャンセンは其友人聖サイランの助を得て教會改革の大事業を企てたりジエスエツトは痛く此ことに反對し大學に於て自黨の教師を増加せんと企てたるによりジエンセンは之を妨げんが爲めスペインに行きて其の朝庭の助力を求めたりジャンセンはジエスエツト黨の教師を増聘することを妨ぐるに於て成功したるのみならずジャンセン自らルベンに於て聖書解釋の教師に撰まれたりジャンセンは之を手がかりとして更に一等好き名譽に預れり三十年戦にジャンセンがスペインを助けてフランスに反對したる功により一千六百三十二年ワイブレスの監督に任せられ在職中一千六百三十八年疫病のために死したり、

此の爭論に於てジャンセンの大著作はオウカステナスと名くる書物なりジャセンは之がために二十二年を費したり彼れの言によれば刻苦オウカステナスの著作を十回通讀し罪と恵にかゝはるところは三十回通讀したりと云ふジエスエツ

トは之れを撲滅せんと息巻たるにも拘はらず一千六百四十年世に公にせられたり全體三部より成れり其の第一部に於てジャンセンはペラジャンと半ペラジャン異端説の歴史談を記し第二部に於て人間源始の時の本性と情及び後の本性とに就てアウガステンの教を説き第三部に於ては恵に就てアウカステンの思想を現はし又人間と天使の豫撰説をも掲げたり其論旨はアダムの墮落以來人は其自由の力を興へたれば正しき行をなし得るは單に神の賜にして又撰まれたるもの豫定は我等の行を神力豫知し玉へる結果にあらずして全く神の自由の意志によるものなりと云にありジエスエツトは人の救はるゝことは神の恵にして又幾分か人の自由の力を加へらるものなりとの説なりしかば此オウカステナスはシエスエツトを攻撃したるものなり此書中ジャンセンが半ペラジャンの異端とシエスエツトの當時の説等を同列に論じたる所はジエスエツトを怒らしめたる毒筆なりと思はれたりオウカステナスは一千六百四十一年學校裁判の宣告によりて罰せられ一千六百四十三年ウルバン八世の勅令によりて讀ことを禁せられ兩黨の爭論是より愈激烈にして一千七百二十年クレメント九世の勅令によりて尤も



盛なり、フランスのジャンセン派を殆んど鎮壓するに及びて其の争論止みたり、十八世紀の中頃に至りて此運動は公衆の注目を引かざりき、ジャンセン派は現今も猶オランダに於て二十五の教區に分れ五千の會員を有し、連綿として其時代より繼續せり是等のジャンセン派は矢張ローマ教徒なれども彼等は法王の過失なきことを拒み只監督の頭として法王を認め教會の終極審判は總會の決議にありとなし自から監督を頂きたる聖義のローマカトリックと稱す、

ジエスエツトは取分けフランスに於てジャンセン派の上に大勝利を博したり、ジエスエツトの告白僧ルイ十四世の政治を指揮したる故に何等の勅令も廢したるは彼等の謀に出でたり彼等とジャンセン派との戦争は實際一千七十年迄止むことなかりき此の中にポルト大學校ローヤルは塚までも破られ屍は辱めを加へて犬の餌食に供せられたりされどジエスエツト一方に於て勢力を得ると共に又他の一方に於て衰弱を來したり日本の傳道は一千六百五十一年血痕の中に葬しジエスエツトの神父及信徒は勇ましく殉教したる者少からずと雖もみかどの帝國にキリスト教の根絶して見るに至りたるは其責任幾分かジエスエツトにありと

云はざるを得ず加之これと同時に支那マテバルの儀式に就てヨウロッパの注目を引きシエスエツトの傳道者はキリスト教と稱して差支なきものを誠に教へつゝあるや否やを思ひ惑ひて問ふ人さへあるに至れりヘルナリマに開かれたる會議に於て決議して曰くパフテスマの外は尤も慎重に注意せざれば様々の儀式を信者になさしむべからず恐らくは識者の疑を招くことならんと又北アメリカ赤色土人の傳道に付てはジエスエツトの教により彼等は我等の教主とフランスの國を同様に欽慕するに至りたりとの評判ありき、

されど衰亡の種は次第に此社會の中に發生しおたりたりきアクハビーバーの後より富貴の輩續々之に加入し此社會の名譽に與りたしと願ひたれど其實は創立者の規則を導奉して其行を勤むる精神なきものなりき無謝義教育は從來大に彼等の勢力を増大ならしめたるものなれども此頃既に之を廢止せり其首領輩は歐巴の諸内閣の内に其勢力益々強大になり行と共に中等下等の社會には漸次に其人望を失ひたりされど此會のために極めて有害なる政略は其大なる富と商社として商法を營みたることなりき其支店とも云ふべきものは物産富たる國々には世



界至る所散在したりロヨラは賢くも財寶を積むことを禁じ此社會の憲法を以て何々に限らず一切の商法に關することを禁じたりしに後に至り商賣常に止すべテデクト十四世は始めて争亂の正に近き來らんとすることを警戒したる法王にして其教書の内シエヌエツトを評して曰く是不順頑冥專横無情の徒輩なりと此法王は二回勅令を發して其規律を制理せんことを訓諭したりシエヌエツトはポルチユカル國に於て先に特別なる眷顧を受これがために商業上の利益を壟斷し其國を害したることありしが此時シエヌエツトが大攻撃を受しは此國を以て始めとなすポルチユカルのジョウセフ三世の首席大臣ボンバルの公爵カルバルホウ此不義を法王に訴へたり、ベテデクトは此社會の審問を命じたりされど恰も此頃法王死してクレメント十三世これに次たり此法王はシエヌエツトの友なりければ其命令行はれざりき其頃ホルチユカル王宮に火をつけたるものあり王は其都に於て負傷せられしかばボンバルは其兇行を以てシエヌエツトの教唆に出るものとなし一千七百五十九年九月一日シエヌエツトの家と學校とを悉く破壊して全會員を其國より放逐せりフランスに於ては大膽なるシエヌエツトの投機商

は百二十萬圓を損失しフランスの有力なる商家數人を倒したり會長リクチ此損失の責任を負はずと主張したりしかば債主之れを法庭に訴へ出たりリクチは敗訴して之をバリの議會に上告しシエヌエツトの憲法に訴へたれば其名文に斯る商法を禁じたること明になりたる故にシエヌエツトは又も敗訴したり此審問によりシエヌエツトはバリの人望を失ひ一千七百六十四年遂にフランスに於て此社會は悉く鎮壓せられ一千七百六十七年全くフランスより放逐せられたり此年スベエンのチャールレス三世教會に最も忠義なるものなるが故にシエヌエツトが王權に對し反逆の企あることを確信して一千七百六十七年勅令を發して其の領地より悉く彼れ等を放逐せり六十一の長老スベン一ケ國より放逐せられイタリヤの海岸に送られたれど法王ジリツチの命令によりて茲よりも放逐せられコルシカに送られ死せんばかりの不幸に陥りたり、チーブルス、パウマウ、フランス、スベイン、ポルチユガルの例に習ひ法王クレメント十三世はバルマの公爵を攻撃せる勅令を發して抵抗せんと企てたれど四國同盟してシエヌエツトを全く廢止せんことを勸告する上書を法王に呈したり法王は此の命令を發してより卒中症を起



し八十二歳にして死しクレメント十四世之れにつぎたり斯く法王は此社會を眷顧せんと思ひたれどボルチエカル、オウストリヤはブルボン同盟に加入し只サルデニヤのみ是に味方たりし場合なればクレメントは百万躊躇したる後終に有名なる宗徒救主なる教書を發してジエヌエツト社會を鎮壓したり

シエヌエツトを辯護する者法王が彼等を鎮壓するは平和を欲するの外別に何の心あるにあらず又法王は彼等に罰すべき過失ありと信せずと論ずるが故に茲にクレメントの教書の要點を揚ぐるは宜敷に叶ふものと思ふさて此教書には劈頭に法王は從來かゝる宗教社會を鎮壓したる多くの前例を揚げ就中テンブラーの如き不幸なる社會の例をもかゝげぬ政治に立さはることを禁ずるは其憲法なるに彼等自ら之を守らずボウロ五世は明に此憲法を再興せしめたりと云ふ又地方の監督職及其他の宗教社會と彼等の間に争ふと止まず多くの人の魂を亡ぼしたること又東洋に於て彼等が異教の儀式を用ひ居ること又彼等が至る所教會を擾亂しカトリックの國に於ても彼等其教會を亂し遂に教會をして直害を受けるが如き結果に陥らしむるが故に止むを得ず彼等を罰したる法王數人ありたることさ

ればカトリックの君主も止を得ず彼等を放逐し又多くの監督其他の有力なる人々が其全廢を主張し又此社會が已に其創立の主意に戻りて之實行せざることをなごを列擧してクレメントは其儀式大學僧舍病院共に此社會は永遠に廢止すべきものなることを宣言したりクレメントは又其會長其他の役人の權威を悉く地方の監督職に移し新入の僧侶を受ることを一切禁止當時試み中の新加入僧は退會を命せしむ又此の社會に役員たるの故を以て聖職に用ひらるゝは正當にあらずと宣言し社會の長老職は他の社會に加入するか又俗の僧侶としてこれ迄通りに待遇するか二つの中一を撰ふこと隨意なりとせられたり若し二の方を擇ては地方監督職の下に屬し監督は彼等に傳道免許を與へ或は奪ひ又は告人に聞く權威あるものなりとし教育事業に従事したる諸神父は争論と變亂をかもすべきものと思はれたる怪しき教義を決して廣めずと云ふ條件付にて其職に居る事を許され傳道の事は中止を命せられ斷食祈禱及異端の書物を讀む等の此社會に與へたる特別免許は取戻されたり

公平の心を以て此法王の教書を讀むものは誰しも其鎮壓されたるシエヌエツト



のために祝すべきものにあらざることを観破するならん果せる乎其所有財産は漸々カーデナル會議を組織して没收せられ會長ロウレンゾウ、リツチは聖アレゼローの城内の獄中に投せられバエアス六世の治世に一千七百七十五年此獄中に死せり、クレメント十四世は一千七百七十四年九月死たりしか臨終の苦一方ならずジエスエツトが之に毒を進て死に至らしめたるや否や未だ猶未定の問題なり此鎮壓に遇ひたる時屬地四十一會員二萬二千五百八十九其内一萬一千二百九十五は長老なりきされどジエスエツトは此教書に服従せずしてロシアのキャテリニ二世、フロシヤのフレデリック二世の國に流込みたり此二國はカトリック教にあらず又其朝廷は自由思想を主張したるものなればジエスエツトを丁重に歡迎したり彼等はロシアに其本部を定め手早く二つの法王教書を偽作して流布せしめたり其中に此社會設立認可のことを記し先に法王が發したる鎮壓令は今已に取消となりたる趣を記せり一千八百〇一年バエアス七世、ロシア北部に此社會の再興を許可したるに此事は他日法主より更に新なる認可をうくる端緒を開きたり蓋し一千八百〇四年同じ法王は二つのシ、リーに於て社會の設立を認可する

教書を興へてクレメント十四世の勅令を全く取消したり  
 斯再興以來歐巴各國に於ては此社會の盛衰定まりなく或は彼等の慣用手段たる政治に干渉することのために政府は鎮壓し且つ放逐をしたることあれど大概は歸り來りて其檢謀術數を巧みにしたり英國に於ては未だ會て勢力を得たることなく多數を制したることもなかりき又北米合衆國に於てはローマ教會の範圍外に出るとなく同教會の認可を受けて運動する他の多くの者と同等に見做されたりローマに於ては再興以來次第に其勢力を恢復しレヲ十二世自一千八百二十三年至一千八百二十九年の治世に於てはローマに於て首要なる教育機關たる面目を恢復したりクレコリー十六世に於ては自一千八百三十一年至一千八百四十六年其勢力が間斷なく進歩しバイヤス九世自一千八百四十六年至一千八百七十八年は始め之れを嫌たりしが後にジエスエツトの發行にかゝる最大なる文章雜誌を用ひて國民教育の永久なる機關となし其會長指揮を受けて信仰の道を教訓傳播するの政略を取りたりバエアス九世の永き治世の間其親切なる助を受ラテン派キリスト教國各教區には殆ど丸でジエスエツトの撰びたる監督を就任せしむるとな



りたればジエスエツトは常に教會内に飽まで獨立するの力を有するに至れり處女マリヤの無罪懐妊説に關する法王のバラカン勅令(一千八百五十四年十二月八日)及法王の無謬説に關するバラカン勅令(一千八百七十年七月十八日)に對して絶對的勝利を得たりロヨラが此社會を創立して以來會長たりしもの二十二人副會長たりし者四人會員一萬三千三人其長老四千六百六十人學者二千六百七十八人助教二千六百四十九人なり

二 ジエスエツトの主義

前段に於て此社會の簡短なる歴史を述べたれば今や其重なる主義を述べんとす即此主義によりて此社會は立られ又治められたるものなり其主義は已に幾分か暗示し置たればローマ教會内に從來起りたる社會とはジーサスの社會なるものが全く趣を異にしたる所ある組織體なることは已に充分に示したり此區別は其本質に於て判然たるのみならず又其種類に於ても相異なるものなり實に此社會は歴史上比類なき組織體なりと云ふも差支なかるべし

(伊)從來起りたる此種類の社會は悉く世に遠ざかり俗務を執らざるを專一とし黙

想祈禱の生涯を送らんことを求たるものなりしが此目的は修道院に於て尤も能く達することを得るものなるが故に其中におる人々は感化を及ぼし得るものは只其近傍に住む人々のみなるべく斯感化を蒙りたる警度なる人々と雖之と同様に世捨人となるは自然の勢なり然るにジエスエツト主義は之と正反對の方向に運動するものにして是は可成其會員をしてかゝる遁世の傾向を遠ざからしめ活潑なる宗教運動の準備をなさんかため一時退院するときの外にかゝる舉動をなすことを禁じ世俗社會に間斷なく交際することを第一の務となし世俗に入込みて交るに差支となるべきものは衣服其他あらゆる異様の規則を用ふるることなからしめたり

(呂)此社會の當初の憲法は大に共和主義にして修道院僧侶は各自勝手の生活をなしうちには獨立無關係のごときものなり各地の僧侶一群毎に其地方區長を撰び地方區長は又會長を撰會長の權限は憲法の規定によること最も少年の新入僧の權限を定むると同じかりき此修道院に加入することは除り困難ならず試験の年限は二年よりは長からず二年を経過すれば新入僧は只此社會の政治に興り得



るのみならず進で最高級の役員に撰ばる、の權をも與へらる、者なりジエヌエ  
 ットの政略は純全たる專制政治にして會長の專横を防ぐ制限法ありしは事實な  
 れどもこれらの制限法の其性質寡頭政治に傾きたるものなり會長は實に此社會  
 多數によりて撰任せらる、ものなれども一度就任するときは終身職にして何れ  
 の社會の會長も及ばざる程の權利を振ひうるものなりき重役を撰任し僧舍大學  
 の長官を撰任するは専ら會長一人にあり服從の誓約は直接に會長に對して云ふ  
 ものにして各會員の入會退會は會長の專斷に出て下役の報告によりて會中一切  
 の事務最大漏さず會長の指揮に出るものなり  
 (波)此外猶ベテデクレンの頃より從來の修道士社會に特有なる狀態ありこれ即移  
 動を厭精神なりとす貧窮獨身服從の三つの誓約をなさしめたる目的は一定の住  
 所なく又目的なくして流浪する願を起さしめざるにあり古の雲水と名けたる修  
 道士の如きものは是なり又かくして一層嚴峻なる修業をなささんがために他に移  
 願あるにあらざれば甲の僧舍より乙の僧舍に移り行習慣を止るにあり修道士の  
 誓約を始めてなしたる場所に於て修身を送る制度は之に因て起りたりか、る主

義は自然に愛國の精神を養成せしめ其修道院所在の國に忠義なるに至らしむる  
 ものなりき然るにシエヌエツト主義の本職は實に變化と世界主義にありきロヨ  
 ラガ此運動に特別の名を與へたるは畢竟此主意に外ならず彼れバイヤス三世に  
 告て曰く規則には社會若くは會衆とあれども其實は仲間なり即從來の修道士社  
 會を以て歩兵とすればロヨラの社會は騎兵なり臨機應變何處に出張する毎に斥  
 候小合戦杯には甚便利なり此意見を實行するためにロヨラは故意に外國人を各  
 地の僧舍に長たらしむ以て其國風を破壊することを務めたりかくして派遣せら  
 れたる社長は必ず其國の言を勉強し全く熱練する迄は讀書作文の修業を怠らす  
 何時にてもこ、かしこ交代するも差支なき様に言語國風のために妨げらる、こ  
 となきに至らしめたり  
 (仁)此外猶一つの異なる所あるは從來の修道士社會の大目的は各會員の聖別にあ  
 り修道院制度の本來の目的こ、にありたれば修道院生活は各團體區々に遁世的  
 庵室の狀態となり乞ふ修道院僧庵の狀態を見よ修道院長のしたに一團體をなし  
 教道禮拜場を有するものなりきロヨラは此に反し決して其仲間にかゝる個人主



義を行ふことを許さずロヨラを以て見れば一個人は其會のために何事をも犠牲にせざるべからず會の目的のために己を用ふる場合の外は一切個人主義を用ふることを許さざりきエグチシアスロヨラは入會者に対して其異性の美質を認むるよりは寧ろ人物の確乎たることと事務の才能勝れたるものを生ずることを示し公共事業に適せざるものは其社會の役員に用ふるを得ずとの説なりき彼れはこれよりも更に一步を進めて入會者の才能特別に秀たる者あるも嚴重に其官に服従して之を用ふるにあらざれば用をなさずと云ふに至れり此の主義によりて從來修道士社會に於ても又論理に於ても未だ會てあらざる程の服従と云ことに重きを置きたるロヨラは其軍人たる訓練と本能に従ひて其會長たるものに戦時の大元帥たる權能を與へ役員の任免交代に關しては無上の大權を附與し下級役員は唯に外面上命令に服従するのみならず上級役員と全く其心狀を同一にせざるべからずと定めたりロヨラは其服従に付て題する教訓に於て次の如く陳述せり曰

「上にあるものには神の位にあるものと思て之に従へ其敬神智識分別の如何に

拘らす己れの智慧を犠牲にすること下にある者か上にあるものと同じ者を持つのみならず其考へをも互に同じくし上位者の意志は己れの判断を感化指導するものなれば己の判断を棄て上位者の判断に服従すると云に至りては服従の第三段即最高位にある道徳と云ふべしと

精神的修養と云文中にロヨラ曰く我は意志も判断もなき屍の如くなるべし或は持つもの、自由に回轉する小さき十字架の如くなるべし或は老人は己を助くるために心のまゝに之を用ふればなりロヨラは此上位者に服従すると云ふことを確實ならしめんがために會長若くは法王の命令にあらざれば會員たるものは決してカーテナルの帽子若くは監督修道院長など役員の帽子を冠るべからず之を犯す者は處罰すべしと定めたり但し通常宣教師の帽子は此限りにあらず

(三) ジエヌエツトの機關

前段に於てはジエヌエツトの主義を概畧陳述したれば今より進で彼等の主義の如何にして實施せられ活潑なる運動をなすに至りたるやを観察せんとす本社會を分ちて六級となす(一)新入僧(二)學生(三)俗務助手(四)教務助手(五)貧究獨身服従三つ



の誓約をなしたる者(六)四ツの誓約をなしたるもの也新入僧として入會するには特別の取扱をうくる者にあらざれば十四歳以下にして入會を願ふことを許さず入會の際將來の見込に應じて夫々教務部に屬し或は俗務部に屬す此新入僧は一ヶ月間閉籠りてロヨラが定めたる精神的修養の修業を嚴重に行ひ入會前の密事を悉く告白し新入僧たる修業は二年間にして毎日勉學病院事業及小供にキリス教の大意を教ふること等なり此二年間は退會すること容易なり二年経過したるとき會長若しくは上級役員の認可を得れば學生の資格を與へらる此資格は大學の初級得業免狀を得る前年の位置に相當す茲に五年間文藝を研究し夫に就て五年若しくは六年下級生徒を教ふることなり故に二十八歳か三十歳位にあらざれば神學研究に着手すること能はず此の研究年限は四年乃至六年に亘るを以て長老職に就任するには凡そ三十五歳位なりとす此職に就任したりとて三ツの誓約か又は四ツの誓約をなすものにあらずれば決して此社會の政治に關係を許さるゝものにあらず此最上級に昇る者は此社會の役員に撰ばるゝことを得るなり此級は小數なれども役員を出すは是れに限るものとす第四の誓約は絶對的に法王

に服従することを約束するものにして法王の命する所に従ひ何の時又何れの所を問はず赴任するの約束をなしされば實際の運用に至りては又別に制限あり即役員の任免は會長の專斷によりて最後の決定を見る者なればなり此第四の誓約をなすには四十五歳より若き者甚少しされば此誓約を終りたる會員は平均前以て三十一ヶ年の修養を積まざるべからずこれら種々の會員は大學僧舍傳道地等に配置せられ歐巴各地の大學僧舍の長官は一週一度其部下の會員にか、はる一切のこと及び海外の人と雖幾分か會に關係あるべき人々にか、はることを區長に上申するものとす外國傳道地に派遣せられ居るものは其報告をなす區長は自ら取扱たる一切の事些大漏さず一ヶ月一度會長に報告するものとす區長の專横防禦に僧舍の會長は別々に三ヶ月に一度直接會長に報告するの定めあり此機密探偵を充分ならしむるために各僧舍僧寮には夫々探偵を付けあるを以て會員たるものは何時上級役員に告訴せらるゝやも量られざる恐あり實に會長と雖も其專横を防ぐために種々の制限法を設けらる即總會を以て撰舉したる六人を以て組織せる參議會ありて會長を親視す之は會長と雖も之を任免することを得ず其



内の一人は常に會長に伴隨するものなりとは適評と云ふべし各會員が會長の無上意志に服従する状態は只參議會の外會長に制限を加ふる者なきが如くなれども會長も又法王の制御の下にあるものと想像するは過まりなり、ロヨラが憲法を制定したる妙知と後來法王の讓歩とによりて此社會は實際に於て始めより殆ど獨立なるもの、如し、ローマの人民は巧に此邊の消息を伺ひ、ジエヌエツトを黒法王と稱し、聖ペテロの位を次ぐ者を白法王と稱したり、ロヨラの時よりグレゴリー十四世の時鎮壓せらるゝに至る迄、ジエヌエツトに彼らを制御せんとする者ある毎に之に抵抗し、只彼らの目的と利益が法王と一致したる場合にのみ法王に服従したり

斯く寛嚴巧に配合して組織したる此社會は教會と世界に目覺ましき新勢力を導き入れ、其莫大なる希望を巧に成功したり、ジエヌエツトがローマ教會のために忠勤にして、其一半は已にローマ教會の規範を脱し、他の一半も亦將に脱せんとしたる折柄、狂亂を已に倒るに回したるは、ジエヌエツトの力に外ならず、されば宗教改革の反對を成功したる名譽は、擧げて悉くジエヌエツトに歸せざるべからず、彼等

は機知に投じたるを以て、下級役員より上級員に送りたる手紙によりて、ローマ教會通常の聖職も、修道士たるも、一凡に無學怠慢、憚からざる汚行等の事實を發見し、新教の人氣に投ずるは、巧なりと覺り、且認めたり、ジエヌエツトは此弊害を矯正する唯一の方法を案出するの眼を供へたり、初等中等教育は當時古風の習慣を墨守したるがために、殆ど全廢の態となりたることを見て、彼らは大膽此事業に新らしき精神を吹入れたり、新奇巧妙なる方法を以て教育なし、或は公會問答を授けて、只に無月謝の性質なるもの設立したるのみならず、當時行はれたる教課書よりは遙かに善き教課書を編纂して、其要求に應じたり、かくて凡三百年間、ジエヌエツトは教育法寬嚴宜きに、叶學生の好意を得たるのみならず、歐洲に於て最善の教師なりとせられたり、彼らの教育法は今日に於て普通教育に於て、よりも物起りて之に變りたれど、教育法を全く改革したることは、恰もフレデリック大王が戰爭の術を全く改革したると同じく、兎に角人類進歩の卒先者なりと云ふべし、加之通常の牧師等は、知徳共に劣等に陥りたる折柄、ジエヌエツトは獨り知識に於ても、德行に於ても、宗教家として、恥ざる資格を落さざり、き、彼等は是等の資格を間斷なく、慎重に保持



したるものにして其會員に恥つべき行なく知識と行爲共に一斑に高尚なることを得たるは世界中シエヌエツトに及ぶものなかるべし此外猶傳道者としては當時の講談を陳腐なる煩瑣哲學より救出し明瞭簡單の辯を以て直に教旨を説明し又文學に於ても神學に於ても他の宗教的社會に比すれば遙に多數の尊敬すべき作家を出したり最目覺敷かりしは外國傳道地に於ける事業なりとす彼れ等常に相戒めて曰く天下何れの國か我らの傳道事業充分ならざる所あるやと或は印度支那の人口充滿したる所に働き或は北米土人を教化し或はハアグエーブラジルの土人を文明に導きあらゆる艱難を嘗め一時も安き思をなさずして命を危らしめたることなごシエヌエツトは獻身不撓快活滿足の狀態實に敬服贊嘆すべきものありき

借て如斯萬事備りたるにも拘らずシエヌエツトの歴史は徹頭徹尾失敗なりき當初より其公然の敵たる新教徒のみならずベルギーの力弱くして小なき國を除くの外世界中凡てのローマカトリックの國々と政府より疑を受け且敵視せられたり會てスベエンが歐洲各國の牛耳を執らんとして憤發しつゝありし頃シエヌエ

ツトはスベエンの政略を助けたりしが結局スベエンは競争場裡に失敗して歐洲劣等國となり終りぬフランスに於てはルイ十四十五世の頃シエヌエツトは宗教を教ふることと宗教的威化力とに於て一種專賣の如き壟斷をなしたりしが其結果はルイ十六世時代の無神教的革命の爆發となり一國を擧げて血の洪水の内に投じたり又シエヌエツトは英國のジェムス二世の政略を助けたりしがステアルト王家のために其王冠を失はしめ遂に新教を奉ずる王家の連綿たる系統を開くに至らしめたり以上列擧したる失敗に猶加ふべきものあり即三十年戦の大戦を促したること又ポヘミヤに於て新教を覆へしたるときは惨酷なりしはシエヌエツトの指南によること又フランスの領地よりヒューゲノーの放逐したること及一千八百七十年の普佛戦争を開きたる責任を免れざりしこと等なり

(四) シエヌエツトの倫理

シエヌエツトは倫理と教義の点に於ても均しく重大なる非難少なからずこれ彼らが社會として立られたる時より起る所の批難なりロヨラは數々拘引せられ宗教裁判の審問を受け其信仰に就き尋ねられたれど彼は實務を重する性質なれば



教理の如きものに心を勞することなく毎度放免せられたりロヨラに次で會長たりし者の中モリナーと云ふ者あり重に教義を論じたる場合に大膽にもペラシアン宗の教を傳へ之を以てルーテル派とジエスエツトが争論を戦はしたる頃頗る喧騒を極めたるものにして數人の法王此異端を鎮壓せんと試みたるは前に述べたる如くジエスエツトの勝利に歸したりされど彼らの倫理的神學と人の行の指南として彼等の舉動とに對する非難と同様に容易く云ひ遁かるゝことを得ざるものなり此社會の規則として世に知られたるもの三ツありこれは世俗の所謂ジエスエツト流儀と云ふものなり其之とは第一或然主義第二厭蔽主義第三目的を達するためには方法の善惡を問はざることは是等は甚だ重要なるものなれど今概畧説明すべし

(伊)倫理の或然主義とは人の意志を定むるには必ずしも眞理の確信によるを必要とせば或は其理ならんと思ふ説なれば是によりて其意志を定むるも可なりと云ふ意味なり其一例を擧ぐれば神律若くは人の律の内に必ずこれに服従すべしと云ふ説と必ずしも服従せざるも可なりと云ふ説と兩方ある場合に此服従せざる

方或然的のものなれば寧ろ之に服従するは安全なるべきなりと云ふ此或然と云ふ言の意味は左の如し此説には眞理なりと信すべき理由があるもの、如しと雖も其反對の説の方或は眞理なるべきかと云ふ多少の疑を判断するに二ツの方法あり即内部よりするものは是れは其事自身の性質につきて云ふなり外部よりするものは有名なる神學者の説に基くものは是なり加之内部より判断することは頗る博識なる神學者取分け倫理的の神學に達したるものに限て之をなすを得と定められたり此少數の人の外は平凡なる研究者の如き多くの人は皆只外部より判断する事に定められたりさりながら信仰にかゝる事柄は決して此の規則に因て断然するを得すとせられたりこれローマ教會の定めたる安全なる説に背かんとことは最高度なる或然説も又充分ならずとローマ流の倫理學者は思ひたればなり

或然主義のかゝる見解は始めてギリシヤの詭辯學者の間に發達したるものにして其後ユダヤのタルムツド學者の間に發達したりしが此思想の形跡がキリスト教會の神學界に入り來りしはクリストンの時代にして中世紀時代にも見へたり



ドミニカン派の神學者の手によりてより其の形體を具へられシエヌエツト倫理學者の手に入りし時は只從來發達したるものを組織したるものに造るの必要ありしのみ始めて之れを採要したるものはバスケイなり一千五百九十八年此れ等シエヌエツト學者の對論したる或然主義は次の如きものなり乞ふ之れを説明せん、

神を愛するは一生一度にてよろしきや又二度か三度か毎年一度か三年に一度かなどなりされば所謂或然的の説とは教會學者中重すべきもの間違なしと認められたるもの、説を指さすものなり一千六百二十年パリのサーホチー大學の神學教師會は或然主義に抗議せり一千六百五十六年パスカルの有名なる地方書簡に於て其教義を論じたるを以て凡て嚴肅なる人々に由りて爾來之は笑ふべきもの忌むべきものと思はしめたり一千六百六十五年アレキサンダー七世一千六百七十九年エノセント十一世は遂に或然主義を執もの、説を拒みたりしが一千六百九十一年此社會の會長ゴンザレール或然主義に反對する著書を公にしたる時は會中非常の風波を起したりシエヌエツト倫理學者は大膽不敵に依然として其舊説

を色々に加減して人々に教ふることを止めざりき

(呂) 隱蔽及遁辭 良心學の此狀態はアルホンゾー、マリヤ、テリゴルリーユーの教に於て其絶頂に達したり此人は一千六百九十六年九月二十七日イタリヤのチーフルスに生れ一千七百八十七年八月一日に死したり此人の大部なる倫理學上の著作は甚しく云ひ過たる處あるにも拘らずローマ教を奉ずる所には一般に承認し且採用せられたりされば我等は懺悔告白の實際的事業に於てローマ教會の聖職中良心學者として此の右に出るものならんと思ふが故に今こゝに引照し來るべしリゴリ曰遁辭を用ふることは大事の場合に於て正しからずと雖も小事の場合に於て許すべきものなり其一例を擧ぐればペテロの書物と云へばこれは其書物がペテロの所有なりと云ふ意味なりとするも或はペテロが書きたる書物なりとするも差支なかるべし又一例を擧ぐれば人若し隱蔽せんとすることありて此事に就て尋問をうくるときは其答は二様に意味ある言を用ふるも可なり即一ツは文字通りの意味にして一は比喩的の意なり我は否と云ふなる答をなさんに此言は自然に解釋すれば我は其ことの事實なるを認めずと云ふ意味なりされどこれ



は亦否と云ふ言を其儘繰り返したるに過ぎずとも云ふを得べしリゴリは此遁辭の形式を辯護して曰これは隣人を欺にあらす只正義のために彼をして己を欺むかしむることを許したるのみ我は正義のためにする時は人に解せらる、ために物を云ふの義務なし此正義のためにと云ふ言を用ひたるは我等の肉體と精神とに有用なるよきものは何にても之を保つために用ふる總ての正直なる目的なりと説明せり

隠蔽については良心學者之れを二ツに分ちて純不純の隠蔽となし甲は不正にして乙は正義のために常に合法なりとせり其一例を擧ぐれば懺悔僧が懺悔室に於てき、たる罪につきて人に問はれたる場合に誓を用てなりとも之を知らずと云はる、ことを得べしか、るときは其心中竊に思らく我は聖職としては之を知らざるにあらすと雖も通常の人としては知らずと云ふを可なりと又姦淫を犯したる女が其良人より其罪の有無を尋問せられたるときは聖書に屢姦淫と云ふ言を偶像禮拜の意味に用ひあるを以て今此場合に偶像禮拜の意味に於て我は之を知すと答ふるも合法なりリゴリ曰く位高き人は勞働若くは乞食を以て愧とするが

故に己れの生存のために人の物を盗む可なりされど通常の人には之を許すべからず又僕たるものは己れの器量よりも少く給料を與へられおると思はゞ主人の物を又盗みても之は當然受べき給料の如きものと思て差支なしキリストは敵を愛すべしと我等に命じ玉ひたれどリゴリ教によれば我等は敵に挨拶し彼等の事を能く云ひ病氣のときに彼等を見舞ひ親密なる交際をなす等の義務なし目的を達するためには方法の善悪を問はざることジエスエットの三規則の中此終のもの尤も憎厭且危険なるものなりこれは始めより此の社會を支配したる主義にしてシエスエットの尤も能き作者悉く憚る所なくして是認したれども反對論者に對しては憤然として斯ることなしと云へりブーセンバームの倫理を論ずる神學者はローマの傳道局に於て即制したるものなりしが此の中には次の如き元則に基きて此規則を論じたり其目的の合法なるときは其方法も又合法なり、レーマンは此の社會の倫理學者師なりしが左の如く總て其目的を可なりとせば方法は之がために立てられたるものなるが故に何をなすも可なりと又ワゲマンは此の社會の教師として公認せられたるものなるが彼れも毎日目的は人の行ふ



直きを定むるものなり是等主義は元來熟達せし會員を指導するため論述せられたるものなりしかれども次第に通俗の人に教會問答を授る場合にも混合し來りたるが故に教師の位地にある人々に教ふる目的なりしものがローマ教を奉ずる平信徒ために倫理の方針となすに至りぬ論する迄もなく讀者己の念頭に浮ぶならん誠の一統教會の信教を奉ずるものは常に斯る不道德の神學と反對するは當然なり彼の異邦人の大使徒と雖も教會の第一世紀に於て早く已にシエスエツトの良心學説を論じたるものと思はる、なり(羅馬書三章の八節)

夫れ此の驚くべき社會其功業の狀態殊に犧牲克己の如きは實に吾々三舍をさくる所あるを認めずんばあらずと雖も其計策順序悉く畫餅に屬せしは明白の事實なりとす上來述べ來し所を以て其失敗の確なる原因已に明なりと雖も今又其詳しく之を陳述せん第一着に注目すべきことは此の社會に強大なる識者少なかりしことなりシエスエツトと云へば博學非凡の人物と凡俗社會に評判せられたるは畢竟買被りなりき普通のジエズエトは之れ同社の他の大なる社會の普通會員よりは勝することは事實なれども大なる計畫を遂行するには大なる人物を要す

るものなるにロヨラザビエルを除くの外會員の内第一流の人物と云ふべきもの殆ど稀なり此の社會にはアクイナスの如きペリエンの如きリシリリのごとき人物あるべからざるなりパスカル、デカルト、ホルテールの如き人物は此の社會の中に養育したれど彼は皆中途にして會外に逸出して會の主義に反するを以て世界に大なる名譽を博したるものなり加之シエスエツトの長々しき會員名簿にかくも平素大なる人物の多かりしは畢竟在上者が個人的意志に交換せしめて以て自己を犠牲にせしめたる破壊的作用に由らざるべからずパスカル、デカルトの如き個人的創作的の人物は斯る破壊的作用に服従することを好まざるものなりき只リゴルト、エズゴバルの如き人物は彼等の實に勝れたる才能を之れが爲めに撲滅せらるゝを以て自から満足せざるべからず且此の社會は教育の實に高尚なる形に發達擴張するに全く反對なる主義を有するものたり即聖書文學の教師は常にラテン通俗課本を辯護せざるべからず其のヘブライ語ギリシヤ語の本文を引用するは唯ラテン譯の正しきことを證するが爲めのみ又哲學に於てはアリストートルを以て常に服膺すべきものとなしトマスアクキナスにも服従せざるべからず



らず、アクキナスには往々其説に従ふべからざる所あるも其人のことを云ふときは尊敬の態度を用ひざるべからず智識の方面よりも實に眼を轉じて事務の方面を観察すれば其失敗の原因は此の社會の共同的利益を以て何の處何れの時を問はず大主眼となさざるべからずと定めたるにあり商法貿易を以て此の社會の富力を増殖したるは利慾的の甚しきものなること已に論じたり傳道に於ては之と同一の事柄を行ひ一時の成功を急ぐために印度支那の異教の儀式を用ひ又上流社會のバラモン宗を改宗せしめんが爲に族制の觀念に餘り重きを置き遂にバラモンの憤にふるゝを恐れて平民にサクラメントを施すことを拒みたり何れの法皇も皆此の社會が支那の儀式を用ひたることを攻撃して止まざりしかども一千七百四十四年ベテデクト十四世までは之れを制せざりき日本に於てはシエヌエツトが其社會の利益を計りために日本人信者の精神的幸福を顧ずとの評判ありきかゝる實例は悉く此の社會の當初の盡力後來遂に無益に屬したることを證するものなりシエヌエツト一個人としては英雄たり聖人たり殉教者たりしものを續々出だしたりと雖も其社會が造化の自然法に背くものなるを以て畢竟不健全

たることを免れず前に述べたる如く此の社會は十七世紀に壓服せられて十八世紀に再興したり爾來此の社會は其宿敵たる法王教會を充分に味方として今や世界のローマ教會の政略を指揮しつゝあり其結果は後來如何になり行くべきか茫漠として知るべからず



### 第十二章

#### 反動的宗教改革、トレント會議

(一千五百四十六年一月七日—一千五百六十四年一月廿六日)

歐洲大陸諸國に於る新教革命に就ては我々が嘗て綿密に論じたるものにして中央歐洲に於る志想行爲の潮流を大に動し回はりて其勢の向ふ所敵なき有様なりしか今や一箇の反動的潮流出て來たり之か前に立ち塞がりて只に此の改革運動を制止したるのみならず母教會より迷ひ出たる多くの子供を刈集めて固の棲窟に引返したり此の反動はトレントの會議に其論端を開きたり之れ實にローマ、カトリク宗門と新教宗門との外れ地とも云ふべきものにして中世紀の教會歴史中最も重要にして景況も又至大なる出來事とす此の會議は一千四百十九年ピサの會議を始めとし法王教會の大分裂より起りたる弊害を矯正し文學復興の宗教臭味の爲に大に其景況を蒙むりたる教會内僧俗の敗徳を正さんがために開かれた

る會議の最後のものなりとす、オンド、ピサ、コンスタンス、バセル、フエキ、フロレンス、ラテランの會議に於ては從來教會が有したりし忠義の精神を轉覆しつゝ、ありし教會内の實際的弊害を矯正するに就き成功ある決議をなさしめて閉會したるのみ法王派頑固に此の會議を目して其の固有の特權を毀損する越權の所業なりとしたるが故に開會中法王は明かに約束したるにも拘らず停會中は從前の弊害依然として止まらずかく重ねて失敗したるが故に當局者の手を以て改革を爲さんことは到底望みなきものと思はしめ遂に宗教改革の運動を促したり此改革運動は教理のここには直接に關係せざりしもの、如く専ら教務及道德の弊害を目的としたるものなり

然れど此の會議の開くる頃は當初の有様は變化したりセルマン、スキスの改革は新しき教會を産み出し其政體にも神學にも全く新しき状態を呈し單に二三の弊害に反對するのみならずして全くローマカトリク教會なるものに背きたるものにして其教權教理政體共に一新して之れに反對したるものなりき此の運動は始めの如き小さき場所の内に制限せられずして間もなく西部歐洲全體に蔓延し已



にオランダ、スエデン、ノルウヰキ、スウェーデンを悉く征服し進んでフランス、イギリスに其の運動を試みたり且つ、スウェーデンも嚇さんとしつゝ、ありきか友誼上の忠告を以て満足するのときは已に過去りて背きたる國を引戻しローマ教を奉ずるものは之れにはなるゝことなからしむるの策を講ずるの必要起りたりし故初めに於るか如く教務上の些々たることを計議するのみにては充分ならず、ラテン派、キリスト教の神學組織全體を調査せざる可からざることはなりぬ

宗教改革の此建設的時代に當り一方に於てはルーテル主義を以て極めて粗暴なる異端説を主張せる一派あり又他の一方に於ては此の主義を用ひて尤も破廉耻なる亂行をなすもよしとせる一派ありき此の兩派のあいだに立ち中庸を執り混亂の勢力を防ぎ止め且つ論争者を悉く一致したる信仰の基礎を以て調和の効を奏せんとして盡力したるものあり此の調和論者の内最も卓出したるものはデシダリヤス、エラスマスにして彼は兼て述たるか如く其事業の初歩に於てはサキソン人共に改革者と共同したるものなりしが後其の主義の極端に走るを見て背くに至

れりエラマラスはローマ派と改革派の調和を試むべき基礎を提供し教義の點に於ては其境界を更に廣くすべきものなることを論辯す遂に西部教會の總會を開き諸説を一定せんことを主義としたり彼は改革派に甚しき憤りを與へたる儀式習慣の如きものを制限せんと思ひたるも畢竟教會の可見的一致を缺くる所なく保存せんことを願へり此のエラスマスの事は英國宗教改革のことを述ふる場合に更に説明すべし

是れ等の調和論者の内ジョルジウキツセルと云ふ人あり此の人はピセリヤスとして更に世によく知られたるものなり彼は一千五百二十五年の頃にルーテル派の牧師職を勤め居りしものなるか信仰によりて義とせらるゝと云ふ教義がウイツテンベルグの神學者の説き且教する如くなれば放逸無政府の状態に陥るべきを慮り遂に其職を辭したりウエツセルは一千五百三十三年教會調和の方法と題する書物を公にし一千五百三十四年王道と名付る書物を公にせり此の兩書は世人を警戒して當時刊行の中世紀頃の教課書を読よりは寧ろ聖書と古代祖師達の著作を丁重に勉學せよと勸むるものなりウエツセルは公禱俗語を用ふることを



賛成し私禱の数を減し赦罪券の制度を全く改良し聖徒に直接告騰することを悉く禁じ傳説を訂正し色々な方法を以て改革派中の温和なるものを引寄せ彼が會で強て放逐せられざるにもせよ一段深く厭惡したる舊教に返り來らしめんことを盡力せり

されど之れ等の調和論者の中尤も有名にして且尤も熱心なりしものはジョルジ・カサンデルなりとす此の人は一千五百十五年スケルトに於るカヅダンド島に生れ一千五百六十六年コロオンに於て死せり彼れ初めブーズとゲンとに於て古典文學と教會律令と神學を教授したりしが後コロオンに退き専ら勉學に身を委ねたり此の退隱中彼はローマ教會と新教會とを調和せんことを大目的としたれど兩教會共に彼の著作を亂暴に批評し且誤解したり法王派と新教派との間に争點となりおる信仰箇條を論すと題する彼の大著作はフェルデナンド一世の求に應じて物せしものにしてフェルデナンドは其臣民の中ルーテル派に屬する者を慰むるか爲めに之を著さんことを求め其治制の末年(一千五百六十四年)に脱稿せり之ればアウスグベルグ信條中に記入したるキリスト教に義の綱領を示したる

ものにして就中調和の見込ある信條を議論したり此の書中カサンデルは聖書を以て信仰の基となし總て其疑はしき聖書本文の解釋につきては初期六世紀の祖師達の説に徴したり彼は其の年代より後の神學者の思辨は取るに足らずとなし又大古の模範より離れたる教會の新禱式文及教會の律令の如きものは皆用ふべからずと云ひへりカサンデルは其次に此の概則を以て當時信徒間の争點となり居りし多くの問題にも通用せんことを忠告しローマ法王の權位に付ては大に制限を加へしと遂論することを憚らざりき

以上掲げたる調和論者の外に正當に云ふ時はローマ教會に屬したりと思はる一派の調和論者あり一時兩教會の衝突を温げんことに盡力したり其一人はガスハス・コンタリニにしてラテスホンの會議に於るかゝる調和的精神を示したり此の人は又一千五百三十八年改革案を作ることに助力したり此の事業に於てコンタリニと共力したるもの、中に首立たる人々は英國の大學校レシナルド、ホーロ及博學者なるフランシスカン僧ジョン・ワイルドなり此人はフェラムと稱せらる一千五百五十四年九月三日メンツに於て死せりコンタリニの説教及註解書は猶一



層強くルイテル臭味なることを示したり寧ろ彼は獨立の見解を以てルイテル派の説が直接に出する源泉に立返りて論ずるの力ありしものと云はば却て適評ならん之れに加るに前述の一派に反對したる第三派あり此の一派はルイテル派の運動とは少しの同情をも表せず之れは寧ろ改革派の成功に勵まされて煩瑣哲學派の評張的なるものを以て知識の普及と教務の改良を促さんことを主張したるものなりきエツクはメランクトンの普通神學説と名くる勢力に對抗せんとて一千五百三十五年異端抗擊普通神學説と名くる一書を公にしたり又エムセルはルイテル派を厭惡するを以て有名なるものなりしが一千五百二十七年聖書の獨逸譯を企たり之れはルイテル譯を編作したりとも云ふべきものなれどローマ教會内の必要に應せんとなされたるものなり此の頃俗語著書切りにローマ派より現はれたれど之れは明に當時の必要に應じ時勢に遅れざらんことを期したる人々の心中より出でしものにあらんウエツテンベルグ派が出版物を利用して傳播しつゝある所の説を訂正せんが爲めなりき當時の弊害を改革せんと同願は其頃幾分の宗教會議中にも見へたりき一千五百二十九年パリノサン州に開かれ

たるもの即ち其一なり之れはルイテル派を最も激烈に攻撃したる會議なりしかども當時の弊害の改良すべき必要を憚る所なく告白せり此の會議の決議によりて教會役員之衣服行爲に制限を加へ教會のことは聖職も會衆も敬々しく命じ肉欲的若くは聖書に叶はざる精神を禁じたりまた新らしき奇警を見んと欲する迷信を責め敬神の精神に叶はざる音楽は一切教會に用ふべからずと命じ教會の務を一層勤めんとて勵まし模範的にして且有力なる傳道者を用ふべしと命じたり  
 エロンの大學校ヘルマン會衆のことは已に前に述べたり(學校にてルイテル派の運動に加盟したるものは只此の人一人なり此の人は一千五百三十六年會議を開きて聖職の改良と教會規律改良のことを専ら論じたり  
 前述の如き實例は皆期せずして處々に偶發したるものにしてトレントの會議に於て改革に就て未曾有の大計畫をなすに至るの論緒なりしに過ぎず此の會議たるや實に對抗的宗教改革を運轉せしむる機關の活動せる處ローマ派の系派に屬する總ての教會が彼等の主義を發達せしめんと最後の決斷をなせし所之れらの教會の特性に應じて教會教律を造り出又之れを以て原始の使徒的信仰に背き



たることを判然たらしめたるものなりき抑も此の會議はこれより前長き間弊害を訴ふるもの續々として出遂に開會の運びに至りたるものにして彼のルーテルも一千五百二十年レオ十世が勅令を發してルーテルを抗撃したる時に如斯西部教會の會して其勅令の當否を決議せんことを求めたり又チャールズ五世とゼルマン王侯等も當時の形成は危険にして將來如何なる禍を惹起すべきや何人と雖も豫想する能はざるを見てかゝる方法をとるより外詮すべなかるべしと考へたり然るに無数の障害ありて容易に此の事の實行を見るに至らざりき即ち法王等其權威を制限せられんことを恐れ自然にかゝる會議を開く事を反對し極端なる法王黨は當時の專横を其儘に持把せんことを願ふが故に斯る會議を開くことに反對したり又教會中に此外獨立派の人々ありて平地に風波を起すはよろしからず前世紀以來開きたる會議の時期未だ熟せざるがために失敗したるを見て此の一派も又斯る會議を開くことを好まざりきゼルマン王侯達は會議をローマ若くは其他の法王方に屬する地に於て開設することを抗議し彼等は其討議に於て伊太利亞の分子勝を制し終に其決議の實行が中途にして妨害を受くるに至るべき

か然らざれば全く法王權に都合よき決議をなすべきやを慮りたればなり、ハドゥリヤン六世の時世中自一千五百二十二年至一千五百三十三年此の會議を開かれんことを始めて熟議したりしが其次に法王となりしクレメント七世の時に於て自一千五百二十三年至一千五百三十四年チャールズ五世は一千五百三十年アウスベルグの國會に於て正道に導かゝる會議を開くの運に至べしと改革者に誓言せりクレメントは皇帝の方よりかゝる事を發言したるために其感情を悪くしたれど遂にイタリヤの都府の内に此會議を開くならば賛成すべしと云ふて之れに同意したり此の條件及其他の妨碍運動し其の效を奏せずクレメントの治世中には遂に開會の運に至らざりきアレキサンダー、フアネスが、ホウロ三世自一千五百三十四年至一千五百五十年と稱して法王の位に昇るまで此の沙汰止みとなり又此の法王は有爲進歩の氣性に富み其先王等へは此の事の重大なるを觀破したるなり勅使をゼルマンに發しチャールズ五世及其他の王侯たちと商議せしめマンチネアを以て開會地となさんことを申込し新教徒はイタリヤの方の教役者より公平の處置を得べしと思はざりしを以て此の申込に反對しチャールズの朝廷におり



たる英佛兩國の使臣も彼等に同意せり加るに之マンチユア一の侯爵は條件付にあらざればかゝる目的の爲めに此地を用ひさせずと主張したり然るに其所謂條件はパウロの承知し能はざる所のものなりき此に於て法王は一千五百三十八年五月一日ピンゼンザに於て開會すべしと布告したり然るに此の日に至りて學者一人も出席せざりしかば會議は日延となりぬ一千五百四十二年パウロはモロチを勅使としてスヒンスの國會に發し法王最終決斷としてトレントを以て開會地とすることを告げたり抑此のトレントはバゼル伊太利亞の間に存するを以てゼルマン王侯等は然るべき讓歩なりと考ふるなりしと思ひたればなり新教徒は又も之れに反對して曰く會議は全く法王の權位と勢力の及ばざる、地に於て開かるべからずと然れどもパウロは此抗議を顧みずして一千五百四十二年五月二十二日勅令を發して同年十一月一日學者の參會することを命じてモロチ、パリツシ及レジンナド、パウロを以て勅使となしトレントに行きて其準備をなさしめたり此の時も又學者等餘り遅く到着し又餘り少數なりしたために七月延引したる後一千五百四十五年三月十五日に至りパウロは漸く開會する三度目の企をなせり

此の時も亦法王の勅使到着したる時に出席したる學者只一人なりしかば以前と同しく目的を達する能はざりき更に日延をなし法王は遂に勅命して曰く學者は代理人を出すことを許さず悉く自ら出席すべし従はざるものは職務怠慢の嚴罰に處すべしとパウロは病氣と老年のために殘念ながら自ら出席する能はずしてジョン、テルモンデー(後にジュリヤス三世となりし人なり)マルセロー、セルミニ(後にマルセロー二世となりし人なり)レジンナルド、パウロをして開會及總理の任を實行せしめたり此の内レジンナルド、パウロは病氣と稱して久く出席せざりき一千五百四十五年十一月七日開會の事を命じたる最終の命令勅使の許に達し十二月十三日壯麗なる儀式を以て開會せりされどこれは第一回會議の端著を開きたるに過ぎず一千五百四十六年一月七日に至り議事に取りかゝり此の日に至りても猶參會したるものは大學教授にて二十五人宗教社會の會長等五人フェルデナン、ド王の大使等に過ぎず未だ役員もなし議事順序もさだまらざりき劈頭第一に定署すべきことは議決の方法なりきコンスタンス及びベセルに於けるが如く國を以てするか又は一人一個人に成すべきやと云ふ問題なりき此の事は法王に稟議



したるに彼は一人一人の採決法は最も古く且尤も便利なるを以て是をなすべしと命じたり此の議事規則によりてイタリヤ方議員の多数を制することを得たり是れ即ちゼルマン新教徒の兼て恐れたる所なりしが今や彼等の恐れは事實として現はれ來りぬさて會議の目的は二重なりき即ち(一)新教の主義を排し議事には悉く定義を與ふること(二)教會の規律を正すこと規律の甚しく紊亂したる事は總ての熱心且正直なるローマ教徒が之れを承認して宗教改革者の云ふ處悉く正からざるにもせよかゝる改革の起りしは其理由なきにあらずと思ひ居りたるものなればなりチャールス五世は此會議を以て總會の如き性質となし新教徒にも充分なる發言權を與へんことを望みたるが故にメランクトン、ブレンテアス其他ゼルマンのルートテル派數人は實に一千五百五十二年トレントに向て出發したれども彼等は採決の數に加はることを許さざりしかば彼等の使命は全く失敗に歸したり議事の數二十回を重ねたれども其中半分は嚴爾なる儀式などに無益に時間を費し重なる運用は委員會に於て行はれたり先多くの爭論ありたる後信仰の問題と之に關する實際的改革の問題とを同時に討議することを決定せりされば此

の會議の議事の決果は教律及教會として布告せられたり教議にかゝることは教律として出で只教會の定義を積極的に強固にしたるものなり教會の方法に於ては簡單に分派的新教説を不正なりと論じ其の文に破門の條件を付したるものなりき此の律令は行文明白理義嚴正以て列席せるものなれば其新教教議を論じたる處は公平ならざる所のものあり即新教もローマ教も共に不正なりとしたる實論を以て新教を評したる所もありたればなり

一千五百四十六年二月四日第三回議事の頃には列席議員の到着したるもの甚少數にしてニケヤ、コンスタンチノール信條はローマ教會の公認信條なりと云ふ教律を制定したる外未だ何の議決したる所なかりき此の信條は只一ツの健固なる基礎にして陰府の門は之れに勝べからずと稱し又此の新條は此の會議より出べき爾後の律令の基本たるべしと定めたりマルテン、ルートの死にたるは此のときより後二週間も過ぎたる日なりき二月十八日恰もゼルマンの位地彌困難に陥らんとし改革説の急足なる進歩は血戰たるデロルカド戦争に依りて其行路を塞がれつゝありたるときなりき第四回議事に於て(一千五百四十六年四月八日)聖



書に關する二ツの教律を公布したり此の時三個の問題議論に上りたり(一)兩約聖書は悉く承認すべきものなるや(二)かゝる承認を與ふる前に其公認教たる性質に付て新に疑を入るべき所あるや(三)聖書中には某書は倫理教訓のためにのみ充つべきもの又某書はキリスト教信仰の教義を検證するため用ふるものと云ふが如き區別を立つべきや右の中第一は確定議となり第二に就ては爭論多くありたるも其結果は議事録の上に公にすることを訴ふとなし第三は非決せられたり神學專門家教會律令學者等を議員とはせずして只議論の中に加はらしめたるは此の議會を以て始めとす傳説の性質及通用法に就ても此の如き討議ありたり勅使等は法皇に報告して曰く議會を見るに傳説を全く退け聖書を以て單一なる基礎とし萬事聖書に訴へて定むべきとする説勝を制するもの如しと其外猶火花を散したる問題は聖書を俗語と譯する事及平信徒に聖書を研究せしむるの可非なりき此のことに付き二つの教律制定せられたり第二破門の條件を以て聖書と傳説は同等に尊敬すべきものとし準公認聖書は聖書の一部なりと定めたり第二の教律にはラテン通俗譯本を以て唯一の正式なる基本的譯本となし原文よりも

まさされる權威を與へ教父の受入れたる説に反對なる解釋を禁じ聖書の印刷者賣販人に種々の制限を加へ原稿を作るには公認狀なかるへからすと定め聖書の本文を徒然の事又迷信的のことに用ふるを禁したり千五百四十六年六月十七日第五回議事に於て原罪に關する教律を公布したり此の教律中尤も注目すべき所は聖母の無罪投胎説にかゝることとなりとす議會は之れを決議することを拒み未決問題として殘し置きたるは現代に近き議會に於て之れを決議することとなり又此の議事に付ては傳道者説教者に關する稱號を改革することを論じたる懲戒的教律を制定したり聖書を講ずることを司とる學者を各大學堂に大學府の教會及修道院に一名づゝを備ふることを學者及牧師たる者は皆説教せざる可らずと命し又信施金圓を集むる役員は何時にても説教すべからすと定めたり此の第五回の議事ありたる後ち間もなく皇帝と法王と條約を定結して新教徒に開戦を布告したり其開戦の理由は新教徒が該教義の權威を認めざりしと云ふことにあり此時より彼は學者達が此の議會に對する情益々以て冷淡となれり缺席すること盛にありければ議員をして止しむる爲めに強制命令を發せざるを以て爲さざるこ



となりし  
 第六會議事に於て千五百四十七年一月十三日宗教改革の運動を促すに尤も與りて力ありたる大問題を議論せられたり是即ち信仰によりて義とせらる、教義なり此の事を議するに付ては從來先制とすべき事實なく且つ問題の性質火の焚え立つが如きものなりしかば議論頗る長引議場の激興一方ならざりき終に議決制定したる教律は信仰のみに於て義とせらる、と云ふルーテル派の教義に反對して信仰は善行に由りて漸次に義とせらる、ことはローマ教會の信仰なるものなることを陳述したるものなり議員中にもウイッテンベルグの改革者に賛成するものもありたりき勅使レジナルトポウルは此の時此の職を辭し議事中再び歸り來らざりき其理由とする所は此の問題の議決に満足せざりしがためなりとのことなりきさて義とせらる、ことに付ての此の教律は正式なる定教論にして全部十六章三十三教會より成るものなり之れはローマ教を奉する者も奉せざるものも均く研究するの價値あり此の第六回議事に於ては監督の定議にか、はる紀律を議論したるは注目すべきことなり監督のかく定住せざることを多かりしは中世

紀時代より行はれたる弊害の一つなりしが此の事に付て論争火花を散したる後監督が己れの教區に定住すべきものなるや否と云ふことは神より出たる法なるかまたは單に教會の先例規則なるか未決のま、に終れり恰も此の頃チャールス五世は新教徒の戦争勝ちたれどパウロ三世は皇帝か新教徒の改革的教義をも破壊すること、に餘り怠慢なりしを以て先にチャールスト結びたる條約を破らんと決心せり法王は此の目的を果さんがために勅使等に訓令を傳へ新教徒の尤も苦々しく感すべきことを教律の中に書入んことを盡力せしめたり之れ皇帝が從來此會議に深き關係あることは世人の熟知する所なれば其如何なる決議をなすやは皇帝の責任に歸すべく近頃改革者に示し玉へる處置は全く公道に出たるにあらずと新教徒に思はしめかくて彼らに對する信用を全く失はしめんとの考より出たるものなり、  
 サクラメントの教義を一般に論ずることは第七回議事の問題なりき千五百四十七年三月六日東西教會に於て既に久しく定め來れる、如くサクラメントの數は七つに限られたり即ち聖洗禮、按手式、品級婚姻懺悔、終油の七つなりとす之れ皆惠



を受る法にして若し之教を變ずるものは破門の罰を受くべきものとす洗禮按手禮を施すことに付き特別なる教例を定められたり教會懲戒令の議事は教會の受持の兼任及改繕のこと教會領地の併有等なりしが是等の問題は格別嚴重なることを規定せざりしとの事なりき是よりも更に注目すべきことは伊太利より來たる勅使等が議會の所在地を之れより一層直接に法王の勢力に近き町に移さんと公然運動したること是なり先是ゼルマン、フランス、スベエン學者等は伊太利の議員に反對する連合同盟を造り居りしかば若し開會地を變更せば此の反對運動も從て破るべしとの考なりき折柄トレントの町に傳染病流行すとの報道ありしかば之れを口實として法王は會議をポロナーに轉すべしとの勅令を發したり此の勅令の目的は千五百四十七年三月十一日なりき其翌日勅使等はポロナーに向て出發し監督達の中多數之に隨行したれど皇帝派は教會の分裂の罪を妨むがため議事の進行を妨ることは肯てせざりしと雖も皇帝の許可なくしてトレントを去ることを拒みたり第九回第十回の議事は千五百四十九年三月ポロナに開かれたれど監督達は只會議の停會に至らざるのみ力を盡し教律を制定するの運びに至

らざりきチャレス五世は公議の開會地を轉じたるを憤りポロナに於ける議員等若しもトレントに歸らざれば自らローマに行きて彼處に親臨して會議を開くべしと恐嚇し兼ねて述たる有名なる調和策なるものを皇帝が頒布し玉たるは此ときなりきされど之れはローマ教徒にも新教徒にも喜ばれざるものなること明になりたれば無功に屬したり其間パウロ三世は分裂したる會議を再び會合せしめんとて盡力したれどトレントの監督達は其地を去ることを拒みたれば法王は止を得ずして勅使等に命じて千五百四十九年九月十七日停會を命じたり次て十一月老法王薨し千五百五十年二月七日カーデナルジョンデルモンデー、ジュリヤス三世と稱して法王の位に昇れり之れは此會議の勅使たりし人なり此第一回停會の期限は千五百五十一年五月一日迄續けり此の時カーデナル、クレセンシヨウ會長として監督を再びトレントに會合したり此第十一回及第十二回千五百五十一年九月一日の議事は只儀式的に過ぎざりき佛蘭西のヘンリー二世はバルマノ侯爵領のことに付き法王と争を生じトレントに使を遣はし會議の總會たる性質を拒みて曰く我國は教律に束縛せらるゝ限にあらずと此の舉動の結



果として佛蘭西等の監督達は退席したりゼルマンの監督は出席者中少數なりしを以て會議は益々伊太利亞人の手に落たり加之新教徒は其頃より會議に服従するを始め出席せんと欲するものは皇帝より之に護衛を與へらるされど此の事は何の効をも奏せざりき法王も議會も改革論者の代表に出席を許さざりければなり、

第十三回議事は千五百五十一年十一月十一日に開かる此の時の討論題は聖餐のサクラメントなりき其結果として制定せられたる教律は専ら其頃行はれたるルーテル派スキングリー派の説に反對したるものにして全部八章よりなり十一の教會律を付録としたり聖餐體質變化の教義は已に千二百十六年第四のラテラン會議に於て定義を與へられたるもなりしが此の會議に於て再び此の事を確實なりと宣告し又教會第三條に於て此のサクラメントの物質は一種を用ふるも各充分なりと規定したれど平信徒に聖杯を與ふることを禁じたる所は間接に論じたれども其の條項は有效なるものなりき實際平信徒は神より出たる権利によりて聖杯に與かるものとして之れを禁ずるは罪なしと云ふべからずと云ふ改革論者の

説は此の前の議事るときに全會一致を以て不正なりと宣告したるものなり此の時の議事に於て制定したる刑罰にかゝる教律は監督の刑事裁判權を論じたるものにしてまた監督をも裁判を受くる時は法王の決斷に基くこと、せり平信徒が諸禮を施すこと及嬰兒洗禮のことは議論を延期せり

懺悔終油のサクラメントは千五百五十一年十一月廿五日第十四議事に於て議論に登り懺悔のことを議決したるものは十二章より十五條の教會例を附録とし終油のことは三章よりなり四條の教會律を附録としたり懲戒令にかゝる議決は聖職の此に及たる過失を正し任地に任職せらる監督達の行爲に制限を加へ法王の裁判權に服するものは監督の裁判に服するに及ばずとせし裁判法を廢止したり如此く懲戒令に對する議事思はしく進行せざりしかば議員中の改革派は不満足を表したり新敎神學者等は此の議事の如き初めて議論に加はりウルテンベルグの公爵の代表者はウイテンベルグ信條を携へて到着したり是れ彼らは此の信條を監督達の前に提出すべしとの訓令を受たるものなればなり代表者は新敎神學者等をトレントを去ること四十哩の所にまたせおきたればボヘミヤ人がパゼルの



會議のときになしたる如く安全なる旅行を彼らに與なば此の信案の説明をせんがために來るべしまた此の場合には一時議事の進行を停止し之に關する一切の事は已に決議したるものも再び議論に附すべし又法王は勅使其他の方法を以て會議を總理することをやめ監督達には自由の行動をなさしめんがために法王に臣従の盟約を解除する等の條件をも申込たり此のウイテンバルグの使者等は一切勅使に交渉せず談判は總て皇帝の代表者に交渉したりクレセンジョウは此の事を非常に憤り新教徒に防害を與へられんことを恐れて議會の官印をかくしたりさりながら、クレセンジョウは終に皇帝の威壓に抗すること能はずして使者等に私宅集會の事を許したり但し公會の會議を許さ、りき千五百五十二年に至り間もなく新教徒の代表者は更に加はれり是はサキーン撰舉侯モーリスより送られたるものにして之も千五百五十二年一月廿四日私宅集會に出席を許されたり此の會議に於て彼等は先の使者達の要求を新に申込みコンスタンス及びバセル會議に於て法王は總會の權位より下りたるものにして其議決に服従すべきものなりとの議決を再び確認すべしと迫りたり、クレセンジョウは好機會に於て至

らば使者達に答を與ふべしと約束し翌日千五百五十二年一月廿五日突然停會を命じ使者達に許可を與へたり之れと條約協商を経つ、ありし間にモーリスは、チャールス五世を撃てアウクスベルグを陥れたり次て開會地なるタイロルに進みければ皇帝は逃亡し、クレセンジョウは危嶮の逼まれるを見るや千五百五十二年四月廿八日第十六回議事を開き二年間の休會を命じたり此の時忽ちトレントの町に兇荒起り議員等皆四方に散したりしがクレセンジョウは重病にか、り漸くペロナに達し三日を出ずして死にたり

以上述べたる所は歴史家の所謂トレントの第一會議にして其後十年を経て漸く議事を再會するに至れり此の間時勢變遷著しく議員等は第一新面となり神學界の調子も大に趣向を更たれば第二の會議は殆ど新しきものと云も可なりジュリヤス三世は千五百五十五年三月二十五日に死す四月二日にカーデナルマルセロ、セルブニー之れに次ぐ此の人は先に勅使として會議に臨みたるものなるがセルセロス二世と名のりて法王の位に昇れりセルブニーは品性高尚にして敬神の念深きものなりしが王位に即きて發したる第一の意見は會議を再び召集するこ



ご懲戒令を全く改良すること就中監督職の榮譽榮華を禁することなりきされど  
 善き法王の在職長からずして終はることは是迄多くありしが彼も亦久しうせず  
 して庖瘡にかゝり即位後僅に三週間を経ずして崩じ其計畫を實行すること能は  
 ざりき豫て伊太利亞の宗教改革運動を説けるときに述べ置たるカーデナルギヨ  
 バニービートロー、カラツコアなる者の千五百五十三年五月廿三日パウロ四世と  
 稱して法王となり又カラコアは性行甚だ嚴峻にしてスエーランド稱する遁世社  
 會を建てたるものは實に此の人なり宗教の新説を唱ふる者及法王の特權に容喙  
 するものを用捨なく壓すべしと主張したる人なりき此のことは早くも宗教裁判  
 をローマに設け緩漫なるなかれと告諭したるによりて其事實なるを知るべし彼  
 の撰舉せられたることを傳へ聞くや人心恟々として安からず殊に皇帝は不快に  
 感じ玉へり此の法王の即位當初の行爲を見れば其品性に付て世人の抱きたる目  
 算の當りたるを證するに足るものあり又是迄なされたるよりは一層迅速且一層  
 酷慘的に懲戒令の改良に着手するならんと欲したる世人豫想か空しからざるを  
 證するに足るものありき先是三年の間に新教徒は多く重大なる讓歩を得たりき

パッサーの平和條約千五百五十二年及アウグスベルクの國會千五百五十五年により  
 改革論者は教權にも政權にも大に得する所あり正に開會せんとする西部教會大  
 會に於て議決すべき凡の問題に付てローマ教徒も新教徒も相互に讓歩にすべし  
 と命せられたりパウロ四世は改革論者等に關し讓歩をなしたるを見て非常に憤  
 慚し先皇帝の手を経て之れを取り消さんことを試みたりしが事意の如くならざ  
 りしかばチャーレス五世と交際を破り佛王と同盟を結び總て皇帝に友朋するも  
 のを迫害し其財産を沒收せりされど此の法王は教會改革を以て天賦なりと思ひ  
 着々教區兼任の弊害を攻撃し僧侶の不道德を改良し又其の裁判權を制限したり  
 然しながら此の法王は飽迄で其近臣を寵用すること先代未聞にして非常の破廉  
 恥を以て其近臣に種々の特權を與へたりしかば改革の大効を以ても此大罪を許  
 容せば新教徒の主張したるが如き教義上の改革には勿論賛成せずトレント會議  
 の目的には不同意なりければ其治世中開會に至らざりき千五百五十九年八月十  
 八日其治世終れり新法王ギヨバニーアンゼロー、デメテチーは千五百五十九年  
 十二月二十六日までは選舉せられざりき此の人はバイヤス四世の稱號をとつて



即位せしが其門閥高貴なると其品性の特色に於ては前代法王と異なりたれどパウロよりは一層狡猾にして又彼の如く會議再開に反對せずバエヤスは實に改革運動の迅速に進歩しつゝ、あるを目標して若しローマ教會にして自ら改革に着手せずんば其尤も頼とする所有地をも失ひて回復の望みなきに至るべきを悟り又イングランドは已に法王に服従を止めたり佛蘭西に於ても又國民會議を開きてローマ教を奉せざることを決議せんとしつゝ、ありさればバエヤスは千五百六十年十一月二十九日勅令を發して再び會議を召集することを命じたり。

されど先に一言したるが如く西部キリスト教強國の狀態は千五百四十九年の本會議の開けたる頃よりは全く一變したり先に第一に、チャールズ五世と云ふ威嚴赫々たる人物は已に見るべからず皇帝の位に付きたる、フエレデナンド一世は前代皇帝の如く其人物に於ける評判又政治上の力も之れに劣りたれば、カドリク諸國に第一位を占むることに於て法王と比較すべきにあらす第二此頃には已に宗教改革は其功成り國々に於て一定形をなし神學組織の傳説の如きも其の内に發生し、ラテン派キリスト教徒と實に關係なき新生民は已に生長し居たりき又一

方に於て新教派が極端なる運動をなしたるためにローマ教内には之に相應して一種の反動を起し之れが爲に先には温和なる改革に賛成したる有力者も今は全く新教に反對し如何なる讓歩をもなすまじといき込み入り其他爭論の一大激濤は西部歐洲を一同して今は已に大方論敵の間に中立の地位を残さざる程にはけしくなり到底平ぐべき見込みなき大敵と化し去り又此外に注目すべき最大要素はスペイン神學者の偏重なりし殊にトレント會議の議事に於て然り是れ等の神學者は各國第一流の神學者を除く外其才能其勢力共に比肩すべきものなく彼らの勢力の純良なる神學上の義に於てはトレント會議中徹頭徹尾最大なりきさて此會議はジュネスエツト社會の組織せらるゝ頃恰も開かれたるものにして前章に述べたりしが如くバエヤス四世は、ロヨラの黨派中最も有力なるものサルメロンレーチーズノ二人を撰擧してトレントに於る法王附屬の神學者となせる此會議中宗教主義に關する教律を作るに關しては何人も此の法王の顧問官より大なる勢力を有したる者はあらざりきされど我等が曾て説し如くジュネスエツト社會は教議を定むるよりは寧ろローマ教會の爲に盡んと欲するものなるに、ロヨラは此中



一般にローマ教會がルーテル派カルビン派の反逆を處置するの緩慢なる有様を  
 見てかゝる精神に少しも同情を表せざりき彼は防禦の地位に立つよりも寧更に  
 大膽に敵の陣中に切込只にローマ教を奉じて敵に下りたるものを恢復するのみ  
 ならず新領地をも加ふるこそ却て安全の策なるべけれど考たりさればトレントの  
 第二回會議が開かれたる頃に盛大を極めたる對抗的宗教改革はロヨラの功に歸  
 せざるべからず會議の討論及議決の大勢を左右したるものは實にロヨラの勇力  
 なる精神なりき調和と云ふことは始めより斷念したりと云ふも可なりまた其の  
 所謂改革案にはローマ教會内の弱點要件などを除き去り其要求は其團體の大  
 ること規律嚴正なることを以て一致を益鞏固にし彌組織立てたる熱情を以て  
 已に組織を新教徒の勢力に勝ちローマ教會に與ふること、なりき  
 バイヤス四世は新教ローマ教の朝廷に使節を派して會議の再會を報告したり佛  
 蘭西のチャレス九世は佛國監督に命じて悉く出席の準備をなさしめられたれども  
 ルマンは法王の使節を輕視したりナウレバンドの國會に集りたるセルマン王侯  
 達は宣言して曰く聖書を基礎として之れに反することをなさず又新教徒に發言

の自由を與へざる會議再會するの必ず要を見ること能はず加るに彼らは斷言し  
 て曰くかゝる會議を召集するは皇帝に限るものなりデンマルクに送られたる使  
 節は國王より如何なる條件付きにても接見せずと斷りたり又英國女王エリサベ  
 スに此の事を知らせんとて送られたる使節は未だ海峽を渡らずして大陸の岸に  
 ある頃に急使を以て英國領土に於てかゝる報告を傳ふべからずと斷られたり  
 ルマン帝國內の自由都府は此召集に應せずスキスの各郡中之に應せざる五郡又  
 ローマ派の監督達も病氣なりとか老衰なりとか繁多なりとか種々雑多の言事を  
 なして出席を好まざることを示したり然るに法王はかゝる失望の有様にも僻易  
 せず會議を再會せしめんとてイルコールゴンザガを首として勅使數人を出し千  
 五百六十一年四月六日復活祭日を以て出發せしめたり彼等到着せるは四月十六  
 日なるに其處に待居れる監督は僅に九人になりきされば千五百六十二年一月一  
 日迄開會を延期し又同月十八日迄延期せり此のとき迄に法王は會議の事務をど  
 らせんか爲めに多くの伊太利監督を送り其數の他の監督等を悉く合せても充  
 分に過半数を有する程多くありき開會前の準備彼集會に出席したる監督九十二



人なりき第一に決すべきことは此會議は新らしきものなるべきか將亦舊會議の連續なるかと云ふ疑問なりき若し前會の連續とせば其決議を悉く承認せざるべからず新しきものとするは前會の議決は參考に供するに過ぎずグラナダの監督スベイングエネローはピリビ二世の命を受けて前會の續とすべきことを主張して曰くスベイン王は已に其決議中の幾分かを王の宗教會議に稱用したれば今之を撤回若くは變更せば王は信用を失ふに至るべし遂に此會を前會議の繼續と唱ふることに一致せり

千五百六十二年一月十八日第十七回議事を開始せり監督百十六人の外に修道院長四人宗教社會々長四人及マンチニアの侯爵此に出席せり此の第十七回議事には何事をもなさずして千五百六十二年二月廿六日迄休會せり然れども休會後の集に於ては甚だ重要な問題を考究せり即ち敵の書物を多少社會に流布せられたるにより起りたるローマ教會が損害を救済する方法をなすこと是れなり此の事は活版術の發明によりて十五世のなかば頃より歴史上未曾有の大なる困難となりたり千五百十五年のラテラン會議に於て如何なる書物にても認可を受ずし

て印刷するものは彼門の罰を加ふべしと定められたれども新教印刷者は此の罰則の制裁を受ざりきカトリック宗徒として出版することを禁ずる物の目錄を作るの必要起れりか、る目錄は千五百五十九年パウロ四世より出したれど續々印刷せらる、新板物を制裁する方法を設くるにあらざれば危険を恒久に防禦すること能はず此の議事を以て此の外に議したることは新教徒の出席を促すべきや否や又如何なる資格を之に與ふべきやと云ふことなりき

第十八回議事に於いて此の多くの問題に關する教律の頒布または論説を載る書物に關する全體の事件を調査すべき委員を任命し又新教徒の出席を許すにつき最も方法を案出調査する委員を任命せり監督を定認の件赦罪件亂用の件も又議論に附せられたりスベイン監督の主張には監督は悉く其各自の任他に定住すべきものなり是即神學上の權利なりと云ふ又伊太利亞人は主張して曰く此定住のことは畢竟教會の先例規則たるに過すスベイン監督の説に賛成する監督其數多ければ勅使は狼狽して法王に勅裁を云ひ送り法王は人情として伊太利亞監督の説に加擔し若し全く反對者を服する能はずんば此の定住問題の討論を延期す



べしと命令したり此のときフランスの使節を日々待ちをりければ第十九回の議事は千五百六十二年五月十四日唯開會したるのみにて彼の到着せざるがため空しく休會せり五月廿五日に彼等の發言許可を與へたり彼等は其君チャーレス九世の要求を宣言して曰く此の議會は新らしきものならざるへからずと此要求は皇帝の使節等の賛成を得たりされど、ヒリップ二世は飽まで前會議の繼續すべきやと主張したり因て此の事の例の如法王の勅裁し置きたるにバイヤスは始めの中は前會議の續とせんを裁決せしが帝王だけは使節と衝突を防ぐため監督等の相談に一任すへしと云へり然るに此の相談は到底纏り兼たるを以て第二十回議事は千五百六十二年六月四日只開きたるのみにして空しく休會したり

千五百六十二年七月十六日開會の第二十一回議事に於ては聖餐を兩種にて受くる件を討論せり此の事は非常の難問なりければ佛王の使節は若し新教徒を復從するの望少しにてもありたらんには全力を盡して兩種説を通過せしむへしとの特別なる訓令を受けたれども伊太利亞派の多數を占めたるとなれば佛人は其説の通過覺束なしとの見込を立て決議を延すべしと主張したれば皇帝の使節等は

少く恐を抱きチャーレス五世の使節等に延期の提議を撤去すべしと勸告せり其結果として制定せられたる教律は宗教的に論述したるもの四ヶ條と教會四ヶ條より成り其要領は左の如し平信徒及聖餐を施す聖職を除くの外凡ての聖職は神より定めたる權利に曰く兩種を受くべしと定められたるものにあらず教會はサクラメントを施すの方法に於ては之を如何にも變更する充分の權威を有し亦た之のサクラメントは一種にて受くるも各全きもの也小兒は聖餐を受くるに及ばず教會は例の如く之に反對せる説を抱くものに破門の罰則を附したり之の時議したる懲戒律は重に監督聖職任命權教會領地の所有若しくは分割及修道士の討論規則に關することなり去れども最も意味多かりしものは赦罪券賣捌を停止する方法なるべしと思はれたるより提出するものなり之の廢止教律を決議するに至りたるは會議に於て赦罪券を可とする少數の強き論者あるにも係らず法王が斷然之を主張したるに依るものにして是れ即ちルーテルがテツセルを反對したるの正當なりしを證するに足る是れ實に後に十六世紀宗教改革大爭論を起さんとする豫兆なりと會議の形勢斯の如くなればカーテナルゴンザーが極端なる伊



太利亞監督等に充分誘導せるは不都合なりとて辭職を勸告すべしと言ふものありたれどもラレチャの大監督法王に上奏して曰く目下會議の形勢危ふき累卵のごとくなれば若しか、ることをなすに於いては會議は破壊に終はる可しと聖餐の犠牲に關する教理は第二十二回議事の(千五百六十二年九月十七日)問題なり此の問題の討論は激烈にして其の説區々たり五個の異なる説提出せられ主張せられたり此の時に於て兩種聖餐説を猶討議しつゝ、ありしが勅使等に於て若し他迄平信徒に聖餐を與ふることを拒まば是迄ローマ教會を離れざる者も是れが爲めに離るゝに至らんとすの警戒を勅使に與ふるものありたり然どもジュエトの大勢力ある神學者レーチスは此の説を反撃して曰く教會の人を減することは之れを破壊すると同じからず讓歩する事は策の最も拙なるものなり異説に付き裁決せしに平信徒に聖餐を與る事を賛成する者の二十九人又之れを賛成すれども其教律を制定する事は法王に一任すべきと云ふ説を取る者三十一人全く反對説なるもの三十八人全體の責任を法王に一任して此の決議を見合せんとするもの二十四人此の事をギリシヤ人と、ホンガリヤ人にのみ許して他の者には急に禁す

べしと云ふ説を取るもの十九人裁決の數に加る事を延期したしと請求したる者の十四人斷然裁決の數に加る事をこばみたる者十一人裁決投票の總數百六十六なり異説多して多數を制する者一もなきが故に教律を制定する事は到底行はれざりき於此乎勅使は機敏にも此の件の決斷を全法王の勅裁に一任せん事を法王に申出たり此一舉は唯々會議中改革分子を鎮壓したるのみならず唯一撃を以法王の權威を會議上にあらしめコンスタンス、パーセルの會議に於て制定したる法王の權威に制限を加る教律をして無功に歸せしめたり聖餐式のサクラメントに關する教律は九章と九條の教會より成り聖餐式の教議と儀式に反對なる當時流行の新教説を最も攻撃したるものなり

聖餐式執行の際秩序を保ち敬意を表することを示したる規則又制定せられ其外少しばかりの輕微なる改良を加へまた聖杯を與ふることに付疑問起らば一切之を法王に伺ひ出づべしと云ふ教律をも公布したり

其後の議事に於ては出席議員不揃なれば目下出席の途中にある佛獨及ホーランドの監督等の到着する迄て議事を延期すべしと稱するものありたれどバイス四



世は務めて伊太利亞方の議員を刈集めて反對黨の到着によりて各自の多數を失はんことを恐れ可成迅速に討議に取りかゝるべしとされれば勅使は品級のサクラメント監督の権位の性質と區域とを討議せり是れら問題は討論長く且つ激烈なりきさて討論の要點に曰く監督なるものは本來長老の上にあるものなるや又其職權と權位は全く法王より依頼せられたるものにして自然的に法王に服従すべきものなるや又監督職は神より出たる制度にして法王の代理と云ふよりはむしろ法王と同級なるや此の長き討論の間に佛蘭西のカーデナル、ロレン監督十四人、修道院長三人、神學者十八人を率ひて千五百六十二年十一月十三日、ロレンに達したり新來の使節は三十四條の信仰箇條に改良を加ふることを要求し且つ教會彼の修道院の聖職等が聖職任命及罰則を履行せざる等の點に於て弊害を斥くことを要求ありたるのみならず邦語禮拜式を用ふること及兩種聖餐を行はんことを要求し又肖像禮拜、免罪券、巡禮遺物等に關する弊害と迷信を悉く防ぐことをも併せて會議に要求したり此の要求の件につきロレン自ら何れの點に賛成したるやとロレンに問者ありければ彼れ答て曰く其中幾分か不賛成なること

あれど之を提出することを肯せざりしならば其條項は一層嚴酷なるべきならんとは是等の要求に附てはロレンに於てもローマに於ても定まりたる決議を見ることなくして討議の數ヶ月長きに至れり

千五百六十三年三月二十二日勅使カーデナルゴンザガ死たれば佛蘭西黨はロレンを押して之に代らんと盡力したれど法王之を顧みずしてカーデナル、モロオンをして之に代らしめたり是れ彼をして會長たらしむるときは伊太利亞邦の説に都合よしと云ふを以てなりかゝる混雜のために殆ど十ヶ月空しく經過し千五百二十三年七月十五日に至り漸く第二十三回議事に取りかゝりし此の時制定したる教律は四章二十八條の教律より成り品級のサクラメントを論じてキリスト自から立ち賜ふ新約の犠牲的聖職なるものありキリスト教の品級極初より七級に分れたり品級はサクラメントなりかゝる品級は動かすべからざるものなり監督職は長老職の上に位す平信徒若し世俗の權利をもつものより召さるゝことは品級に登るに缺べからざる條件にあらず實に平信徒より召さるゝことは不法なり監督職は一切他のもの、干渉を受ずして法王の獨立權を以て任命するときは



合法なり宗教改革に關する十八章の教律も此の時の議場を通過せり之れは重に教會領地を所有して其地に在職せざるものを罰する事從來ラテン派の聖職養成所なりし神學校を設立する事等を載せしものなり

第二十四回議事は専ら婚姻のサクラメントを討論したり千五百六十三年十一月十一日十章十一條より成る教律を制定せり此の教律の内尤も重要な所は教會がレビ法律に記されたる禁令より以内の禁令を婚姻律に附加する權位を有すること又此禁令を省略することも教會の權内にあることを定めたり聖職の補助傳道士及獨身誓約の事も定めぬ斯る役員は合法的に婚姻を約することを得ずと云ふこと獨身は婚姻より起ること等なり會議は此と同事に通常の改革案をも通過して監督及カーテナル任職の準備を定られたり不當の昇進の弊害を防監督教區の會議は一年一回開くこと地方會は一年三回開く事を定め監督巡視の規則を定め大會堂の首牧及大學首牧の位に昇進する者の資格を定めたり

此の頃に至りては監督等の研究を要する重大なる問題は已に悉く研究したるを以て會議も總て之に關する者には厭倦を來したり最後の議事は千五百六十三年

十二月三日四日の兩日に開かれ鍊獄に關する煩瑣哲學の教義と聖靈に祈ることと之を崇拜すること又其の遺物のこと及肖像のこと等を注意周到なる言語を以て陳説したる教律を制定せり又此の議場に於て修道院會集者の懲戒とする規則を發する二十二章より成れる教律をも制定し宗教改革に關する二十一章よりなれる教律をも制定したり此の教律中尤も儉約なる家法を立てる事を命じ教會の財産を以て己等の親戚を富すべからずと命じ又總ての監督職は此會議の教律を受け入れ且公布する事決闘は嚴罪を以て禁止すること又法王の權位は倫理及懲戒律の改良に係はることに於て會議の律例によりて束縛せられざるものなること此議事の終りの日に於て赦罪券に關して曖昧なる教律を通過せり依之不正の利益を收むることを一切禁止し又之に次で弊害迷信等行はれ居る所あらば所在の監督たるもの其事實を調査して地方會に諮問し其討論を経たる後に最終の採決は之を法王に稟議することを命じたり食物の區別祝日斷食等を適當に守ることとを命じ又正式の命令書起草してさきに任命せられたる禁止書目のこと及公會問答の草案を作ること祈禱諸式文及式前の序文を修正することを調査する特



別委員は會議が此調査の結果を討議するは便利ならずと考へたるが故に是等報告を法王に呈して之を公布し又之を批准することを法王に一任したり正式の賛成及總ての異論に對し破門の決議を以て此に會議の最後の議事を閉會したり勅使は教律に賛成の記名調印をなすか若しくは教律に賛成の證明書を殘すことなくしてトレントを去る監督は何人に係らず之れを破門することを宣告して祝辭を以て會議を解散せり法王は議事を承認したる勅令を千五百六十四年一月廿六日に發布したり

斯て教律に記名調印したるもの總數二百五十五人此の外トレントに残りし使節等もありき千五百六十四年五月一日を以て教律施行の目的となすことを法王バィヤス四世の特別なる勅令を以て天下に公示せり此の教律はローマ教を奉ずる諸國に於ては勿論一般に受入れたれども之れを斥けたるものありき又懲戒律は佛蘭西の宗教律とせられたる事なし當時の文書に徴するにトレントの會議に於て伊太利亞人多數を制したるこそ法王の恐嚇とによりて公平なる決議をなす能はざりき證據十分なり右總會たる資格の最も重要なる點に於て缺たる所ありと云

ふべし伊太利亞の勢力偏派なりしことは次に示せる列席監督の比較數を見るときは明瞭なる事實なり伊太利亞監督百八十九人スベエン監督三十一人佛蘭西監督二十六人ギリシヤ派監督(名義的監督)六人ホルチスカル監督二人エルリヤ監督三人アイルランド監督三人ベルマン監督二人フレッシュヤ(ラランダ)監督二人ポランド監督二人フロシヤ監督一人モラビヤ監督一人英國監督二人なり斯多數を制したるイタリヤ監督等は議事進行中數人の法王より教授を受委任會評議の運轉好功を極公なる討議にかくる前に總ての問題は此の委員會の評議に於て充分なる下調をなしたるを以て此の非常の勢力がある多數のために對決議を左右せられたり

此の會議が後世に残したる教義上の結果を顧みれば改革前時代に行はれたる神學を盛んに討論したりと云ふよりは遙に大なる働をなしたるものなり此の議會に依りてローマ教に恢復したる者はコンスタンスとベールセルの決議によりてローマ教會が己に失ひたるもの若しくは正に失はんとしつゝあるものなり就中之は初めてローマ教會の教を一致せしめ整然たる成文をなさしめたるものなりされ



ども其懲戒律になれる決議を見るときは免罪券の賣捌を廢したることと神學校を設立する外有効なる働をなしたりと思はれず此の二つの中神學校設立の事は目下ローマ教會を全通して行はるゝ所の教義の一對を行ふたことに與りて全たかるものなりしかしながら前にも述べる如く宗教改革の成立したるは畢竟ジュネットの功にして其の勤勉不屈なること大なる結合間斷なき懲戒善行等は大宗に宗教上の弊害及惡評の減少を來したること其次の時代に現はれたる歴史上の事實に照して明なり

此の章にトレントの信條一名バエヤス四世の信條なるものを加へざれば終を全ふしたるものと云ふべからず是即ちローマ教會の信仰にしてトレントの會議が之を啓發したるものなり法王の命によりて千五百六十四年カーデナル會議の手によりて編纂せられたるものなり之は此の會議の議決に依りて制定したるローマ教會教義の實質を明に詳細に提要したるものなり之は諸教會の各聖職並に新教より諸教會に轉入したるものが皆遵奉すべきものにして法王を以て使徒長の位を次ぐ者又キリストの代理と認め之に服従することを誓約する者のなり

バイヤス四世の信條

- (1) 吾れ其堅き信仰を以て聖ローマ教會が用ふる所の此の信條の中にのせられたる事柄を凡て悉く信じ且告白す茲にニケヤ信經を載す
- (2) 我は堅固に使徒等より及教會よりの傳説を悉く承認し其外諸教會の諸式及憲法をも確認す
- (3) 我は聖なる母教會の承認する意義に於て聖書をも承認し聖書の誠なる意義と解釋を識別するは教會の權威に屬するものにして我は諸師父の一致せる解釋に異なる意義を以て聖書をとかす
- (4) 我は新約の七ツの sacrament は皆各誠なるもの正當なるものなることを告白し之れは我等の主キリストエスの立玉へるものにして人類のすくひに缺くべからざるものなりと認むされど總ての人に七ツともみな缺くべからずと云ふにあらす七ツとは洗禮按手禮聖餐式終油式聖品級式婚姻式是なり之の諸禮堅中信禮品舊級式は再ひ施すときは必ず神聖を瀆がすものなり我は又前記の sacrament を施すときに用ひるカドリク教會の儀式にして公認せられたるものを悉く



承認し且受用す

(5) 我は原罪と義とせらるゝことに付きトレントの聖なる會議に於て定義を與へ且宣告したるものを凡て悉く承認す

(6) 我は亦聖餐式の中に生人と死せる人のために捧げられたる道なる正當なる犠牲ありて神にさゝげたるものなることを告白す

聖餐の尤も聖なるサクラメントの中には信實に實質を以て供する所の吾等の主イエスキリストの靈魂と神性を備へたる體と血とあること又パンの實質は全く其體と變じ酒の實質は全く血に變ずること又此の變化をカドリク公會にて體質變化の教義と稱することを承認す

(7) 我は一種のみの聖餐にして全く充分にキリストを受け其サクラメントなるを告白す

(8) 我は確く煉獄のある事を信す又そこに止まる所の靈魂は忠者なる聖徒衆の祈によりて助を受ける事を信す又キリストと共活するもの、位ある所の聖徒等には尊敬と祈禱をうくべきものにして彼等は我等の爲に神に祈をさゝげをる事彼等

の遺物は尊敬すべきものなる事を信す

(9) 我は亦キリストの肖像及神の母にして始終變ることなく處女たりしもの、肖像及その他の諸聖徒等の肖像をも安置すべきものなるの相當なる榮譽と尊敬を之にさゝぐべきものなることも信す我は又確く赦罪券の功力あることはキリストより教會に與られたるものにして之れを用ひるときはキリスト教徒に極めて有益なる事を斷言す

(10) 我は使徒等よりの聖會ローマ教會を認めて天下の諸教會の母たり女王たるものとせんローマの監督即使徒たちの頭なる聖ペテロの位を即くものイエスキリストの代理たるものに實の服従を契約するものなり

(11) 我は又聖なる諸律令と諸總會より出て定義を與へられ公布せられたる一切のものを疑はずして受入告白す殊にトレントの聖なる會議より出たるものを受け容れて且告白す總て之らのものに反對したること及教會か認めて不正なりとして斥け教會より出したるものを我も又之れを不正なりとして斥け教會の中にあるべきものと思はず



(12) 我は今憚る所なく此の信仰を告白す其一に之を保ち之なければ誰も救はる、  
 あたはずと思ふことを告白せざれば我は我命の終迄神の助に依り確固不拔の信  
 仰を以て之を全く缺くる所なく信することを誓約す我は心を傾けて我等及び我  
 保護を受くる人々をして自から之を守らしめ且人にも教へ且傳へしむることを  
 務む以上我々自ら誓約する所なれば神よ我を助け賜ひ之等の神より出たる福音  
 よ我を助け玉へ

右十二條のバイヤス四世箇條に加ふべきもの猶二條あり其は我人と信仰を同  
 ふせる神父らが決議したるものなり即ち甲は千八百五十四年ローマに於て制定  
 せられたるものにして聖處女の奇蹟的降生を論したるもの左の如し

(13) 富福なる處女マリヤは全能なる神の特別なる特權により人類の救主キリス  
 キリストの救のために原罪の汚を悉く免れたるものなり又法王の無謬を論した  
 る定教にありて千八百七十年に公布せられたり

(14) ローマ法王は其法位の宣告たる過ちなく其職にありて語るべき即彼の無上な  
 る使徒的權位力により牧師の職務を行ひ又總ての信徒教師として信仰若くは

論理のことに定義を與ふるときは禍に陥ることなきものなり教會にかゝること  
 を興ふことは神たる贖主の聖旨なればなりさればローマ法王はかゝる定義を興  
 ふるときに於て之は改むべからざるものにして教會の一致を以てするも改むべ  
 からざるものなりと主張す



### 第十三章

#### ヘンリー八世時代の英國宗教改革

(自千五百九年至千五百四十七年)

我等はサキソン派スミス派宗教改革論者のことを久しく研究して専ら大陸諸國の歴史を論じたりしが今や轉じてイングランド及アイルランドに於ける宗教改革運動を論せんとする仰も大陸の宗教改革運動と英國の宗教改革運動とは之れを指導したる精神に於て兩者の間著しき相違あり大陸に於ては當時行はれたる弊害を改革せんとの企は歴史的教會の外に於て起りしが其結果は多數の分派を生じて之を統一する所の宗教的親和力を全く缺き是等は共に只教會を敵とする點に於ては一致せりと雖も彼等も亦互に相敵視せしものなりき然るに英國に於ては之れと異り宗教改革は教會の中に於て行はれたり英國の宗教改革論者が希望せしは新來の教會を立てんとにはあらず在來の古き教會を清めて之を改革せん

ことなりき十六世紀以來數百年間狂亂怒濤の宗教界に在りて英國教會の自治機關は更に變更することなかりき英國教會と云ふ名を見る時は自ら此事を知るに足るものありこればヘンリー八世時代よりも遙か以前に既に英國教會と唱へられヘンリー八世時代にも此名を以て稱せられ今日に至る迄依然として此名を以て稱へらるかく其名の終始變らざることば其生命の一貫したることを暗示するものにしてヘンリー八世が英國教會を創立したりなど云ふ人は自ら教會歴史中最も明白なる事實無知を告白すると同然なり中世紀時代に於て英國は西部歐羅巴の諸國と共に法皇の權威に服従したり此壓制を受けたる間英國は慷慨止むことなく教理の點に於ては最も善く法皇に服従したれども政治の點に於ては歐羅巴諸國中最も羅馬の教權に服従せざりしものなりされば一旦機會の到着するに及びてか忽ち此壓制の轆を脱して自由にならんとすの熱情を呼び起こしたるものにしてヘンリー八世の如きは只此大なる革命を始むるに當り神の聖手の中に在りし一種の器具たりしに外ならず抑英國に於ける宗教改革は大陸諸國に於けるものと二ツの重要なる點に於て相



違せり(一)英國は當時長引きたる蓋薇の戦亂方に局を結びヨーク、ランキャセルの  
 兩王家はヘンリー七世の下に相結合したるが爲めに鞏固なる中央政府を建て國  
 の統一共宜しきを得たるを以て内亂を醸して小邦分立の禍を來すことなく國王  
 國會國民共に一致の運動をなしたりしが故に従來法王の掌中に在りし宗教の權  
 威は全く王家の所有に歸したり(二)英國に於ては政治の運動宗教の運動よりも先  
 きだちければ政治上の變亂ありて後長き年月を経て教理及祈禱式文の標準を變  
 革する運動始まり其れより漸次に局を結びたるものなり然るにゼルマンスキス  
 に於ては宗教上の變革先づ起り然る後に政治上の變革に及ぼし遂に大陸諸國を  
 して其中心より震動せしめ之れが爲めに歐羅巴の地圖を再成するの結果を生じ  
 たり  
 英國に於ける宗教改革を醸成したる元動力は是より先き既に其運動を始めたる  
 ものにして種々の形成に於て現はれたりと雖も之れを概括すれば三つの大なる  
 原因ありと云ふ可し第一は羅馬法皇の狂暴と罪惡と專制によりて不信任と嫌忌  
 の感情を惹起したること、第二は宗教改革時代の直ぐ前なりし文藝復興時代の法王

等に對して殊に著しかりき第三は英國大學に於て敬虔と智識の標準比較的に高  
 かりしこと就中エラスマスによりて傳播せられたる文學趣味と宗教改革の精神  
 とに感染したる學生に於ては此現象著しかりき第三は英國に於てルーテル派の  
 小冊子を社會に發布したるは直接に及ぼしたる威勢なりとすこれらの小冊子中  
 千五百三十年頃にも早くも英國に到着したるものありき此外猶英國に出版せられ  
 たるもの或は大陸より來りたる出版物ありて之と同然の結果を生じたり以上三  
 の原因中第一は自然に王家の方面に其力を現はしたりもどより平民の中にも此  
 に感染したる者少からざりき此人々は法王の最上權を放棄することに於て何の  
 憚る所なかりしと雖中世紀教會に改良を加ふべき所何もあらずと思ひ居れり第  
 二の原因は重に大學に因みあるものにして専門學士等の中思慮ありて稍熱心な  
 るものは之れによりて動かされたり即彼等は煩瑣哲學に厭倦を來して今や將に  
 聖書と古代祖師等を研究することに心を傾けんとしつゝ、ありたればなり又第三  
 の原因はローアの共和主義とヒリツプの自由思想とに感染したる人々の中に  
 現はれたりこれらは社會と教會とに一層急激なる改革を施さざる可からずと主



張せりさればこれらの三の力は其應用に於て互に相衝突しつ、其中より所謂英國改革教會なる複雑なる組織體現はれたり抑新教會の歴史は爾來幾多の變遷を経て生活と精神の種々なる要素の働きを現はしたれども其應用せられたる關係に於て誤れる點多かりしにも拘はらず依然として其全體の一致を保ちたりキリスト教會と國立教會なるものは政治上に於ても宗教上に於ても外國の主權に服従す可きものにあらすと云ふ主義を標準として英國の宗教改革者は其事業を經營せり然れどもこれらの改革者等は教會歴史の連續を保存することにより又其聖職の位階を完全に守ることにより又大古の祈禱式文を遵奉することにより又信仰上の思想感念をば無數の傳説を以て保存し現在と過去の連鎖を確固不拔に結合することによりて近世の教會と中世の教會とは全く同一なることを示したり加之宗教改革者等は公に知識と道理の力に訴へ各個教會員の良心にも訴へ神に於ける個人的信仰と天より下れる新らしき人なるキリストの個人的交際を確認し各自が眞實なる基礎を確に識認する批評的能力を附與せらる、權利あることを主張し斯くて知識の發達と人類及社會の進歩的運動とは宗教の復活に

連結するものなることを示したり  
 改革を要す可き事物は一般世人の識認する所よりも少かりしとは云ふ可からず  
 先づ第一に改革の呼聲高まりたるは憲法運用上の弊害なりき此中には英國教會  
 監督が其任地に在職せざるることなごもありき英國の王達に奉事する職務の中に  
 は往々外國人を就任せしめて其外國人等は其教區に來臨すること會てあること  
 なくして其豐饒なる收入を滞りなく領收するものありき英國人中にも朝廷に奉  
 事する政治家及海外に使節たるもの教會の所屬の領地より收入を受くる者多く  
 ありたり教會領地併有の弊も此中已に絶頂に達しカンターベリー州の聖職中に  
 は十二教區の多きを併有して猶其上法王より特許を受け得たる更に多くの教區  
 を併有する權利を持てるものありたり法王は此教區併有を以て其配下の役員を  
 賞與するに最も便利なる方法と思惟したるを以てヘンリー八世の辭世の末項に  
 至るまで其弊害の減ずるを見る能はざりき都合の收入を修道院に移すことも  
 と同様の弊害なりこれは修道院より一人の聖職を其教區に出して會員の靈性的  
 教育をなす代りに其教區の收入を其修道院に領收するものなりき時移るに及び



て修道院は靈性上の世話を爲すよりも却て其教區の收入を集むることをのみ心  
 掛け居ること明になり修道院若くは大學校附屬の教區よりも凶惡に沈みたるこ  
 ころは外に見る能はざる程なりき  
 されど教義上の誤謬も亦均しく改革を要したり煉獄のことを教ふる爲めに聖書  
 に記されたる陰府の事を顧みざるに至れり然らざれば之れを以て滞在日の長短  
 にかはりある陰府の如きものなりとなし此長短は煉獄にある靈魂の爲祈禱を捧  
 げんこと多ければ短く少ければ長しと教へ此祈禱は勿論只金錢の多少によるも  
 のなり抑もルーテルの怒を甚だしく惹起せしめたるは此教義上の誤謬のみにあ  
 り之れを以てゼルマンに於ては宗教改革の端緒此問題によりて開かれたりと云  
 へり私の祈禱も亦金錢を以て買買するを得たるものにして此世に於て金を獻す  
 ること最も多きものは煉獄に於て己が愛する者の苦を除くに於て最も善き機會  
 を有するものとせられき又一種聖餐の習慣は殆ど西部教會一般に行はれたり之  
 は左の如き二の理由によるものと唱へられたり第一は一種を以て聖餐を受くる  
 も聖餐の賜を完全に受くるに於て其効力充分なりと云ふこと第二は平信徒に聖

杯を與へざる時は恐敬の念を起さしむる助となること此聖餐を改革するこ  
 とは大陸の改革者等が第一に要求したる所にしてポヘミヤに於ける教會はルー  
 テルが此事を主張したる長き以前に此權利を棄つることを固く拒みたりヘンリ  
 八世の崩するに及て兩種聖餐の古代習慣は再び用ゐらるゝに至れりメリー女  
 王のとき少時の反動ありたる外爾來英國教會に於て固く守られたり  
 最後に人々の廢止せんことを求めたる迷信の行英國教會の内にありたり是即  
 ち救罪券のこと肖像禮拜のこと巡禮のこと聖日の數を増加すること一般聖徒に  
 告禱すること就中マリヤに告禱すること等なりき以上列擧したる習慣は南部歐  
 羅巴より輸入せられたるものなるが故に想像的傾向の人々には其宗教的本能に  
 適應したるも冷淡にして感覺を受け易からざる英國人士には決して感染せざり  
 き此事が人民全體の上に感勢ありたるものは重にノルマンフレンチ血統より出  
 でたる英國人なり歐羅巴に於けるキリスト教會の内に感情的要素は大概ラテン  
 民族より起りたるものにして冷血的アングロサクソンはかゝる感情を歓迎する  
 者少かりき



以上の如き弊害に反對して折々目立ちたる攻撃の聲を聞くことありたれども就中最も有力にして最も人を動かしたるものはロンドン市長の子なるジョン・コンソットの聲なりしならんか此人は千四百六十六年都の中に生れ千五百十九年九月十六日に死せり千四百九十年オックスホルドに於て學位を得以太利亞に行てプラトー、ピツユー、フエッチノー等の著作を研究したりしが特に聖書を研究したりそれよりオックスホルドに歸り彼は新文學と宗教改革のことに熱心銳意したり千四百九十七年オックスホルドに於て聖パウロ書等の講義を公演したり此講義の有様は恰も己の友人より來れる書簡を解くが如く常識的に其意味を解き示しければ其書簡に新鮮なる趣味と命の力を與へたるが故に聴衆は耳新しく感じ長く當時の人心を支配したる乾燥無味なる煩瑣哲學を倦怠して直接に聖書を研究するの精神を惹起せり是れ即ちコレットの本望なり實にコレットの此講義は此大學の神學に一新生面を開きたりされど此大膽なる改革論者は教義より論理に移りたり彼思へらく清徳を離れたる學識は何の價もあることなしと彼又聖職の倫理の標準の卑きとを攻撃したり千五百十一年聖パウロ大會堂に於てなしたる説教は

其大意左の如し彼先づ聖職の罪を鳴らして曰く彼等は徒らに昇級を願ひ驕慢なる風采をのみ養成せんとするものなり彼等は世俗的に賢く華美を好みて貪欲に流れ居ること教會領地併有と蓄財にのみ留意することに於て知らるゝなりコレットは次に彼等が俗事に餘り多くの時を費すが爲めに牧養の職務を荒廢することを叱責したり然れども彼主張して曰く改革は上より始まり漸次に下に及ぼさるべからず彼等は資格不充分なる人々を聖職に任せることを戒めざる可からず彼等は職を賣ること、近親に利益を壟斷すること、を避けざる可からず且つ總てのことに於て聖職及信徒の模範たるべきものなり任地に在職せざることは宜しからずそれ聖職は凡て其教區内に住居すべきものなれば況や監督たるもの一層其職務に注意すべき筈なり榮耀榮華の生活は警戒せざる可からず加之修道士等は通常の聖職よりもよしとする所なし彼等の修道院は嚴密なる検査を行はざる可からず其内に住居する者の生活及道德は看守を怠る可からず若し聖職だにかゝる改革をなし始めなば平信徒は其模範に倣ふ可しかくせば人々は眞に教會を敬ひ從て教會は其自由を得べし云々かゝる大膽の説教は只改革の必要な



ることを叫び居れる折柄なるが故に其光を放ち得たるものにしてコレットは英國に於けるキリスト教會を永續せしむるにはかゝる改革の必要缺く可からざることを感じたる當時の最もよき精神を自ら發言したるものに外ならずコレットはロンドンの聖パウロ大會堂の牧師に任せられたりこゝに彼がなしたる最大の改革は毎週説教と三週間毎に聖書講義をなすことを初めたるにあり彼が密室懺悔と聖職の獨身に不賛成の聲をあげたることは少しく上位者より迫害を受けたりさればイラスマス、モーア、コレット大なるオックスホルド改革論者と稱せられたる三角同盟を作りたり此人々は英國の宗教改革を速めたり現今の公會的基礎の上に置きたるの功他の何人も及ばざる程大なりき

以上は緒言なれば之れより進んで英國王家と羅馬法皇と分裂を生じたる近因を講究す可し此近因は十六世紀の始に溯るべきものなりヘンリー七世の長男なるアルサ親王は年十八歳なれども千五百一年十一月十四日にアラブンの王フアチナンドに第四女キャセリンを入れて妃となし翌年四月アルサ薨じて嗣なし父ヘンリーはスペインより來りし嫁が多額の持參金を持って本國に歸ることを欲せず

法皇ジュリヤス二世の特別勅裁を得て千五百三年十二月廿六日キャセリンを他の王子の妃と爲せり是れ即ち未來のヘンリー八世にして此年僅に十一歳なりき但しキャセリンは十八歳なりきかゝる婚姻は禁制條項に當るものなりければ如何なる事情あるにもせよこは果して合法なる可きやと云ふことにつき議論喧し大學者オルホムの如きは自ら大膽にも之れを非難せり遂に法王はかゝる特別勅裁を與ふるの權利あるものと決議して婚姻式を擧げたりヘンリーは千五百九年四月廿一日其父に繼ぎて即位し其年六月三日キャセリンと婚姻を結び夫婦の間柄は畢竟不和勝なりしかども其初期の間は幸福なる年を送りしこと明かなりキャセリンは其頃甚だ愛嬌ありて才藝頗る秀でエラスマスが千五百十八年此人を評して彼女は博學の奇跡なりと云ひしに徴しても知らるゝなり彼女がヘンリーに對する愛情は終り迄眞實なりきされども家庭風波の妖雲は早くも慘憺たる形狀を呈したり五年間に五人の子供を産みたりしが各生れて直に死するか又は僅か數ヶ月にして死せり之れに次ぎて王女メリー生れたり此れ即ち未來のチエードル女王なりそれより二年を経て第七子生れたれどもこれ亦女子にして襁褓の



中に死し王と國人とは痛く之れを嘆き悲みたりさればヘンリーは未だ男性の嗣子を有せずキヤセリンによりて一人を得ることは到底望みなきものと考へられたり今や彼女は次第に王に嫌はれ王は此頃より彼女と共に居らざるに至れり他の方角に其情慾を向くるに至りぬ彼が第一の愛妾は當代一流の美人なるエルサベスにして彼はこれによりて一男子を擧げたり是れ即ち向年リッチモンド及ソマセットの侯爵に封せられたる人にして若し其母が正當の皇后なりしならば彼は父に次ぎて王位に昇るべきものなりき

ヘンリーは次にキヤセリンを除く謀を廻らせり其謀は王が其兄の寡婦と婚姻したること果たして合法なるべきやと世人が疑を懐きたるによりて一層喧しくなり又皇女メリーを佛國王子の中の一人に結婚せしめんと交渉中なりしに佛國のカーデナルはキヤセリンをヘンリーに嫁せしめたるは法王の專斷に出でしものにして越權の所置なりと稱し又此婚姻は神の律に照しても教會の律に照しても無功なるものなりメリー内親王は合法的王女にあらずと稱して之に反對したり此間に又一人の人物現はれたり是即ちアンブリンなり彼女はキヤセリン一妃

にして千五百廿七年頃にヘンリーより求婚の申込を受けたるもの、如し彼女は人情として皇后の位に上ることを喜びをり又ヘンリーとの間に取交したる手紙に徴するに彼女が全力を盡して離婚の手續を早めんと企てたりしこと明かなり今やヘンリーは此場合に如何なる處置を爲さば最も可ならんかにつき其首相に相談したり我等は進んで離婚のことを研究するに先ち英國大政事家の隨一なるカーデナルトーマスウルジの官吏的傳記を研究すべし

彼は千四百七十一年三月エツプスウエツチに生れ貧き人の子なりしかぞオツクスホルド大學に入學する方法を求め拔でられて同大學中のマグダレン大學校々員兼會計に任せられたりウルジの名が世に現はれたるは四十歳のときリンドン副牧師の職を奉じたるにあり是即ち一千五百九年ヘンリー即位の第一年なりとすそれより六ヶ月を経てヘンリーはウルジを拔で、貧民救濟使に任じ累進甚だ速にして千五百十四年ヨルクの大學監督となれり千五百十五年十二月廿二日宮中顧問官となりて其極に達したりと云ふ可し此日附より三ヶ月前に法皇はウルジをカーデナルに任じたるを以て此時の彼が政治上の官職は現



今の内閣首相に相當するが故に彼に取りては榮譽の極と云ふ可しヘンリーは此の顧問官に信任するを以て安全且つ便宜と考へたれば政府の重大なる事務は大抵ウルジに歸したりされどウルジは教會に於ても國家に於ても思ひのまゝに萬事行ひ得たるにはあらず此チウドル王は屢私意を強行して其顧問官をして其位の王位の次にあるを感せしめウルジが最も希望する所の計畫は大概王の爲めに防げらるゝを見たり

ウルジは英國に於て宗教改革の起ること近きにあるを知リスベエンのカーデナル、キシメテスの思想に則とりて改革の法案を立てたり即左の如き七ツの重大なる個條なり大學に新しき講座を設け聖職教育の程度を高くすること聖職と修道士を一般に調査して其道徳を守らしめ義務を履行せしむること大なる町々に監督教區を新設することルーテル主義に侵されたる教師の大陸より輸入することに反對すること熱情的改革者等に可成寛大を示すこと希臘語の研究によりて神學を勵ますことは是等の改革を實行する爲めに法皇と王より充分なる權位を受くることは是即此大なるカーデナルが基樸宏大にして政治家らしき改革案にして彼

れ若し之を行ふことを許されたりしならば英國の宗教改革は歴史に現はれたるものと相違なる進路をとりしならんと思はる千五百十三年ウルジはリンコルンの監督となり其翌年ヨルクに空位を生じたるによりヘンリーの求に應じてレオ十世はウルジを昇位せしめて其高位を授けたりウルジは兼て提出したる改革案の一を實行せんがため自ら修道院の調査に着手せんと欲しカーデナルにして法王の勅使を兼任せんことを法王に建議したりされどもレオはが、る權力を與ふるは英國に於ける法王の權力に危害を加ふるのみと考へて此請求を用ひざりきレオは其代りとして伊太利人カンベンジオをだて勅使とせりレオ思らく此人ならば以て英國に於ける法王の勢力を維持するに足らんとされど法王はウルジを以て同役勅使となし千五百十九年に至り遂に充分なる勅使の職權を與へたり此任命あるや否やウルジは直に會議をウニストミニスターに開き會て提出したる調査の件を聖職に知らしめたり案の如く此提出案は賛成反對交も起りしが修道院派就中オウガステニヤン派の如きは甚だしく其權利と思はるゝ所に進入せらるゝことを拒み只外國の教權を國內に引入るゝの罪に處せらるゝ



ことを恐るゝが故に之に屈服したりウルジ―は次にオックスホルド大學の教授を改良することを企てあり又加ふるに七つの講座を新設したるに加へてギリシヤ語の研究を一層普及せしめたり彼は法王の勅裁を得てオックスホルド大學中にクライスト大學校を新設し之を以て彼が一世の大紀念碑となさんことを望みたり是れ決して卑むべき功名心に驅られてかゝる慈善事業をなしたるにあらず後世の爲めに智識的・道義的恩恵を殘さんが爲にしてウルジ―の創業に連結したる貴き名を見るときは自然に彼が目的の悉く賞賛するの價値あるを唱ふるに足るウルジ―はオックスホルドに學生を供給せんが爲め其郷里エツプスウエツチに男子の高等學校を起したりロンドンに於ける法律學校及醫學學校の新設せられたるは重にウルジ―の寛仁なる助力と其廣量なる政治家的才能によるものなり異論説に付てはウルジ―は極めて寛大にして公共の安寧を計れり彼れは凡てかゝることに對する告訴の審問を一手に掌握したり僞説を抱くものに對する告訴を除き寛大にしたりとて現著なる聖職等より非難の請願を受けたること少なからずと雖此顧問官思らくかゝる説は威力を以て鎮壓し得らるゝものにあらずと

ヘンリーの著作にかゝるルーテル攻撃の一書はウルジ―之に賛成する能はざりしと雖もヘンリーが其書をレオ十世に呈し法王が信仰の守護者たる名稱をヘンリーに與へたるときにはウルジ―は敢て此書に反對することをなさざりきされどルーテルが苦しき反對説をヘンリーに與へられたるときにウルジ―思へらくルーテル主義の書物を輸入することを禁ずるとき已に到來せりとウルジ―は異論の書物を焼くことと異論者を焼殺すこととは相異なるものなるを認識せり千五百廿三年四月七日ウルジ―は聖職及平信徒の中に猶一段の改革をなさんがためにカンタベリーとヨルクの兩會議を一つになさんがために聖パウロ大會堂に宗教會議を召集せりされどヨルクの聖職等の反對ありしがために彼の盡力は一時成功せざりき此聖職等は大胆なるウルジ―が計畫せる改革案は如何なるものならんかとの恐慌を抱きたりしが改革家の常としてウルジ―は時世より一歩進みおれり且格別に此折柄には全く進をりしかば其法案を實行するの功を奏するの妨げとなりぬ此時ウルジ―に同情を寄するもの、少しくありたるを以て彼を法王の位に昇らせんと望を抱かしめたるもありき此こともしならば其宿論



たる改革を成功するに都合よかりしならんされど二回彼は英王チャレス五世及  
 佛王フランシス二世の如き大なる賛成者ありたりと雖法王の位は到底英國宮中顧  
 問官の手に落べきものにあらざりき彼が法王の位に尤も近づき来るは千五百二  
 十七年頃法王の副統官に任せられたるにありローマは未だ曾て英國を以て聖ペテ  
 ロの位を次ぐ者を出す國とするに達したることなかりき  
 さて此日附(千五百二十七年)に至り我等は再び離婚問題を講究する順序に到達せ  
 り是れはウルジーが此事に付著しき運動をなしたるを以てなりヘンリーはアン  
 フリンと結婚せんことを決心するや否やキャセリンと合法的離婚を行はんとす  
 るには如何なる方法を用ひて尤も便宜なるべきやを其首將に相談に及たりウル  
 ジーは未だ曾てかゝる行ひをなさんことを王ヘンリーに勧誘したることなく今  
 や斷然ヘンリーとキャセリンの婚姻が合法なりしや否を自ら決斷することを拒  
 みて神の立法にも民法にも精通したる博學の人々を召して此事を諮問せんこと  
 を王に求めたりウルジー其中此事を討議せんがために神學者會議をウエストミ  
 ンターに召集せりされど神學者等は一つの答もなさずして自ら散會せり監督等

は可成本國より此責任を逃れんとの考へを以て普くキリスト教諸國の大學に此  
 決議をなさしむべしと王に奏上せりされどヘンリーは先本國の大學教師等が此  
 事に賛成すまじとの見込ありたれば此上奏に従はずして法王の助を求むること  
 に決心せりされば彼らはクレメントに訴へて一筆を以て此婚姻を合法なりと宣  
 告したるに同じ權位(ジュリヤス二世)なれば又此權位を以て(クレメント七世)之を不  
 法なりと宣告し玉へと云へり此事に付ヘンリーとクレメント七世の間に初て文  
 書を往復したるは千五百廿七年の秋なりしが夫れより六年の長きに亘りて殆ど  
 交渉止むときなかりき抑此交渉は密計私欲的偽善表裏の如き複雑極る綱に似た  
 る者なれば我ら宜しく其詳細を省略して可なりヘンリーがローマに送りたる辨  
 理公使は二ツの文書に王の調印を求めんとしたり其一ツはウルジーに於て與へ  
 て此離婚問題を英國に於て審問せしむること他の一ツは若し離婚の許可を與へ  
 らるゝに至らば王は新しく婚姻することを許さること前後二ツの婚姻により  
 て生じたる子女は皆合法なることを宣告する條件をも附帶したり法王はキャセ  
 リンの娼なるチャールス五世を不俱載天の仇敵とするをも願みず此二ツの文書



に調印せり次て法王はヘンリーとキャセリンの婚姻を取消し又此事に關係しては將來如何なる訴をもなすことも禁すべしと云ふ無禮なる請求をうけたれどもクレメントは英國使節等の恐嚇勸誘を共に除けて此事を許可するを拒みたりこれクレメントにとりて頗ぶる多とするに足るされど不幸にも法王はヘンリーに左の如き忠告をなせり若し王の良心だに之を許さば婚姻をなさずして外の妻を娶り然る後此の事に付てウルジの宣告を求むべしと是なり法王は二ツの陥井の間に立てり何れに決するもヘンリーを敵とするか皇帝を敵とするかに陥らざるべからず彼れは實にキリスト教諸國のためにキャソリンが墓に下りおらば能かりしものをと云へりさなど大膽にして純忠なる皇后は死したることによりて此事件を容易く落着せしむることを拒みたれば彌法庭へ持出して審問をうくることとなれりウルジとキャンベシヲ方は裁判官として此訴をさくべしとの任命をうけたり彼らは先づ皇后の審問に取かりしか皇后は調訂せんことを求め給へりヘンリーは兼てローマに於ける其使節に内意を傳へて己もキャセリンも永世不犯の誓約をなすべしと云へりされどかく彼の女と離別するを得ば法王よ

り其の誓約の解除をも得べしとの意をも含ませたりキャセリンも一様の誓約をなして修道院に退院すべしとの命を傳へたりされば此の高尙なる女はかゝることをなすは其娘メリーに對する義務を怠慢にするの罪に當るべければとて之を拒めり王は茲に於て此事件を普く國民に宣言してキャセリンによりて男性の嗣子を得ざることを理由として離婚の正當なることを主張せりかくて千五百廿九年五月三十一日王命を以て法王の勅使裁判官は法庭を開くことなれり法庭呼出人英國王ヘンリー出庭せよと呼はりければ王は茲と答へ玉へりされど愛國心あるものは此召喚は外國の法權に服従することを示すものなること勅使の資格より論ずるも明了なる事實なれば法庭に出席して之を聞き耻辱の念を起しめるに相違なからん然るに呼出人が同様の口上を以て皇后を呼出したるときには彼の女は室内の遙か向にありし皇后の座より立て王の玉座の前に跪き其の英語は覺束なき音調なれども人を感せしむるが如く王に向つて公平の判断を求めたり彼はすでに二十年以上の王の妻たり又七人の子女の母たりし事實に基き正當なる皇后なることを明言し又王が彼女を娶しときは純粹なる處女なりし事を明言せり



右にて此の年月間に何か不貞不義なる處行ありしこと明ならば耻辱を蒙りて離別すると又其願なりと雖もかゝることありしならば宜しく其夫の手より公平の處置を受くべきものなり彼の爲めには彼の女は敵味方の差別なく彼が愛せし總ての人を愛したり然るに今は彼の女の訴訟事件は彼の女の敵の手に掛りさればスベエンに於ける彼女の朋友の意見を徴するまでは一切此公判に關係すること能すと云ひ放てり其事終りて茲に淑徳ありて其精神高く上るキヤステリアン皇后は其良心に正しき道をふみつゝあることを感ずるが故に其前より立上りて其席には歸らずして從者に伴はれて法庭を退き去り又斯る高尚なる舉動と然も斯る持節なる自重は王の狂暴なる心情をも動かしたりそは王自ら左の如く云て彼女の爲めに辨疏したればなり曰今は皇后退きたれば我れは彼女の不在なる處に於て詳に明言せん彼女が吾に對して從順にして温和なりしことは妻として此より以上の徳を望み得べからず彼女は其位に相當せる婦人の淑徳を悉く有し且つ是より卑き位の者としても充分の淑徳あり彼女は其境遇に照して明なるが如く高貴なる生立ちの婦人なりと其瞬間にヘンリーは其皇后のために自から誇稱する

者の如くなりしが此の誇は他の一人の女が彼に施したる艶聞の快味と競争すべくもあらず彼は此の力によりて彼が今將に牧師たらんとしつゝある眞實にして淑徳ある妻の靴をさるに足らざることを自ら學ばんとするなり  
離婚事件の進行は兎角擄取すして長びくのみなりしが之等證據を求めたる一點はアルサー新王が果してキヤセリンと婚姻を實行したりしや又妻と云ふは只名ののみなりしやと云ふことなりき前項に述べたる如く皇后はヘンリーに嫁きたるときに處女なりしことを證明したり此の點によりて此等婚姻の不法なりし事を宗教律に照して處分するの力あるものなれば王は此の證言の後證なることを證明せんと企て大監督ウオルハムは離婚の如き勅令をクレメントは發したるによりて一層深くなり又王とキヤセリンと離婚事件落着する迄は王は他の女と婚姻若くは同様することを禁ず云々さればヘンリーは已を得ず二年以前に勸告せられたる方針を用ゆることを決心し歐洲諸大學に諮尋せんとて離婚の合法なるに付て其説を左右したる博士たちを勸誘してヘンリーに賛成せしむるに要する金を充分に用意して夫々使節を派遣したりイタリヤフランス及ゼルマンの重なる



諸大學は總て此尋問を受凡其半數はヘンリーに賛成し其他はキャセリンに賛成せり本國に於てはヲクスホルド、ケンブリッヂの兩大學に諮問せりケンブリッヂの博士等は克蘭コーによりて充分の壓力を加へられたれば此大學は既に離婚に同意を表したりされどオクスホルドは良心權を容易に曲げずして大膽に獨立の意見を主張したり此の反對説は殊に若年の教授たちの内に盛なりしが王は斯の同意したりしがフイツシャ、もリツドレーも此の説に反對しウルジも此の説に強く反對説に賛成せりウルジは可成自白し此の裁判に關係せざらんことを確め全力を盡して其後勅使カンピシオに責任を負せたりウルジは今や極めて難關に差か、れり一方に於ては王の大臣顧問官たり又一方に於ては裁判官の一人として公平に此の事を裁決するは其の女の一大事なるべき役目にありたればなりされど此の事突然中止となり上告の正式なる告訴狀に皇帝チャレス五世の副書したるものを受取りたるが故なりカンピシオは法王の勅命によりて裁判を一千五百二十九年七月廿三日より十月一日迄で延期せり今やキャセリンの訴訟事件はローマに移され勅使は間もなくローマに出發せり此時より後法王とヘン

リーとの間に親愛なる交通は一切斷絶したり此確報は千五百三十年三月七日付を以て左の無禮なる青年教授等に叱責の一書と與へて博士有徳賢明なる先輩の高説に抗議して獨りに服従の義務を怠るは不都合なる由を訓戒せりされど若きオクスホルドは王の恐喝にも僻易せずして飽迄抵抗せり於てヘンリーは巧妙なる策略をめぐらし甘言を以て彼等を悟し遂に本國に於ける兩大學をして已に賛成せしむるの効を奏したり王の望はこれに達するを得たれば目下の提案たる離婚問題の合法なるや否やと云ふことはかくも曖昧なるに王は自由に行働すべしと感じたりされど正式にキャセリンと離婚するに先だつこと尙二年なるにアンブリーンは王の寵妃が常に生活すると全く同様なる状態を以て王宮に生活せり博學なる多くの人々がかくも互に説を異意する重大問題をば已に落着したるもの、如く考へ之に依りてキャセリンをして君側を去らしめ自から其位を専領するに足るもの、如く横着破廉恥の舉動と云ふべし王と法王との關係破裂したるにも拘はらずヘンリーは千五百三十年の間に於て最後の盡力を書しクレメントに請願して充分なる裁判官を任命して英國に於て



彼とキャセリンの間を裁判せしめ玉へと云へり此のことに付て佛國フランシス二世より英國の請願を容るゝことを法王に依頼するが如き勢力をも示したれば法王は斷然此の委任を與ることを拒みたり其理由は皇后已に法王に上告したれば皇后のために公平なる處置をなさんとせば法王自から此訴へを聞かざるべからずと云ふにあり千五百三十一年一月五日クレメントが勅令を發し如何なる人も如何なる法庭もヘンリーとキャセリンの離婚を裁判することを禁じたり之即離婚を賛成したる諸大學の處置を妨げたるものなり法王は更に進でヘンリーとアンブリーシとの結婚を禁じヘンリーとキャセリンとローマに來りて法王に相通知すべしと命じたり然るに此の事件は法王の權位を以て左右する能はざるの形勢已に成りたりき此の年一千五百三十一年の始め頃に王と皇后の間に最後の離別行はれたりしなり過ぐる長年間彼等は多小同じ宮殿の中に住居し卓を同して食し折々は兩々相携て公衆の前に現れたりき然るに今やヘンリー二十二年間彼に其實なりし正當にして忠貞なる妻を放逐して其寵妃アンボリーンをして之に代らしめんと決心し千五百廿一年七月十四日ウインズルに於てキャセリンと最後

の離別をなせりヘンリーは爾來再びキャセリンを見ざりき彼女は最初はウトボルドシヤイアのモリアに移り其後ベッドホルドシヤイアのアンフトヘルに移りそこに晩年を送れり千五百三十二年九月に於てヘンリーはアンブリーシを侯爵夫人に列し千五百三十三年一月二十五日彼の女が將に母とならんとするを見て若し男子を得ば王位の正當嗣子となさんことを願へり少數の貴族及令夫人等の前に於て彼の女と結婚せる兩人の間に生られたるものはイリサベス一人にして其年の九月七日に出産せり  
 ウオルジに次て猶數言を費せば足れり勅使としての權限を越へたるか故にリチャード二世の時制定せられたる外國の法權を切りに國內に侵入せしむるものを罰する法律に觸れたりこの建議は其良心をして王に變ると能ざる故は硬骨の忠臣を亡ほさんとのヘンリーが口實に外ならずエドワード三世(千三百四十三年)の時代に聖職補缺の法律を制定したりしが之は英國教會に於る聖職空位を補ふ權位を與へたるものなりき此の場合には之を特命するものは王のなすべき定めなりき然るに此の法律は法王に上告するによりて屢犯されたり猶是れリチャード



ド二世は外國法權亂入の法律を制定し凡そ英國の臣民たるものは王權に服せずして法王に上告するときには國事犯を以て論ずることせりウルジが法王の勅使として離婚事件を英國よりローマに移すことを賛成したるは此の罪に該當するものと認めらるるされど之は何れの點より觀察するもヘンリーが公平を失ひたるものと認むるの外なし其のヘンリーは已に其顧問官に與るに勅使として行動するの權を以てし離婚事件を辯論せんが爲めに自から其法庭に出席することに依りて其の法庭の勅使裁判官たる權位有功なることを認めたるものなればなり加るに此の裁判を法王の手に移したるはオルジの所行にあらずしてクレメントの所行なりき斯れウルジは高尚にも勅使たることを評されたる人其のヘンリー王君の勅評に出たることを辯論することを思ひ止まりて自ら王の足下に伏して只管仁慈公平の沙汰を歎願せりヘンリーは其忠臣なる大臣が斯く賓客なる服従をなせるを其所有物を一錢の銅貨一枚の毛布に至る迄沒收しオクスホルド、エツプスウエツチの大學をも沒收したり然る後此の貶せられたる顧問官に對し免の宣告を與へ其所有原と收入の少部分を返し與へたり爾後の出來事に徴して

考るにヘンリーは其貶せられたる大臣が修道院の資本金を他宗教と教育の目的に濫用したるものは自ら其分配に與らざりし角を以てウルジがなしたる他の何れの不忠なる專横の行にまさりて公衆を憤らしめたるを知べし千五百二十九年九月の頃に至りヘンリーの逆鱗絶頂に達しウルジは夫れよりエツシヤに退くことを命せられ次年の春にヨルクに北行せり此處に彼れは間も無く國事犯の嫌疑を以て拘留せられたり痼病と心臓の破裂を以て死去したるを以つて幸に斷頭臺の耻辱を免るゝを得たり彼れは一千五百三十二年十一月廿九日リセスター修道院に逝去せり行年殆ど六十年に近き英國が産出したる最大なる政治家の一人は斯の如く死にたり品性は多の歴史家によりて淺ましく誹謗せられたりそは眞實のウルジが世に知られたるは近年彼が職務上の記録を公にせられたるより始めて明になりたればなり彼が功名心ありしことは誰も然らずと云ふものなからんか、流血の時代に當りて彼が爲したる公共的行爲の中一として不正若くは流血の汚點を残したるものなかりき且彼が政府に溫和にして人道に叶ひたるは彼れより先きなるものに比するも彼より後なるものに比するも共に並ぶも



のなき程著しく彼が權力を集中したるは彼が大事業を爲すに必要なりき不幸にも彼が殘したる模範は之を彼より弱き繼續者の手に於て行ふときは有害なるものと知られたり彼が最大の過失は法王權を以て英國の自由なる人民を壓制せんと企てたりき彼若し時機を待ちて事を爲し輿論の發達を待ちて彼が政事家らしき計畫を實行するの助となすは更に善事なるを知りたらんには彼遂ひに其目的を達するを得たりしならんウルジの死後數年を出でずして離婚の事件に關係ある二人の著しき婦人死せり即キヤセリンとアンなり彼等が末路に就き簡略なる記事を示さん此の悲むべき恥べき談話の局を結びし離婚の事定て後數週日を経て皇后キヤセリンを召喚して王よりの特別の勅命を傳てて樞密顧問府の醫者を遣せり彼女は最初此の勅使を受る事を拒みしがついに其勅命を聞事を承諾したり勅使の一人勅命を朗讀したるに王大后なる號キヤセリンの身に聽ゆるや此の語は皇后にして且妻たる彼の女の感情をば激動し彼の女は朗讀を中止せしめかかる名稱を用る事を排斥し彼の女が皇后なる事を宣告し死る迄で皇后たらん事を欲す彼の女の位を奪ひたるは武力にして權利に非ず王の博士等の如きは博

學なる異論者にして諸大學の意見は唯賄賂と恐喝を以て得たる者に過す彼の女は今や法王權の外に如何なる權をも認す再び法王に上告したりとの意を告たりかゝる多感にして高尚なる言はキヤセリンの多難なる生涯の末路を現はしたるものにして彼の女の一生は事實其の殘謗も一身上若くは政治上の汚點を加ふべき所一つもなく其の健康は千五百三十五年の秋に於て遂に衰弱を來し翌年一月の始めに彼女は最後の手段を其の良人に送り其手紙の大意左の如し彼の女が彼に對して今現今にまで續けたる親愛なる情を以て彼に希ふ所は彼の靈性の健全たらんことを注意せんことなり之こそ他の何れの浮世の事情よりも重んずべき者なり又彼は彼の女を多の困難に投入したれども之等は皆免じたり又神にも其如く祈れり彼女は又ヘンリーに求むるに彼等の娘メリーに對し能く父たる事を以てし又彼の女が三人の使女を重じ彼等に譽れある婚禮をなさしめ彼の女に屬する其他身分乏しきことなからしめんが爲めに一年分の給料を與る事を述たり此の高尚にして多感なる手紙は末筆に左の如く云へり終りに我此の誓約をなし我が目は如何なるものよりも勝りて良人を慕ふ四月廿四日に彼女は五人



の共謀者と共に姦淫罪の嫌疑を以て拘留せられ是族を以て組織したる陪審官は此嫌疑を以て彼女を有罪なりと認たり火罰か斬首か二つの中何れなりとも王の好む所に任すと宣告したり斬首は王の好みなりければ千五百三十六年五月十九日彼女が繋れ居りたる監獄より引出され彼女の首は刑吏の劔に伏せられたり彼女の屍と其斬り放されたる首を収むべきものは空しき箱一つの外何も備られざりしと云へば彼女に對する敬禮は實に少なかりしと云ふべき乎然らざれば餘りに其始末を急ぎたりと云ふべきか其遺骸は夫れより數ヤードの近くにありたる聖ピーター・アドバニスラ(鎮)にかゝるベテロの意の教會に携へられ其聖殿の側に葬むられたり其翌日ヘンリーは第三の妻を娶れりゼンミーモールにして此女は既に幾分か不正の交際をなしをりたるものなり

以上述べたる離婚事件と其の場裡に現れたる重なる人物の記事は歴史の順序を歴たるものなるが今や我らは其順序に歸へらんキヤセリンは千五百三十六年一月七日五十二歳にして死せりピーター・ポロ修道院禮拜所の南面の通路に葬られたり朝廷は王太后の資格を以て彼女の爲めに喪を發しヘンリー彼の女の死を

聽て涙を流したりとは左もあるべきことなり

アンブリンの末路に付ては云べき所甚だ少し彼女が墓に下りしはキヤセリンに遅るゝこと僅かに四ヶ月なりきされば彼が爲めに流されたる涙は一滴もなく葬式の華美なることなく公私の喪服を着けたるものもなかりき彼女はヘンリーに歸したる三年間彼女は自身が其位置を横領したる高尚なる皇后に對して氣の毒と思ふ感情を起したるなり此年間は夫婦の間嫉妬の情疑と不實と以て過ごされたりキヤセリンの死後の間もなく千五百三十六年二月に生れたる男子ありこの事なれどもエリサベスは兩人の間に生れたる獨子なりきアンが王に不貞なりしと云ふ疑は長き以前より起りたりしが前文の日付の頃比疑は其絶頂に達しヘンリーは此嫌疑を調査することを命じたり又さて外國の法權を國內に亂入する罪はウルジに負せたる不審の嫌疑を以て終りたるならんと想像するものあるべけれど王は故顧問官の罪は全國民之に預りたりと稱して國民を恐怖せしめんと企てたり王の要求によれば全國民聖職も平信徒にウルジと共謀したりと云ふにあれば彼等國民とウルジと供に同罪に處せられざるべからずヘンリー



は大げさにも彼らの財産生命を悉く彼の處有に歸すべきものにして大權によりて特赦する迄は之を以て如何なることをなすも王の隨意なりと主張したりされど全國特赦することは之を罰すると均しく無謀の所行なればヘンリーは平信徒たけを特赦せんと決断せり衆議院は語を低くして王の恩寵を會得せられんことを嘆願し又數日の後に王が忝けなく此の恩典を施し玉へるときは前日承諾の約辭を述べたりされど王に怒られたる聖職らは各容易に免がるべきにあらず彼等が免る、意は只莫大なる金を以て自から買の一あるのみカンタベリーとヨークの兩會議は現今の金高に計算すれば二十萬圓に當る料金を徴せられたり貧困なる其時代に於ては驚くべき罰金と云ふは又強盜が大道に於て旅民の金銀を強奪して之をとり返す制裁なきが如なりしローマによく似たり此の金高は五年に亘りて拂終るべしと定め是れを拂終る迄は財産のみならず生命迄も王の掌中にありきヘンリーは今や英國教會の元首なる名稱を得ることに依て其位置を強くせんご決心せり千五百三十一年二月七日カンタベリーの會議に於て此のことを議したりしに聖職は此の最上權を王に與ふることを拒めり會議に提出したる原

案には英國教會の保護者にして元首たるものは只王一人なりと記されたり王が神に位してと云ふ一句を加ふることを承諾することを強られたるときに會議はかゝる專斷の行は神を侵す罰に近しと云ふされば其名稱は神に従へし保護者たり元首たりと云ふに定りたり會議は此のことを再議に付して此の一句は偽りの解釋を王に易きものなりと決議し討論たけなはなりしかキリスト律がゆるす限りに於て王は元首なりと云一句を別に加へて調訂を試むることに一決せり王は遂に各々制限を加へたる名稱に同意せりかくてカンタベリー會議は千五百三十一年二月十一日王を以て僧俗一切の人々の上に最上權なるものと認めたり數週間後にヨルク會議も此原案に同意せり但しタル公の監督にして其會議の議長なるフンストンはかゝる名稱をとることに反對なることを議事録にのせたり聖職が全然王に服従して王の保護の下に立つに至りて幾何ならずして下院は監督に反對して次の十二ヶ條につきて長文の訴狀を王に捧呈したり

(一)監督は王及び平臣の同意なしに自由に教律を定む、

(二)人民を辯護するも漸く減せんとす、



- (三) 教會の儀式は嚴に過ぐ、
- (四) 宗教裁判所に對する租税は過當に過ぐ
- (五) 其他教職が人民より臨時に徴收する税は頻繁なり、
- (六) 遺言狀を認むることの甚だ困難にして多額の金を要すること
- (七) 聖職の任命に對する税の過多なること
- (八) 而して其の聖職を任命するに當りても務めて己が知己のものを擧げんと欲すること
- (九) 狼りに人を誣ひ或は入牢せしむ
- (十) 聖日の甚だ過多なること、
- (十一) 人民は過失に對して少しも寛容さるゝことなし、
- (十二) 而して一度犯したる過失より決して救はるゝことなしと而して議會が此れを捧呈するに當りてや極めて慎重の態度を執り其終末に附記して曰く若し王にして以上列擧したる罪過の救済に盡力せば未來永劫に天よりの祝福を其子孫に遺すに至るべしと王は直ちに此の訴狀を宗教會議に送附したりしが宗教會議は

之に答へて曰く此の訴狀の一部は誤解の見地より來れり然らざるものに至りても監督は勝手に之をなすにあらすして實に法律の定むる所によりて之を爲すのみと而して其他に對しては教會と國會と等しく罪の明かなるものを罰するものなりと斯の如きの答は少しく注意を要する性質のものに屬す然るに王は其全く己の意志の如くせざりしを以て之れを宗教會議に返附して曰く教會は今現存する教律を總て王の手に歸し而して今後に於ては若し王家の承諾なきに於ては一も權利を所持すること能はずと斯る倨傲なる要求に對して教職は一步も讓ることなく斷然と反對の意を表はせしかば王も遂に此の不當なる要求を撤回するに至れり

一千五百三十三年に於ける二回の宗教會議を経て王家の至上權を認識する旨發表されたり而して王も此宗教會議の決議が議會の協賛を経て邦内の法律となるに至りて之に満足し遂に一千五百三十四年十一月三日に至れり、一千五百三十三年六月九日王は法律を出して法王の名を總て祈禱書より除くべく又決して祈禱に於て法王の名を用へからずと命じたり然れども彼は法王の名を祈禱中に入る



は不可なれども王家の名を用るに於ては不可なしといへり彼の暴虐の極りなき途に従順なる議會を強迫して之れに附隨する法律を決議せしめたり乃ち若し王の玉體女王及び皇太子等に對して或る危害を加へたるものは叛逆の最も大なるものなりと而して彼の治世は此の法律の爲め或は王の尊嚴を汚したる罪により或は王に對して不忠なりとの罪により可憐の人民の血を以て漂はされつ、終れり。

エドワード六世の即位するや此の自由なる英國民の法規を汚すが如き此の法律は廢されたり然れども法王が英國教會の上に把持する權限は羅馬管轄區に於ける道德の腐敗の爲めに將に顛覆せんとしつゝありしが遂にヘンリー八世の時に至りて全く失ふに至りたる前章に於て吾人が述べし如く復活の指導者なる法王の内に屢々教義に反したる行爲をなしたるもの或は不信仰なりしもの或は罪惡とも敢てなしたるものありき然れども何處に於ても英國の如く此等に對して烈しく反抗したる國はあらざりしなり例へんヘンリー王は最初法王に對して熱心なる扶助者にして彼が獨逸改革者に對して執りたる方針の極めて激烈にして全く

レオ十世に服事したるものなれども然れども英國の如く法王の罪惡に反抗したる國は他にあらざりしなりサートマス・モアが彼の所謂最大叛逆と稱する所のもの、爲めに糾問されし時に當りて彼に對する告訴の一ツは法王及び七ツの聖禮の權威を保持する此の本を書かんとしてヘンリー王を誘惑しつゝあるといふことなり而して王が其の書籍の手寫をモアに示したるときに彼は王に向て曰く王は後に至りて悔るときあるべしと然るに王答て曰く英國及び其他の基督教國は總て羅馬管轄區の下に拘束せらるゝを以て心を盡し力を極めて法王を尊敬するとも尙ほ足らざるを之を恐る此の管轄區よりして吾等は吾等の信仰を得たり而して朕の王冠も亦之れによりて得たるなりと然れども未だ三十年ならざるに法王の至上權に對するヘンリー王の意見に變動を來せり斯くして彼が法王の要求を退けて法王に反對の意を發表したるは即ち之れ數世紀間の葛藤に對する最後の一打撃たりしなり一千五百三十年九月十九日王は令を出して法王の諭告を邦内に入ることを嚴に禁じたり次で宗教會議は王に請願して曰く法王管轄區に納めたる初果の自今禁せられんこと然らば法王は必ず之れに對して反對の意



を表すべし宜しく此の時を期して全く羅馬より獨立すべしと而して此の決議も遂に一千五百三十三年七月九日に發布されたり次で又一命を出して羅馬に控訴することを止めしめたり此の法令の精神たる英國教會は總ての宗教上の問題に對して自ら最後の判決を與ふべき充分なる權限を所持するを以て敢て之れを外國の教會に求むるに及ばざることを示せり次で羅馬管轄區の勢力に對して大打撃となりしは法王の把持せし監督任命權の廢止なり英國教會に於ては監督をして王に抵抗し得ざらしめんが爲めに王は自ら監督を指名するの權力を保持せしなり然れども中世紀に於て羅馬は漸次此の特權を篡奪し遂に之れを濫用するに至りしは常に英國教會と法王との爭論の種子となりしものにてヘンリーの時に及びて漸く再び之れを英國に納むるに至れり英國に於ける法王至上權の廢止は是迄法王の英國に於て保持せし心靈上の裁判權をカンタベリーの大監督に徙すに至れり然り而して此の權利の王の手に歸せずして監督の下に來りしは記憶せざるべからず何人と雖どもヘンリーの獨裁的性質なる必ず之れを彼が手に納むべき如く豫期すと雖ども事實は然らざりき一千五百三十四年議會は遂に之れを

承認したり而して一千五百三十六年の決議によりて更らに此の權限の擴張せられ又確立するに至れり此の決議によりて羅馬に向ての總ての免許特許等及び其他之れに類似したる請願は禁せられたり而して此の如きは皆カンタベリーの大監督より發するに至れり而して是迄羅馬よりの任命は今後總て英國よりすることとなり英國教會に對する羅馬の裁判は全く廢止されたり今や英國は此の法律によりて全く法王よりの要求を退くるに至れり而して次に來るべきは國內の輿論をして此の法律に傾かしむるにあり之れをなすべき第一の手段は講壇にあり總會の決議は法王に勝りたるものなりとの教義は到る處の講壇より監督によりて國民に宣言せられたり僧侶は四方に此の説を傳播せり法王の要求を拒みたる決議書は到る處の教會に配布されたるのみならず廣く大陸に傳はるに至れり上流社會に於て獨り王のみ此事に盡力するのみならず貴族も亦法王の至上權の否認するの公文を出し遂にはロンドン府知事及びロンドン市會も地方議會と共に此の問題につきて公會に於て自由に議論するに至れり斯くの如くヘンリー王及びクロンウエルの時に於て輿論の大なる勢力は國民の間に



認識せられたる始んど現時と異なることなし而して輿論を興起するは總て教職の講壇に於ける力與て大なり庶民より大學に學ぶ學生及び宗教會議に列する人々に至る迄等しく此の法王の特權の廢止に對して同意の聲を上げざるものなし到る處の教職は皆喜びて此の法律に同意を表しつゝ、あり修道院の僧侶すらも彼等の保護者即ち法王を棄てく少しも躊躇せざりき若しそれ一度英國の神學者が法王の特權を廢棄して英國に於て法王の至上權に關しては神學上の基礎を失ふたる時に當りて教職が法王の至上權問題に賛同するは少しも困難にはあらざるなり

ヘンリー八世の罪惡に滿ちたる生涯は實に彼が貞節なる皇后キャザリンを離縁したる時より始まる次で彼は修道院を解散して冷淡なる社會に其僧侶を放逐し己が私慾を満足せしめんが爲め其財産を奪へり、彼は其の事業を成功せんとしては暴虐なる不正なる野蠻なる貪慾なる總ての手段を厭はずして用ゐたり彼が共に事を謀らんとして採用したる閣臣の重なるものは一人として善きものあらざりき而して彼等は王に加勢し斯の如き野卑なる

事業を成功せしめたり而して是等の建物の或るものを解散するにつき假令如何なる理由の存在するとも其執りたる手段に至りては罪惡及び瀆神の行爲といはざるべからず吾人は如何にしても其の時迄存在したる修道院制度の必要なる事實を等閑に附すること能はざるなり總て人間の事業に於ては假令一時代に於て極めて巧に適用しあるとも他の時代に於ては然らざるものなり英國修道院の衰亡を來したるは彼等の數の多數なりしによるノルマンコンクエストの時代と宗教改革と相去る四百五十年此間英國に於て殆一千二百の修道院は設立せられたり而して此に對する人民の數は四百五十萬を超過せず實にコンクエストとヘンリー三世の長治世の末期に至る間三百年間に建設されたる修道院は一千百而して漸く宗教改革の時代に近くに従ふて其建設の數を減じたりヘンリー八世が統治する久しき以前より輿論は漸く修道院の日々増加する勢力と其富とに制限を附せんとせり聞説宗教改革の時に當りては修道院のイングランド及びウェールズに於て有せし土地は實に其十分の一を占め而して彼等の富は又實に非常なるものなりしと數代の間上帝の禮拜に向ふて彼等は其中心にして且つ又貧民救助



の中心なりき其他大不法の時に於て罪を懺悔するものは彼等が不義の利を貪りたるの罪及び兇惡なる罪に向て彼等の財産を寄捨し僧衣を被り彼等の財産を以て富ましたる修道院に入りて彼等の餘生を送るにあらざれば其の罪を救ふ、こゝ能はずと考へたりしなり加之人民一般の刑罰の贖罪に對する信仰は彼等の寄捨したる金錢の多少に比例して其靈魂が苦むものなりとせり以上記せし所によりて是等修道院の其信者の寄捨によりて盛大に趣くを想見するに足らん、一千二百二十五年には既にヘンリー三世によりてモルテマン(死人の手)の法律は大憲章に相關係して發布されたり此法律によれば修道院の手に渡り再び譲り渡すべからざるに至る其の遺産の寄附を禁じたるなり實に僅少なる此財産によりて修道院は遂に自ら滅亡を招くが如き盛大なる富を有するに至りたり而して一方に於ては下院は其租税の負擔額を減せんと欲して彼等を制せんとし又貴族は己が勢力を張らんと欲して彼等の財産に垂涎しつゝ、あり加ふるに修道院は其事業の盛大なるに従ふて漸く其基礎動かんとせり先づ彼等の内に住するものは無職のものにして従て普通教職の如く監督の指揮の下に立たず且是等は常に監督の權力

を滅殺せんとし或はベネデクト派、ドミニカン派、フランシスカン派の開祖が述べし所に反するを以て法王は遂に其法王領の外に僧侶を派遣せざるに至れり加ふるに教會の修養は教職及僧侶の益するに從て漸く寛になり従て多數の僧侶は遂に監督の指揮の下より離れんとす是に於てか監督教會の第一原則に向て議論沸騰せり即ち僧侶と俗人の區別につきてウルセルが其宗教改革を初むるに當りて先づ注目したる處のものは先づ法王の代表者として總ての教會を取締り且つ總ての僧侶をして法王の下を離れて彼等が住する地の監督の許に屬せしめんとしたり彼の事業は失敗に終りたり然れども彼は三十或は四十の小修道院を解散して是等より入る収入を總て教育及び教會の事業に用ゐたり彼は其代表者としてトマス・クロンウエルを擧げ用ゐたり其後修道院の破壊の爲めにヘンリー王に採用され遂に總理大臣たるに至れりクロンウエルは既に如何にして略奪すべきかの成算彼の胸中に有りたるなり而してウルセルはヘンリー王の豫期せし如き人物にはあらざりき朝廷の財政益々困難に陥り王は修道院の財産を切奪して此の財政を整理する人もがなと切りに求めたるが遂にクロンウエルを擧用するに至れ



ヘンリー王は先づ小修道院の破壊を始め、然れども重にロンドンにあるものに限り、然るに一千五百三十五平の秋地方に迄及ぼし二十の修道院は破壊されたり、之に關してクローンウエル其首謀たり是等三人の品性に關しての其當時の批評は彼等三人は劫奪を自由になさんには如何なる原理を定むるも厭はざりき而して若し失敗の曉は己れ獨り其責を負ふにあらざして等しく其責を分たるべきを知る彼等は其有する權利を楯にとりて二十五ヶ條の諭告と二十八ヶ條の糾問個條を設けて監督に干渉するに至れり王は遂に新に任せられたるカンタパレーの大監督クラムマーに命じて此の破壊を行ふ間は監督の權利を中止せよと言へりクローンウエルのなしたるかの惨忍極まる劫掠及び彼の邪佞なる性質に至りては吾人の忍ぶ能はざる處のものなり修道院に入りては其寶物を奪ひて悉く之れをロンドンに送り彼之れをなすや一も法律上の權利あるにあらす甚だしきは其理由をも明かにせずして之をなせり或は僧侶を修道院に幽閉して殆んど餓死せんとするも願ふことなく或は若し一度修道院を出でたるものは再び歸るを禁じ

或は僧侶の數を減せんとしては二十五歳未満のものには其の信仰を告白して僧衣を着ることを禁じたりか、りしかば若きものは修道院に入ることをせず又殘れるものも漸く貧に遂に修道院の數も減するに至れり斯くして王の閣臣は極めて敏捷に事を處し數ヶ月を要する事も彼等は數週の間に成功したり第一の計畫首尾能く成功せしかば王は次に彼の行爲の不正をくらまさんとして破壊法と稱する議案を下院に提出して同意を求めんとせり此法案の序言に於て修道院を非難して狼戾淫慾にして惡むに堪たる罪過は修道院に住する十二人の僧侶によつて日々行はれつ、あり且又彼等修道院の僧侶等は自ら彼等の修道院を破壊して此等の財産を失ひつ、あり而してこは神の喜ばざる所にして又我が領土内に於て斯の如きことの起るは我が國の汚辱なりと此言たる當時に於ける教會の有様を幾分か言表したりと雖共然れ共未だ全く其言を信する能はず而して其打撃も主として唯だ十二人の僧侶が住する小修道院にのみ限るなり果然反對の聲は起りたり王の強迫をも意とせざる議員は議案に反對して起ちぬ然れども王が一度其反對黨の首領を捕縛して議案は遂に通過したり小修道院の破壊は思



ふ如くに王家の財政を整理する能はざりしかば遂には大修道院の破壊をも断行するに至りぬ、一層卑劣の手段をも敢て辭する所にあらざるなり、或は探偵を遣はして僧侶の一舉一動を監視せしめ、或は尼寺に人を送り彼等を誘惑しよりて以て口實を設けて彼等を放逐せしめ、彼は又其行爲をして強て國民に是認せしめんとして各僧侶に命じて講壇より賛成の意を言はしめたり、彼は下民の間に遊説者をして遣はして王の至上權を言説せしめ、且僧侶なるものは王に不忠にして殆んど國家に對して無用の長物なりと言はしめたり、而して貴族は此劫奪の分配に與からんとして反對するなく甚しきは俗氣紛々たる彼の俗僧等が十分税の昔日を夢みて此の改革によりて是等の再び己等の手に復歸すべきを豫期して之亦王に反對すること、なりぬ、而してクロンウエルの睨眼なる此等俗僧に喰はしむるに多額の年金と僧位等を給與して以て彼等の修道院を朝廷に至らしめたり、修道院破壊の事業は野火枯草を焼くが如き勢を以て進みぬ時に多少の妨害なきにしもあらずと雖も概ね修道院はクロンウエルの足下に降り遂に堅子をして名をなさしむるに至れり、然れども天遂に不義者罰せずしてやまんや、斯の如き不義なる破壊事業

如何でか反對なくして永く繼續するを得べきぞ、見よ反旗は英國の北方ロトスに翻れり時は之一千五百三十六年、惠の巡禮と稱する一揆起りてクロンウエルが其破壊を行はんとするを拒みぬ、然れど、噫時未だ到らざるか、此の反對も遂に全國を動かすこと能はず充分なる反對の理由を持ちながら適當なる首領を缺きたるが故に遂に失敗に終りぬ、然れども期運は漸く熟し劫奪に反對する空氣は國內に充ち渡り、次でヨークシャーの破裂となれり、ロバート、アスケ之が首領たり、彼は優柔不斷にして且つ餘り溫和なりと雖も輿論を後援として破壊したる修道院の復舊教職に課する重税の輕減兇漢クロンウエルの放逐大監督クラムマー及其他職務の重立ちたるもの、免職等の問題を提げて王に改革を求め漸く成功せんとしてたりしが王の訓練したる軍隊に敵する能はず、且又其首領の死刑によりて遂に又失敗しぬ、而して王は唯一揆の徒を殺すを以て満足せず、苟も之れに心をよせたりと認たる教職及僧侶等も殺すに至れり、殺されたる人靈を以て夜々樹の呻く聲はきかれしとぞ、十二人の僧院長は或は縊殺され或は裂殺され、唯だヨークの大監督は自ら其力の實際此の一揆を防ぐに足らざりしとの強辯の下に僅に免さる、



を得たりしとぞいふなる。  
 此の勝利に益々氣驕り更らに第二の破壊は大なる且豊富なる修道院に向ふて更らに大なる手段を以て行はれたり遂に僧侶は自ら其職を隠蔽するに至りぬ然れども遂に發見せられずしてやむものなかりき或るものはクローンウエルに賄賂を贈りて此の破壊より免れんとせしが之又無功なりき如何となれば彼は賄賂も納れ且つ修道院の破壊をも行ひたればなり頑強なる僧院長は用捨なく逐斥せられ唯だ服従するもの、み厚遇を受たりき後に至りては單に國民に王の勢力の大なるを示して彼等を恐怖せしめんが爲めにグラストンパリーの僧院長は一の罪なくして死刑に處せられしといふ寺院は盡く劫奪され終りぬ金目のあるものは聖壇に用ゐる金銀の皿を初めとし飾りに用ゐたる寶玉其他彫刻物等一として取り去られざるはなく残りしはたゞ窓硝子と屋根瓦のみなりしと寺院の鐘は總て銹貨の爲めにせられたり殊に最も人目を悲ましめたるは修道院の屋根を葺きしトタンすらも取り去られたる事なりか、りしかば修道院は全く衰微し荒廢し終りぬ是等の劫奪は一千百三十の修道院病院に及び其價格は現時最低價に見積りて

も五億萬圓然れども實際はなほ此の以上の價格ありしなり此等は或は再び寺院に復歸されしものなきにしもあらずと雖も然れども其の多くは皆王及び其陋劣なる臣下の懐を肥せり歴史は吾人に告げて曰く斯の如く不義の手段をも敢て憚らずして得たる金銀は少しも王の窮乏を救ふこと能はざりしと王の負債は前より少しも減することなく王と共に富を得たる臣下は漸く奢に長するに至れり十九世紀は貪婪なるヘンリー八世が行ひし修道院の劫奪の回復を以て始まり吾人は既に小修道院の廢止に賛成の旨を述べたりたゞに彼等の數の過多なるのみならず彼等の存在は實に彼等の内に不徳怠惰無智の惡風を養成するを以て彼等の廢止は實に時期に適したるものと云つべし然れども其執りたる手段に至りては吾人は反對せざるを得ず而して王も亦必ず其良心の爲めに責められしならん彼は皇后カザリンを離縁したる時の如く彼の目的は人民の幸福にあらずして彼自らの爲めなりき實に彼が破壊したる修道院の内には慈善敬虔及び教育の中心として之れを永久に保存せざるべからざるものありき、多數の修道院は一時に閉ぢしと多數の不生産的僧侶を一時に社會に放ちたる結



果は想像するに足るべし當時英國に於ける僧侶は其數殆んど十萬英國人口の三四百萬なるに比例して其數の大なる實に甚しといふべし然れども此の多數の僧侶も破壊を行ひし十年間に非常に減少するに至り其死刑に處せられたる數實に大にしてヘンリー八世の暴虐なる治世の下に死刑に處せられたる強盜其他の罪人八萬而して僧侶の死刑にせられたる數はなほ之れに超過せりといふ流石血に濁きたる此の王家の怪物及び其從僕も死刑に處せられたる是等僧侶の血には必ず飽きたるならん若き僧侶は最早再び俗僧の群に入らぬべく殊に修道院の再建を計畫するが如きは斷じてあることなし又既に位置にあるものは皆管轄區の牧師として派遣され其王に降りて服従したるものは多くの金銀を給せられ或は一個人の私財によりて建設したる修道院に牧者として送られたり然れども亦他方に於ては放逐せられたる僧侶の内にも他の幸福なる生涯に入らんと希望しつゝあるなり而して此の破壊事業の社會に及したる影響は人民をして益々貧困に趣かしめ今迄修道院に附隨したる勞働者は食を失ふて路傍に泣き學問は衰微し普通教育を等閑に附するに至れり殊に修道院内の圖書館の破壊は回復し難き損害

を來せり其の内に藏せられたる寫本の如き人心を燃やすに大なる功ありしもの總て失はれたり

一千五百三十五年より一千五百四十五年に至る十年間の長日月と偉大なる心勞を注ぎて修道院の破壊を企てつゝある時に當りて一方には改革に伴ふて一の大事事件は發顯せり大事件とは何ぞ請ふ次に之れを説かん吾人前に議會が十二ヶ條の訴狀を王に捧呈したることを少しく説きしが其内最も重要なるものは教職が餘り多く金銀を貪ることにして特にロンドンに於ては甚しとなす加ふるに陪審官は教職に向ふて不公平なりしなり此の感情は僧侶が普通の裁判以外に立つべきものなりと主張するに至りて俗人の間に一層烈しくなり來れりかの教職が臨時に屢々求むる租税は殊に商人の間に苦痛を感せし所のものにしてこれやがてウールセー失敗後第一着に議會より要求したるもの、最初の目的物なりき然れども此の事たる斯の如く大なりしにはあらざりき元より教會内には惡人ありしに相違なし然れど二三人の惡人ありし爲めに多數の善人をも併せて攻撃するは喜ぶべきことにあらず



此時に當りて教會の精練になほ一ツの重大なる根本的改革は所謂教職の恩恵なるもの、廢止なりき當時英國に於ては僧侶責罰の權利は唯だ宗教裁判にのみ存したる古代の法律は行はれたり此法律によるときは彼等僧侶は民法によりて罰せらるゝことなく又勿論其の罪を償ふ爲めに金錢を出すこともなし若し彼等を民法によりて罰せんと欲せば先づ彼等を黜職して而して後にあらざればなすこと能はざりき此聖職の恩恵なるものは元よりかの劫奪暴殺の時代に於ては必要なりき然れども中世に於ては此の特權は唯だに教職のみならず何等宗教の職を奉せざるものに迄も適用されたりしなり何人と雖も己が罪の爲めに罰せられんとするに當りてや一度教會の保護の下に來りて何等か其職に連らんか最早法律の手は彼の身邊に及ぶ能はず恰も教會は一の匿身處の如き觀ありき後には此匿身處の及ぼす區域は漸く擴まり苟もラテン語を讀み得るものは總て此の特典に與かるを得るに至れり實に此事たる僧侶にも俗人にも唯一の惠ある保護所なりき若し夫れ法律なく暗黒なる時代に於て教會の内に此の避難所なかりせば其罪なくして死するもの、如何に多かりけんを然れども一利一害は數の免れざる

所此惠ある制度も遂にはラテン語の一、二節を讀得る能力あるの罪人は多く教會に逃れ教會は僧衣を着けたる此等罪人を以て次第に満たさるゝに至り教會は漸く訴訟を以て繁く宗教裁判の審問は次第に粗畧に流れぬ加ふるに監督は彼の許に逃れ來る罪人を敢て禁錮するにあらず又彼等に充分の金錢を給與して之れを養ふにもあらず彼等を放任するを以て此所に來るものに對しては極めて好都合なりしかば之れに入り來るもの漸く多く從て教會に對する非難の聲は次第に高まり來りぬ此特典は一千五百三十六年及び一千五百四十一年の法律によりて廢止され僧侶と俗人との區別は取除かれ若し罪を犯すものは僧侶と俗人とに係はらず等しく罰金を課せらるゝに至れり然れどもヘンリーの治下に於ける僧侶は之れに反對せざりき殺人放火強盜竊盜の罪人が教會内にあることを發見せし場合に於て教會は用捨なく之れを罰したりぬ。

而して又當時少ならず教會の心を注ぎしはヘンリーの死後王位継續の問題なり王がカザリンを離縁してアンブレンを納れんとする時に當りてクラムマーは敢て一言の異議を挾まざりしが之やがて王がカザリンに生ませしめたる唯一の



生存者なるメリーをして妾腹の子なりと宣言したると同一なりきカザリン離別されし時メリー歳十七以後二十年間彼は辱めと憤りの内に長じ其父に受けたるチュードル家の氣質をして益々強からしめたり彼は如何に其母の無實の罪を雪がんと務めしかば蓋し想像するに餘りあり彼は國人より其母の不義の子にしてメリー女王としてにあらすして單に一女子メリーとして待遇されつゝあることを知るに及びて此の不公平なる待遇に對して永き間激烈に辯駁したりしかば國民も漸く彼の心情に同情を表し遂には多數の同情者を得るに至れり而して又最初より王の離縁に反對したる人々は教會内の匿身所の罪惡の益々大なるに従て王位に反對するの聲は益々高りぬ此の憤りの情は遂にエリザベスバルトン事件或はケントの尼と稱するものと相合して爆發しぬエリザベスは曾て癲癩病に罹りしことありしが今や再びヘンリー王の死とメリー女王の繼續なる豫言に益々其病を強めたり彼曾て一千五百三十三年クラムマー及びクロムウエルの審問に對して彼に黨するものは總て詐欺者にして唯此の世の名譽と彼の吹鼓を求めんと欲して來るものなり利益を得んと欲するに外ならざるを自白したりき國內に

於ける思想界と宗教界の大立物なるムーア及びフリンジャーと其他五人の僧侶は共に黨徒の疑を受けたり其内に實際之れに黨したるものもありしかども亦單に疑を以てのみ捕縛されたるものもありき五人の僧侶は一千五百三十四年死刑に處せられムーア及びフリンジャーは公民權剝奪條例によりなほ審問を要するものとして牢獄に送られたり。

ジョン・フリンジャーは一千四百五十九年ヨークシャーのベリアレーに生れケンブリッジに於て教育を受けたり後ヘンリー七世の母マーガレットの法教師に任せられ一千五百四年にはローチスターの監督の職に命せられたり彼は頗る文藝復古に對して興味を持ち齡七十歳に及びて初めて希臘語の研究をなしたり此時に當り彼の交りしはロイヒリン及びエラスマス等の學者なりき彼は當時の僧侶の罪惡に對しては全く局外者にして其如何なる程度に迄至りしかは彼の知らざりし處なりしかれども彼晩年に於て漸く其萌芽を發せし改革意見には頗る同情を表したりきカザリンの離縁に對して漸く非難の火の手盛なるに至る迄は彼は常にヘンリー王の助言者なりしかども此の不法なる決議の發表さるゝや彼は激しく王



に反對し其離縁を非難したる書を著はすに至れり書中彼は王の教會の首長たるを承認して次の如く言へり基督の命じたる所に違はざる限りは王は教會の首長たるべしと然れども彼は英國教會をして法王より分離せんとするが如き企には斷然反對したり彼は一千五百三十三年ケント尼の企圖に參與せしとの故を以て牢獄に送られたり此時に當り若し彼にして三千圓の金額を償ひしならば放免されしならんを彼は一千五百三十四年の至上權に關する決議を拒みムーアと共に獄に送られ此に最後の命令の下るを待てり法王が彼に與へしカーデナルの位と雖ども王の怨恨より彼を救出すること能はざりきさはれこの死期の逼りし時の生涯こそげに彼の潔白なる壯大なる生涯中の價値ある生涯なりしなり彼の死刑の間際迄其新約聖書を手より離さず約翰傳十七章三節より五節に至る句を讀み終り靜かに立ちて處刑臺に上り處刑者の手に其身を委ぬ彼の死刑を見んと欲して來りたる群集は此の衰弱して殆んど骸骨に等しき彼の細首の方に斧の當てられんとするを見しときに哀悼の叫を擧げて彼を悲めり彼の首を袋に盛り方にロンドン橋に曝らさんとするに當りアンブローレンより使者ありて其首を見んこと

を求めぬやがて彼の首のアンブローレンの前に持來たされしや彼は其青白き顔をながめて傲然として言へらくこは屢々吾れに抗して辯難せし其顔なるが然ども最早吾に對して如何ともすること能はざるべしと直ちに手を延べて最早言ふこと能はざる其唇を彼の手甲を以て打ち此の爲めに其指を傷け容易に癒えざりしといふ首なき體は裸體のまゝ處刑臺上に曝され繼て王の命により裸體のまゝ其墳墓に葬むられ爰に彼は靜かに其最後の審判を待つなり實に一千五百三十五年六月二十二日にして歳七十六なりき。

サー、トマス、ムーアも其後數週にして斬首せられたり前にも述べし如くムーアはコント及びエラスマスと共にオックスフォールドに於ける改革者の三首領と稱せられし程にて英國の宗教改革には偉大なる勢力を有したりしなり彼は一千四百八十年ロンドンに生れオックスフォールドに於て其教育を受けたり此所に彼は充分なる學識を養へエラスマスとの情交も此所にある中になれり一千五百三年撰ばれて議員となりしがヘンリー七世の怒を招きて一時其議席を失ひしかば遂に失望して一時僧侶となるに至れり然るに僧衣を脱して再び其法律家の職を執るに及び



て一千五百七年彼れは妻を娶れり彼は王の登極を願したる詩を書きて宮廷に任用され、一千五百十六年には小説中の模範とも稱すべき名著「ユートピア」を著せり、彼は此書に於て北海中一島「ユートピア」を訪れし「ラファエル」なる人の口を藉りて當時英國に於ける社會の狀態を批評し之れに對して彼の保持せし意見を陳せり彼の意見によれば彼は英國に完全なる自由制度を施行し事業の分配と財産の共有を主張せり彼は結婚の關係につきては一言も言ふ所あらざりしかども女も男も等しく僧職及び軍職につくことを主張せり彼の理想したる島中には宗教の自由も其教派とも承認し唯島民は永遠と神とを信せんことなりき實に「ムーア」が「ウルセー」の勸により方に朝廷に入らんと欲する時代に於て書かれたる此書は英國の政治上及び社會上改革の端緒なりき

然れども「ルーテル」が一度獨逸に顯はれて教義に對し社會に對して激しく痛論してよりは彼「ムーア」の此「ユートピア」に表はれたる思想は漸く實際的に又可成的に變化するに至れり彼は直英國に於ける舊教派の勢力ある加勢者となり其著「バビロン」の四 (Babylonian Captivity) に於て「ルーテル」の論議に答し所を見るに其「ラテン

語に精通せる其敵を論破することの巧なる彼の「ウラタンベル」の改革者は到底此英國の加特力教徒の敵にあらざるを思はしむ彼が一千五百二十九年に出したる問答にて彼は改革に抗して中世の神學を辯護したり而してこは明かに彼が王を敬するの證據たり同年「ウルセー」の死亡により彼内閣員として任命せられたり會て「ヘンリー」彼に「カザリン」の離縁は正當なるや否やを尋ねしとき彼之に答ふるをさけ神學者を王の許に送り然れども「アン」の結婚には激しく反對し其後王が法王と分離するに至りて彼は不健康を口實として遂に其職を去ぬ「ケンド」の尼事件の連累として告訴されしとき彼自らの言によれば彼は聖職として「アン」の許に至り金錢を出して其生命の全からんことを求め遂に宥るゝを得たりと「ムーア」及び「フレイシー」の兩人が王位繼承律を承認せよと召喚せられたるときに「ムーア」は「エリザベス」の血統の即位には同意したりと雖も其「アン」の結婚の正當なるを承認することを否みしかば遂に牢獄に送られ爰に彼は死に至る迄人を刺激せしむる彼の著述及び基督の苦に關しての文章を書きたりき一千五百三十五年春彼は王の至上權を承認せよとて喚問せられしが彼之に従はざりしかば



爰に彼の糾問は始まり殆んど七週間繼きたり、結果は知るべきのみ、假令王の命令は不法なりしとは雖も人民の多數は王に従ひしを以て其彼の失敗せしは明かなり、彼が晩年に於てはや、其地位を變じたる蓋し基督教の教師を譽めず却て古代哲學者を譽むるの偏きを呈したり、彼は然自として其運命に相遇し罪の精神を以て待遇したることは古今稀に見る所なり、齡五十六歳血氣なほ盛なる彼はタワ一岡に引き出され遂に血に喝きたる皇帝の犠牲となりぬ時に一千五百三十五年七月六日なりき、斯る有名なる人物の死はいかで歐洲の全天地を感動せざらんや、ヘンリー骨子を弄してありけるが其宰相の死をさくやアンチ、ポーレンに向ひ嚴格に曰く汝は此人を死に至らしめたる原因なり、やがて私室に退きて潜然となけり、モアーは死する數週間前豫言して曰くアン、ポーレンの首は遠からずして断たる、ことあらん此豫言や的中したり

吾等は今ヘンリー八世が英國教會の改革につき關係するに當り三個の事物彼が思想を支配せるを見る、第一カンリンと離婚したるが如く女色に耽りしこと、第二教會及び國家に對し權力を貪りしこと、第三修道院を破壊して富を貪れること、以

上の行爲を察するにヘンリー八世が英公會を設立したりと論ずるは極めて困難なり寧ろヘンリーの亂行は人心を驅りて改革の方面に向はしめたるなり吾等今や眼を轉じてヘンリーの時代に於ける神學思想家を考究せんと欲す、

第一に吾人の注意を促すものはレジリアス、エラズマスなり此人は既に大陸に於ける神學の戰場裏に於て有名なる人物なりき但し英國に於ける彼の勢力も極めて偉大なるものなりき今や吾人はいさ、か彼の感化力と事業を瞥見せん、

ヘンリーにして論理者なればモアーは哲學者にしてエラズマスは其内の最大學者なり、當時彼の右に出づる學者なかりき一千四百六十五年十月二十八日オランダのロッテルダムに生れ當時二千の學生を有するヘゲヤスの學校に於て學べり兩親は彼の十三歳の時に死したれば寺院に行きて學び後にステューエンのエモスの修道院に於て盟を立て僧とならんとしたり是晩年に大に彼が後悔したる事なりき一千四百九十一年カムブレリーの監督はエラズマスを巴理に遣はし深く學問を修めしめんとしたれども病の爲めオランダに歸れり後巴理に行き數人の英國青年を教たりしが其の一人マオント、チヨイ公爵は一千四百九十八年エラズマスに説



きて英國に來らしむ彼のオックスフォードにあるやモリア及びコーレーと交りを結  
 びたりヘンリー七世は一萬圓の養老金を與へて彼を英國に留めんとしたれども  
 エラズマス大陸に歸れり一千五百年アダゲヤと稱する格言集を著述したり一千  
 五百二年宗教の概形を尊びて其眞個の意味を忘るゝものを誠む一論文を草して  
 「エンヘリデオ」と名けたり一千五百六年以太利に行きトーレンにて神學博士の  
 號を得英國に歸りてモリアに捧げたる一の著述をなせり恐者の贊美と稱する最  
 も諷刺的の文字を以て滿てりエラズマス英國に留まること五年赫々たる名譽は  
 其中天に達せりチャールズ五世の宰相として大陸に向ひ歐洲の學者貴族法王と  
 往來繁しかりき至たる所エラズマスの旅行は凱歌を奏せり其行列の内には學  
 者あり監督あり争ふて彼を歓迎したり一千五百十九年俗話と稱する一書を出せ  
 り修道院生活斷食巡禮聖徒禮拜を打撃して餘す所なし一千五百十六年に於て最  
 も有名なる著述の事業は完成せり之希臘文の聖書とラテン文の聖書を共に註釋  
 を施して出版したるものなり此の註釋や完全とはいふべからず然れども最も多  
 く天下に讀まれたるものにして宗教改革の運命に大なる影響を與へたり一千五

百十七年には使徒の書翰及び福音書の敷衍文を著述したり

以上の著述はエラズマスをして宗教改革の先驅者たらしめたり彼が教會の弊害  
 を打撃する極めて大膽なりき聖書を以て教會と教義の標準となし僧侶及び獨身  
 生活を攻撃し盡したり以上の點に於てはエラズマスは他の改革者と意見を等し  
 たり然れども他の點に於ては多少異なる所あり彼等は基督教の本体は罪人の神  
 と和し罪の赦を受くるにありと論じエラズマスは基督は總ての徳の模範にして  
 道德的順序を此世に回復したるものなりと論じたりき他の改革者の神學はアウ  
 グステン的にしてエラズマスはペラジユース的なりエラズマスが中古の教會に  
 反對したるは道德的よりも寧ろ審美の觀念を害ふものとして反對したり  
 エラズマス會て曰く世を亂すよりも寧ろ審美の一部を犠牲に供せん先にはル  
 ーテルの如きエラズマスを稱して我が爲めには大なる希望あるものとなしたれ  
 ども一度ウエツテルベルヒの黨派が其極端に走るを見るや局外中立の態度を執  
 りエラズマスは平和を好むの士なりレオ十世がルーテルの下したる放逐文に  
 反對したれども亦教會の交りを離るゝことは夢にだも思はずと斷言しオランダ



に於いて地位危し一千五百二十一年エラズマスはバゼルに徙る一千五百二十五  
 年人の意思の自由といへる問題につきルーテルと説を異にしたりルーテルはエ  
 ラズマスを稱して懷疑者及びエビキユリアン主張の人物と稱せりエラズマスは  
 宗教改革を以て一種の罪なりと稱へ一千五百二十七年サルボンの會議はエラズ  
 マスの著述よりとれる三十二ヶ條を否定したれどもポール三世大に彼を保護し  
 カーデナルの位の彼に送れりエラズマスは老年と疾病の故を以て之を辭したり  
 一千五百三十六年七月十二日エラズマスは赤痢と膀胱充石病に罹りて死す臨席  
 の長老なかりければ基督の名と恵を呼びて世を謝せり其遺體はバゼルの大會堂  
 に葬られたり

エラズマスの勢力は二様に働きたり第一に彼が出版したる希臘語の聖書は大な  
 る感化を歐洲の學者に及ぼし其ラテン語の聖書を以て満足せずして原文の聖書  
 を學ばんと欲するもの漸く多くなれり第二に彼は事物の眞想を洞察して能く其  
 理性を養ふことを人々に勧めたり而して此習慣や時人呼びて異端者の精神とな  
 せり彼の勢力は先づ高地位の教職及び學識ある世人に及ぼし遂に一般人民に及

べり如何なる國も英國の如く斯く神學上の質問の習慣の激しき所はあらざるな  
 り従ふて之に伴ふ所の不信仰も亦甚だしかりき爰に於てか前數世紀間に非常に  
 發達したる迷信は地を拂ふて去り有司は法王の權力の漸く英國を去りて中世紀  
 の神學上及び風習上に對しての改革の避くべからざるを知るに至れり遂にエラ  
 スマスの唱へたる意見は教職の承認する所となり王は之を發布したり即ち其重  
 要の點は次の如し(一)信經(二)洗禮(三)告解(四)聖餐(五)信仰によりて義とせらる事(六)聖  
 像(七)聖徒の尊奉(八)聖徒拜禮(九)儀式(十)煉獄以上の條項を一々詳説するは此書の能  
 くする所にあらざればこは他に譲るとせん然ども是等は英國教會に於ける教理  
 及規律に對しての改革に充分なる基礎を與へたることは吾人の言ふを憚らざる  
 所なり之に次ぎて一千五百三十七年基督教徒の制度と稱する書を著はして前の  
 十ヶ條を敷衍せんと試たり斯の如きの萌芽は之れより前に業に已に英國に於て  
 信經主の祈禱十誡等の註譯の中に教會の講壇上より叫ばれたりき而して其後三  
 十年トレンの會議に於て發表したる問答は彼の別度に法たりたり而してこは重に  
 英國の監督が完全なる教理の下に人民を導き又教會の一致を謀らんとての盡力



によれり此制度は信經聖餐禮十誡主の祈禱聖母マリア等註解の五ヶの主眼よりなれり彼の教訓をトレント會議に於て發表したる問答中に入れよとの談判委員は全監督八人の執事長十七人の神學博士等なりき當時の如く教義に對して辯駁の激烈なる時に人心をして歸着する處を知らしむべき一種の偉大勢力を有する書籍の出版されんことは英國に於ける教職の互に相一致したる所なり此の事に對しては種々議論を圖はしたり然れども英國の教職は法王を神聖となす過にも亦大陸諸國に於ける新教國が常に抗議するが如き過にも陥らざりき即ち此の教訓は英國に於て或る一部の思想或はある一個人を代表したるものにあらずして英國全般の思想を代表したるものなるが故なり各代表委員は其會議を終りたる後此教訓を王の許に送りて其承諾を求めたり時に王の曰く今は多忙なり讀むに暇なし經典の教と相一致したる此の書の出版は一に卿等神學者に任せんと斯くして此の書は一千五百三十七年にカンタベリ及びヨークに於て使用せんが爲めに出版されたり然るに其後幾何ならず王は國政に關する文書に對すると同じ態度を以て此の書に向ふて批評を試みんとして此書を改刪せんことを要求せり然

れども人心之に歸せざりき多少急進家の反對ありしと雖も此教訓は邦内一般の教職より是認されたり其後殆んど七年此書は王の監視の下にラテン語に翻譯されたり而して王の此事業たる彼が此書を改刪せんとしてならざりし時に既に彼の胸中に萌せしなり王が改刪したる書は一千五百四十三年出版されき其形狀其組織の前者と異なる方に基督教徒に對する要なる教義及び智識とも名くべき別種の書にして一般人民に知られざりきされば元よりかの教訓に相對する程の勢力もなかりき然るに斯る間に英國及び大陸との改革者間に教義上の一致を來さしむべき一の機會は改革派の教義に討議する場合に起れり之より先き一千五百三十五年アウグスブルグの會議に王が其書翰をもたらして使臣を遣はせしとき既に此の徵は顯はれたりしなり其時の使臣にはヘーアフォールド及びヘースの監督にして後にヨークの大監督たりしフオックスなりき此時に當り獨逸の諸侯彼の建言に答へて曰く若し王にして吾等の首領となり吾等の保護者となりアウグスブルグの決議に調印せんか然らば吾等も王の建言をい入るべしと王は之等の要求を承諾



せんとして更らに曰く改革派の中の學識あるもの一人を英國に送り神學上の混亂したる語詞を解釋せしめよとかくしてこの商議の結果は三十ヶ條の條約によりて相互の一致を度りたり然れどもこは少しも社會に影響を及ぼすことなく一千五百三十八年ヘンリー王が第二の接近をなしたる時に至る迄其儘となりき王は外國の侵襲に對して再び獨逸諸侯に向ふて同盟を求め以前の會議を再開せんことを提出せり會議は英國に於て開かれヘンリー自ら討論に出席しぬ此の會議の信仰に關する討論に於ては好望なりしかども一度聖餐の條項に入るに及びて會議は破れぬ更らに八年以前に定めたる十三條の廢毀となりたるを回復せんとしたれども斯の如きは元より此會議の主要なる點にあらざれば依然として人々を失望の域に置かしめたり英國に於ては王も神學者も共に制度によりて表顯されたる神學を變更するを意とせざりしかども獨逸諸侯はアウグスブルグの自認は殆んど聖書と等しく尊重したりしなり

實に此會議の斯の如き結果を來せたる改革派の反動的性質に之れを歸せざるを得ず英國及び大陸の改革者として相一致せしむること能はざる是等の點は遂

に教會をして益々明かに益々遠く距てしめたるなり爰に於てかヘンリー王は是等の討論したる條項を一層明白に詳しく記述してより改革派をして已に法らしむること能はずとも少くも英國内の臣民をして已に法らしめんと企てたり其結果として六ヶ條は出で來れりこは基督教に關する若干の信仰個條につきて意見の衝突を避けんが爲めの條例なりヘンリーは其委員に對して六ヶ條の問題を發したるよりこの名あり此委員會は一千五百三十九年五月コロムウエル及び十二人の監督より組織せるものなり委員は王の問題に關して確たる答を與ふること能はざりしかば遂に貴族院に向て提出し王初め諸侯共に大議論の後遂に決着和解したり該文章はヘンリー自ら制定したるものなりといふ六ヶ條とは蓋し左のものといふ第一化體の教義第二聖餐禮に於いてパンと葡萄酒の兩種は必らずしも必要ならず第三祭司の獨身生活第四神に立てたる盟ひの永久とくべからざること第五告解第六私の聖餐式以上の諸個條は各々之れに相當すべき刑罰を附したり爰に於て六本の糸を有せる鞭なる批語を受けたり第一條を破るものは國賊として火刑に處せられ財産を沒收せらる他の五ヶ條を犯したるものは重罪犯の待



遇を受けたり然れども英法の汚點たる此法律は未だ一度も行はれたることなかりき蓋しヘンリーは唯た人心を恐嚇して宗教の一致を謀りしのみ然れども一方に於ては既にエドワード六世の下に於て是等の個條にのせたる教義に對する反對運動は興れり是等の文章より察するにヘンリー八世が改革派に對して如何なる態度を執りしやは明なり實にヘンリーは徹頭徹尾法王の忠臣なる臣下にして其國に於て宗教改革を制止したる人物なりとす

英公會はかの制度なる書に於て教義の改良を謀りしと共に禮拜式の改良も必要なりき教職は大に之を主張し王もやむを得ず賛同したれば一千五百三十八年にはコロモウエルの臣下の一人なるマレー禮拜式文を制し之を議會に問ひたれども出版するに至らずしてやみたり禮拜式は自國の語を以て行ふべしラテン語を用ゆべからずとは當時の輿論なりきアングロサクソン語ノルマンフレンチ語及びラテン語は相合して高尚なる十六世紀の英語を形成したるものにして人民の多數は此語を使用したるを以て最早ラテン語を用ゆるの必要なかりき之れより先きにも英國公會は英語を以て禮拜式の或る部分を行ひたり例へば早禱文の

如きは既に十五世に於て行はれ説教集は一千四百八十三年英國の初めて印刷者なるカックストン之れを出版し式文中の福音書及び書翰は英譯の新約聖書より取れり祈禱文變更の事につきてはエドワード六世の時代を論ずるに當り詳論する所あらんとす唯た爰にはヘンリーが施したる改革につきて論せん一千五百四十二年一千五百四十三年會議は祈禱文を改正し遂に今日の祈禱書を出せり日曜日及び聖日に讀美の頌及び聖マリヤの聖歌の後に牧師は英譯新約全書の一章を讀み次に舊約全書を讀べしと命令したり一千五百四十四年六月十一日王の命令によりてリタニーを改正せりヘンリーがなしたる祈禱書改正は重に斯の如きものなり

ヘンリーの御代に於て祈禱書改正の呼聲高まりしと共に聖書翻譯の必要起りたり然れども此時に於て英國の信徒は全く聖書なかりしと思ふべからずウエックリフがラテン語の聖書を英譯せし前に既に若干の部英譯せられてありきアルドヘルム(六百五十六年—七百〇九年)は詩篇をアングロサクソン語に譯したりベード(六百七十二年—七百三十五年)は其死せんとするに至る迄書記の扱けによりて約



翰の福音書を翻譯しつゝ、ありたりアルフレッド王は八百四十九年の九百一年聖書を全體譯したりといふ但し今日吾等に傳はるものは其一部分のみ斯の如く小翻譯の存せしにも係はらずウエックリフの時代に於て聖書翻譯者が過激なる改革主義を執りし爲め聖書の英譯は暫く捨てられてありき故にヘンリー八世の時代に於てコロンに於て一千五百二十五年出版せられしものは新約聖書なりき一千五百二十六年及び一千五百二十九年に於て新刊物は續々出てたり然れども之等の翻譯書は杜撰にして批評的價值なし此に於てヘンリーは一千五百三十年に二人の大監督と大學の教授連を召して公認新約聖書を出版せんとせり教會の學者よりなり立てる委員は任命せられたり一千五百三十四年に於てクラムマーは委員の仕事を分擔せしめられたり

たま／＼此の時に當りて大陸に於てシルカバデールの翻譯聖書一千五百三十五年十月に出版せらる一千五百三十七年にはトマス、ダタイなる名を以てジョン、ロガスなる人聖書翻譯を出版したりクラムマーの運動によりて暫く此の翻譯を用ふるこゝなれり此時に於て英國には二十五種類の英譯聖書行はれたり之を

自由に研究したる結果は遂に英國に清教徒を起したる所以なり彼等は自由に聖書の句を引用して教會の禮拜式を妨げたれば王は神の家にありては人は温和なるべしとの忠告を興へたり爰に於てか公任聖書の必要益々逼れり一千五百四十年に於て其出版漸くなるクラムマーは永き序文を附したり一千五百四十年より一千五百四十一年に至る迄九版を重ねたるを見ても如何に廣く世に歡迎せられたるやを知るべし此聖書の定價は未綴のもの六十圓既綴のもの七十二圓なり人値の高きを以つて之を求めず此に於てヘンリーは六ヶ月以内に聖書を供なへざる教會は刑罰に處すべしと命令したり此の命令や大に有功なりき之を稱して大聖書といふクラムマーはなほ此翻譯を以て満足せず再び委員を設けて之が改正に従事したれども唯大學連のみを使用して翻譯をなさしめんとしたれども委員等の反對ありて其事業を中止したりき斯る高尚なる事業も王の自由なる干渉の爲めに遂に失敗に終れり

吾等は今や此長き一章を終らんとするに當り個人及び家庭の方面よりヘンリーの事を論せずんばあらずヘンリーは修道院を破壊したりし爲めに一揆の起りし



事ありしが此より先きジャンシーモアは一子を生めりエドワード六世となりしもの之なり然れども不幸に其母産褥に於て死にしかば國家の必要上よりヘンリーの再婚必要なりき大陸の君主と同盟を形成せんが爲めにクロモウエルはサキソニー撰擧侯の親類なるクレブスのアンを撰めり一千五百三十九年華燭の盛典を擧げたり此結婚やクロモウエル併にアンに執りて不幸なりき蓋しアンは獨逸婦人にして容貌醜に一語の英語を知らずヘンリーは遂に離婚を思立にきカザリンとの離婚に於てウールセーの犠牲に供せられしが如くクロモウエルも今はアンの離婚に於て犠牲に供せられんとすクロモウエルは七年間帝國の大權を握りしが其間慘忍酷薄の擧働多かりき此に於てか自然に其敵を有したりき彼等は今や之れを利用せんとしたり之より先クロンウエルは王に謀らずして大陸の諸侯と商議したること顯はれければ一千五百四十年六月十日ノルフオルク侯爵は國賊を以て彼を訴へ彼ら帶びたる聖ジョージの勳章を奪ひ去れりクロモウエル獄に投せらる當時市民は鐘を打鳴らし火をたきて之れを喜びたりクロモウエルヘンリーに哀訴してきかれず一千五百四十年七月二十八日トマス、クロモウエ

ルの首はフッシュヤ、モーア及び其他の人々の如き運命に遭遇したりき今やクロモウエル倒るアンの離婚容易のみクロモウエルの作りし大陸との同盟は倒れたりアンは其故郷獨逸に歸されぬ次に王はカザリン、ハワードなるものを娶りたるが之亦アン、ブレンの如く一千五百四十二年に斷頭臺上の露と消えたり最後に王の撰めるものはカザリン、バーと稱する賢徳の婦人なり王の晩年を乳母の如く奉侍したりといふ

ヘンリーは晩年に於てチャレス五世と同盟しフランシス一世の時佛國を攻撃し又戦争の結果として財政困難に陥りきヘンリー七世の殘せる物はヘンリー八世の使用を満足せしめず此に於てヘンリー八世は修道院を破壊して收入を謀たれども之さへも充分とはいふべからず故にやむを得ず貨幣の價格を下して收入を益したりヘンリーは一千五百四十七年一月二十八日に死し時方に獨逸に内亂ありチャレス五世は常に獨逸の諸國を征服しつゝ、ありたりヘンリーの治世は厭制暴君の治世なりき臣下の多くは王の意思によりて刑罰せられたり然れどもヘンリーがローマと離るゝや能く國體を保存したることは注意すべし國會は王の意



思に従ひたれども租税を課し法律を作るの權利を有したり十六世紀の革命に於ける英國の地位は佛國西班牙に遙かに勝る英國はローマ法王の手を全く離れて立憲君主を戴くに致れり然れども佛國西班牙は宗教的君主と專制なる王を戴けるなり故にヘンリー八世の御世の大缺點は王は個人的政略の爲めに忠實なる宰相を殺し不幸なる妻女の命を絶ちしは實に千古の遺憾なれ

### 第十四章

エドワード第六世時代に於ける宗教改革

(自一千五百四十七年—至一千五百五十三年)

顯理第八世は一千五百四十七年一月二十八日を以て崩御したるか當時英國は政治上に宗教上に既に久しく同王の勁直なる品性に依りて統治せられ王嗣エドワード第六世登極の曉躬ら政勢を見るに至る迄百般の制度施設に於いて牢乎動かすべからざらしめんとは同王の平宿最も意を致したる所なり吾人が前段に於て述べたるが如く顯理第八世は其老境に及ぶや次第に保守的に傾き英國教會の改革は最早歩武を進むるの要なしと思意せしと雖も此チエードル王の遺圖は一朝にして爆然破壊し去られ國會及び牧師會に於て表白せられたるが如く曾て民意を阻害する事なかりし一暴君に繼ぐに貴族政治の暴戻は地を捲いて來りたり即ち顯理王の嬖臣等は俄に政柄を掌握し傲然として君主に對し國會に臨むに至りたり



顯理第八世の義弟にして、時のハートフォード伯ソーマーセットは先王の大故あるの前既に早く王位を繼承せんとするの志あり、是を以て、王の崩御あるや、ソーマーセットはハートフォードに向ひたり、此處には幼主のサーアントニー、ブラウンに待せられたるあり、ブラウンは當時陸軍の總督にして、幼主護衛の任に居りしものなり、ソーマーセットは次て幼主をエンフィールドに遷し、此處にはエリザベス女王もありしかば、此二王子女に告ぐるに始めて父王の崩御を以てせり、ソーマーセットはブラウンと共に相議する所あり、其叔父たるの謂を以て攝政として補理承化の任に居らんと誓へたり、而かもソーマーセットは自ら計るに尙ほ一步を進轉せざるべからず、即ち樞密の議に參して萬機を壟斷せざるべからざるの要あり、是に於てソーマーセットはエドワード王を倫敦に遷し、内閣會議を開き、先王の遺詔なるものを奉讀せしめたり、此遺詔が果して先王の遺詔なるかは聊か疑ひなきに非ずと雖も、ソーマーセットは百方策を廻らし、内閣員をして信を此遺詔に置かしめんと力めたり、今其遺詔なるものに就て案するに、先王ヘンリー第八世はエドワード尙ほ幼年たるの間は十六名の執政官に於て之を輔弼せしめ、之に十二名の參議

員を加へ時に臨んで其議に參與せしむべしといふに在り、然るに此の如き方法は寧ろ國勢を滯滞せしむるの虞ありと稱し、ソーマーセットは此等參議員を説得し、此重複なる形式を撤して己れ獨り攝政として事を見るべしと爲すに至りたり、而してソーマーセットは攝政たる代りに萬事以上の參議員の助言に依りて事を決せんと約したり、ソーマーセットは此の如くにして尙ほ安んずる能はず、一方には巧みに幼主の意を迎へ他方には自己の地位を固うせん爲め内閣員其他の官爵を進め、且つ從來寺領より押收せし基金より生ずる所得を擧げて彼等に分與し、専ら人望を博せんと力めたり、然るに此時に當りソーマーセットに對する一箇の勁敵現はれたり、勁敵とは誰ぞ、時の大法官たりしサウサムプトン伯是なり、伯は夙に大望あり、今や機乗すべしとなし事に茲に従ふの餘暇を作らん爲め四人の副法官を置き、法院の訴件を分掌せしめんと計りたり、然れども副法官たらんものは王の裁可を経るの規定なり、然るをサウサムプトン伯は一己の私見を以て允許せしかば、ソーマーセット伯たるもの安ぞ能く之を黙過せん、即ちサウサムプトンを告發せしより、其結果としてサウ



サムプトン伯は越権の故を以て罰金を課せられ且つ入獄に處せられたり、サウサ  
ムプトン伯は此の如くにして陥られたり、ソーマーセット伯は獨り無人の境を行  
くが如く無上攝政の大權を掌握するに至り宿昔青雲の志始めて遂げられんとす  
るに似たり。  
然れどもソーマーセット伯の獨擅なる行爲は痛く上下の感情を害し、動もすれば  
伯を非難せんとするに至れり、千五百四十七年伯は自ら陸軍總督に任じ其弟、シ  
モールを以て南部英倫の事を見せしめ軍を進めて蘇格蘭に闖入したり然るに忽  
ちにして蘇格蘭を平定するや、シモールは伯の外に在るに乘じて權勢を儼  
むの舉に出でんかと恐れ直に軍を倫敦に返したり、伯は何故にシモールを恐れ  
たるか蓋し其謂なしとせず、先に顯理の崩後間もなくシモールはカザリン、パ  
ーと婚し第四の王婿となり而して彼は更にカザリンの死に先ちてなりとも王女エ  
リザベスと結婚せんとの勢に迫りたり、一千五百四十八年カザリンは果然逝けり、  
其逝けるは鳩殺なりと信せらる次でシモールは切りに新王をしてソーマーセ  
ット伯を喜ばざらしめんと力めたり、是を以て伯は一千五百四十九年一月、シモ

ールを幽閉し其審問に際するや、シモールは國安を害するの謂を以て極めて重  
きに問はれ死刑の宣告を受く然れども此處刑を執行するには第一にエドワード  
王の允許を経るを必要と爲す、王の允許は勿論形式に過ぎずして、一千五百四十九  
年三月廿日を以てシモールは「タワー、ビル」に於て斷頭臺上の露と消ゆるに至り  
たり、シモール既に逝けり、ソーマーセットは又恐るべきものなし、是に於て其專  
横は之を日々にして長じたり、伯は殆ど國王たるの實權を行ひ、數萬の金銀を蓄積  
し、以て倫敦沿岸の地に莊大なる宮殿を建築せんを企てたり、此計畫成るや、伯は其  
圖書室を飾らん爲め、倫敦市に屬する幾萬卷の書籍を茲に移したり、ソーマーセッ  
ト伯の勢威此の如く次第に熾なりしかば、他の貴族等は其勢威に懼焉たらざるの  
みか、更に其權力を恐るゝに至れり、此形勢を看取せる伯は平民の代表者として立  
たん事を努めしかども斯種の彌縫策や能く幾何の効果をみるべき既にして有力  
なる反對黨は俄然として起りたり、其首領はノーサムランド伯ダッドレーにして、  
ソーマーセット伯と同じく夙に大望あり、機を以て乘すべきを窺へるの人なり、一  
千五百四十九年十月ダッドレーは公然ソーマーセットに對して打出でしが、ソーマ



ーセットの運命や盡きたりけん、ダットレー打撃に依りて脆くも失敗を取り議會よりは彈劾せられて暫く入牢を命せられ、十萬圓の保釋金を以て僅に解放されしも、反對黨は猶ほ彼の行動を目するに、王室に對して不忠不逞の形跡ありとし、ダットレー等はソーマーセットが再び勢力を回復せんを恐れ、一千五百五十一年の秋彼を逮捕して獄に下し三ヶ月の後、即ち一千五百五十二年一月二十二日を以て死刑に處したり。

ダットレーは史上ノーサムバーランド侯として知られ彼の英國の九日女王の名あるジエーン、グレイの義父なり、彼はソーマーセットを除きし以後は滿廷毫も憚る處なく先づ閣員多數をば己れの幕下に引入れたり、然れどもダットレーはソーマーセットの如く果して王位を覬覦するの志ありしか、君側の弊を除くと稱し、如何に彼が傍若無人の舉に出でたるかを見れば必ずしも其志のなかりしを信ずる事能はざるべし、見よ彼はエドワード王の即位に關して先王顯理の遺志に出でたる太傅としての大僧正克蘭マー、キンチエスターの僧正ガーディナーを檻致し又メリー及エリザベスの二王女に對しては各庶出の故を以て之を黜けんとし、先

づメリーは法律に訴へてなりとも其素志を遂げんと計り、エリザベスは丁抹王に配するを名として之を遠けんを力めたり、是に至りて以爲らく我一家を擧げて英國の王位繼承者の中に列せん事必ずしも難からざらんと、彼は果然ソーマーセットの覆轍を踏まんとせるなり、ジエーン、グレイ嬢は顯理七世の元孫なるが、時に年齢甫めて十六母氏の認許を得、一千五百五十三年五月二十五日ノーザムバーランドの一子たるギルドフォード、ダットレー卿に嫁す、此結婚がエドワード王の爲に由々しき壓迫となりしは他に非ず、即ちジエーン、グレイ嬢を以て王嗣となし之に由て國王の廢立を行はんとするに至りたればなり、ダットレーの陰謀は極めて迅速に進行し同年翌六月には之を斷行するの準備既に整ひ、一ヶ月精しくいへば三週間の後、即ち一千五百五十三年七月六日にはエドワード六世は冷かに死床の上を横はれり、是に於てノーザムバーランドは直に王冠を取てジエーン、グレイの頭上に被むらしめたり、然れどもダットレー家の一時の成功は同時に其凋落を意味するものに非るか、何となれば國民は既に其暴漫非禮を惡む事、ノーマーセットに均しく寧ろ之に越ゆるものあればなり、勢窮すれば即ち通ずるは事の常なり、王女メ



リーは辛ふじてなりと兄エドワード王の繼承者なりと認められ、而してノーザム  
 ーランド伯は叛逆者を以て問はれ、エドワードの死後六週間に過ぎずして處刑  
 せられたり、之を一千五百五十三年八月二十二日の事と爲す。  
 エドワード六世の治下に於ける重要な政事上の事件は上來述ぶる所の如し、吾  
 人は更に筆を進めて當時英國に於ける宗教改革運動の状況を述べべし。  
 先にソーマーセット伯の攝政たりしは前後二年半に過ぎざりしも、此期間は英  
 國々會及び牧師會議に於て前年顯理八世時代よりの問題たる英國教會制度の決  
 行を進捗したる少小に非れば吾人も亦少しく此間の消息を語るべし、ソーマーセ  
 ット伯は不逞の徒として非難を免れざるも宗教改革上に於ける大僧正クランマ  
 ーの運動を掩護したるは後世よりの感謝を値する所なり、一千五百四十九年には  
 エドワード六世の第一祈禱書の發行を見るに至りしが移りてノーザムパーラン  
 ド伯の時には英國の宗教界はソーマーセット時代の反動を受け、一時加特力教徒  
 の勃興を來したり、當時にはクランマーの勢力到底往日に比すべくもなし、何とな  
 れば、クランマーとダットレーとの間には全然同情友誼なるものなければ也、され

ばダットレーの晩年即ち一千五百五十二年發行の第二祈禱書には先代に行はれ  
 たる加特力教の教理慣習を採録し、前年改革の曙色は茲に再び暗雲に掩はるゝに  
 至れり。  
 エドワード王治下に於ける政府の方針は教會をして成るべく國家の一部局たら  
 しめんとするに在り、されど王はエラストス(全獨逸の人、教會は主張に對して)主義の  
 傾向を有し、而して此主義にはクランマーもライドレーも同感を表し居たり、此時  
 に當りて清教徒は教職に居るものと將た俗人たるを問はず、總て正統的信仰を  
 害せんとするものには正面より之と應戦せんとしたりしかば、時の政府の管下に  
 居る限り、清教徒の地位は極めて危険なるものなり、然れども幸にして政府は教會  
 に對して其政策を勵行せざりしが故に甚しき影響を蒙らざりしのみ、エドワード  
 王の最初の目的は先王顯理八世當時の如く先づ王權を確立せんとするに在り、之  
 が爲め王は諸僧正等に與ふるに裁判權を以てし、政府は單に政勢を見せしむるに  
 止めたれども、此種布達の如きは專制王者の尙ほ能く爲す所にして、所謂宗教改革  
 には何等の効果をも見ざりしなり、而して内閣の方面に於ては大僧正及僧正を迎



いて以て其王位を絶對神聖ならしめんと試みたり今や僧侶の廟堂に於ける勢力此の如し僧侶たるもの此上に能く何をか望むべき然れども勢力は常久のものに非ず此急進的態度は忽ち反動の勢力に傾され爾後五年にして再び舊制に返るの已むなきを見たり。

一千五百四十七年エドワード王は勅諭三十七箇條を發布したり即ち顯理八世の時の訓諭八箇條に基き多少を敷衍追加したる廿箇條と千五百三十八年代の訓諭十七箇條とより成るものなり此等の訓諭は教職にあるもの及俗人たる信徒が法王に關し教會に關して従來守れる迷信的教條に關するものにして之に依りて法王の神權を破毀し英國王の權威を確立する事となれり例へば巡禮を羅馬に派遣する事法王の前には靈光燦然たりといふ事或は之に對する犠牲供物の如きも廢せられたり迷信的禮式といへば床上に靈水を注ぐが如き或は神鈴を振りて病魔惡神を驅除せんといふが如きも然り従前會堂内に裝置せる肖像の前に飾れる無數の燈火の如きも之を取拂ひ唯聖餐の時教壇の上には二個の燈火を存し基督は世界の眞の燈火なる事を表はさん爲めのみに止めたり當時英國教會にては聖書

は一般にエラスマスの註解あるものを用ひ通讀の便に供へしめたり英國の祈禱式は單に會堂中に於ける僧侶及會集信徒の間にのみ行はれ而して聖職に在ものは皆自國を以て本山と爲し聖餐式は嚴格に牧師會に於て執行すべきものとなり牧師は酒店に赴くを禁じ加之食後に雙六骨牌其他不正なる賭戲の爲に時間を費すを禁せられたり牧師には帳簿を給しありて之に受洗者結婚者及死亡者の氏名を記入す牧師の収入は一年四十磅即ち日本の四百圓にして其十四分の一は監督地内の貧者に惠與せざるべからず而して俸給の一年一千圓に上るものは貧書生を牛津堡若しくはケムブリッヂの大學に送るの義務を有すと爲せり牧師たるものは拉典語及エラスマス註釋付英語の聖書を研究する事となり僧正の檢定と同時に試験せらる又俗人は各其子女に信條大綱主の祈禱及十誡等を教へ以て名譽なる職に就かしむるの義務ありとせり日曜日には嚴に安息日を紀念し必ず教會に出頭すべきものとす又假令收穫の時期と雖も其收穫物に損失を來す場合に限り勞作する事を得べしとせり又貧民救助の爲に會堂内に喜捨匣なるものを設け富めるものをして迷信的儀禮に費やすよりは憐むべき貧民に惠與するに如かず